

14. 21-882

1.21



1200501163868

882

帝國農會編
 經濟更生資料
 第三輯
 農家簿記普及指導
 事業の経過と現状



始



14.2
882

新 濟更生資料(第三輯)

昭和十二年三月

農家簿記普及指導事業の經過と現狀

帝國農會

1424
882

序

農家簿記の普及は經濟更生運動に於て極めて重要な事は今更言ふ迄もない。而して昭和十二年度に於てその普及部
數將に百萬を突破し愈々簿記運動は熾烈を加へつゝある現状竝に從來の戸別的指導は集團的大衆化運動に轉移しつゝ
あるに鑑み、農家簿記本來の使命の再認識竝に適切なる集團的簿記指導方法の會得は誠に緊要なりと認む。本書



第一は系統農會が農家簿記普及指導運動に邁進し來りしその經過竝に昭和十二年度、農家簿記、農業經營設計書普
及状況を
第二は昭和十、十二の兩年に亘りて開催せし集團的農家簿記優良記帳表彰事業の中、昭和十一年に於ける審査方
法竝に優良事例を
第三は農家簿記普及指導の重要問題につき右優良事例實地審査の報告を
取纏めたるものにして今後の農家簿記普及指導運動に對し何等かの示唆を與ふるものあるを信じ大方の参考に資せ
んとする次第である



昭和十二年三月

帝國農會

農家簿記普及指導の経過とその現状目次

第一篇 農村經濟更生と簿記

- 第一章 農山漁村經濟更生運動……………一
- 第二章 經濟更生と簿記……………五
- 第三章 農家簿記普及運動……………三
- 第一節 簿記運動……………三
- 第二節 農家簿記普及狀態……………(附昭和十二年各府縣別普及狀況)……………四
- 第三節 農業經營設計書の普及狀況……………六

第二篇 農家簿記優良記帳表彰事業概要

- 第一章 審査方法……………七
- 第二章 農家簿記優良記帳事例……………九
- 第一節 農家簿記優良記帳表彰事業概要……………九
- 第二節 農家簿記優良記帳事例……………九
- (イ) 町村事例……………九
- (ロ) 農家組合事例……………一〇
- 第三章 簿記普及指導の核心……………一四

第一篇 農村經濟更生と簿記

第一章 農山漁村經濟更生運動

世界大戰終結後戰時の急激に擴大した工業生産力と戦争によつて極度に收縮した交戦國の購買力との矛盾、等々の諸原因は世界的經濟恐慌を惹き起し、世界大戰中第三者的立場に立ち得て生産擴張に次ぐ生産擴張により極度の好景氣を甘受し得た日本もそれだけに強激なる打撃を受けねばならなかつた。

農業とてこの一般經濟界の恐慌から超然たり得ることは不可能にして農産物價：殊に米、繭：は激落し爾後この恐慌状態は慢性的となり更に昭和五年に至つて所謂農業恐慌の洗禮を受ける所となりかくて農村は異常なる窮迫状態に陥つた。

即ち農産物の價格下落は購入品價格との間に缺狀價格を形成して農家の所得を減少せしめ、一方租税公課、資本利子、小作料等は高率のまま残つて農産物價格と同時に比例的に低下せず、爲に農家經濟は破綻に類した。今この状態を帝國農會調査農業經營の變遷に付て見れば次表の通りである。

農業收入	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
農業收入	三、三五五、七六	三、七六八、七五	三、六五七、三三	三、三二七、七一	三、三六八、七四	三、三四四、四一	三、四三三、一三	三、一七六、四四	二、八三三、〇一	二、七三三、三三
農業支出	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、二二二、二二二	一〇、二〇〇、〇〇〇	九、八〇九、八〇九	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、九〇九、九〇九	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇

る。之を打開し、展開せしめる爲には農家の實狀に即して村の計畫を樹て舊來の陋習を破らねばならぬ。

例へて見ると消費經濟に於て好況時擴大した冠婚葬祭費とか交際費とかは嗜好費等の如く農家の収入が減じたからとて早速一戸の意志で減らしたり廢止したり出来るものでなく、個々の農家が單獨に之を執行せんか必ずや吝嗇漢扱ひにされるであらう。然るに之を村の規約で行へば案外簡單に出来る。このことは販賣購買等すべてに於て云ふことが出来る。こゝに今次の經濟更生運動が町村を對象としてゐる所以がある。

同様の事柄は更に農村工業等を中心として村でも起る。かくては數ヶ村聯合した計畫、即ち近來喧しく唱へられる經濟ブロックの問題が登場し進んでは現在宮城、茨城、靜岡の三縣が行つてゐる白菜出荷協定等も登場する。

然しながら尙現在の如き資本主義經濟發展の高度化の下に於ては農産業は必然的に不都合な立場に立たせられ、農家或は農村の自覺による自力更生の餘地が或程度まで局限される。農山漁家の自力更生をより速かにし、より強化せしめる爲にはこの客觀的狀勢を國家として打開の途を講ずる必要がある。こゝに所謂農政運動が意義付けられ、すでに米穀統制法、自治管理法、産繭處理法、動産信用法、負債整理法、産業組合法、漁業組合法の改正等々の重要政策の樹立を見、更に負擔均衡、國民健康保健法、農地法等が問題となつてゐるのである。

かくてこゝに各農家から農家組合、農家組合から村更に縣、國その各々を通じて各々の職分を通じて誠に廣義廣範圍の更生運動を見出すことが出来る。従つてこの度の經濟更生運動は町村を對象としてゐる。しかしその根本はあくまで農家經濟にありその手段は下は農家經濟の改善から上は農業政策まで廣汎に亘ることを常に銘記せねばならぬ。

第一章 經濟更生の簿記

一

農林省が主唱し一般に云はれる農山漁村經濟更生計畫樹立運動は町村を單位として考へられ、政府によつて示された農山漁村經濟更生計畫樹立方針に基き村々の事情を情狀參酌して計畫實行されてゐる。

然らば其の内容は如何と云ふに前にも述べた如く抽象的に言へば主な項目は消費生活の改善、農業生産の増收、消費及經營の自給化、販賣購買加工等經濟行爲の共同化、組合金融の改善充實、負債整理等で斯く並べて見ると種々項目もあり、計畫内容も頗る多岐に亘つてゐるかの如くであるが詮じ詰めれば經濟更生の手段としては収入の増加と支出の節約の二途以外には精神方面は別として何等の方策も考へ得る筈はないのである。

だがしかし翻つて農家經濟の任務とする所は最大の農業企業益でもなければ最大の農家經濟の餘剰でもなく全體としての農家經濟の任務は出来る丈完き農家の生活満足を得る事である。

かく觀ずるとき經濟更生運動は結局に於て農家個々が収入を増加し、支出を減少し農家の所得を大にし以て農家の生活満足の上を目的とするのである。

従つて農村經濟更生運動は村の更生、村の計畫樹立とは云ふものゝ農村經濟なるものが農家經濟から遊離して存在するといふ意味でなく農家經濟の集合としての農村といふ意味である以上農村の更生計畫が如何に立派に樹立されるども或は又如何に立派な考へをもつ人がゐるとも、如何に村の經濟更生委員會が充實してゐやうとも個々の農家に更生せむとする自覺がなければその目的の達成は全く不可能である。

現在の町村は地方行政の基礎單位ではあるが經濟單位としては不都合の點がないではない。かゝる場合はこの町村

區域を無視して所謂經濟ブロック等が考へられ得るが町村の爲に農家個々が無視されることは考へられない。

理想的に云ふならば經濟更生運動は個々の農家が更生せんとする理想に燃えて結合し、各戸計畫を樹立し之を綜合して村の更生計畫を形成してゐるといふ形であらう。

又そこまでなくとも少くとも村の更生計畫は農家をして収入を増加し、支出を節約し以て生活の安定を得せしめる爲之を助長する客觀狀勢をつくり、更生の障害、惡習慣を村といふものゝ力で排除せんとするものであるから個々の農家の立場から充分之を批判し、補正を要求し自家經濟の立場からその運営組織を都合よくせねばならぬ。

即ち農家の經濟から遊離した本末顛倒した更生計畫では全く無意味にしてたとへ一、二年何ものかをやり得たとしても永續は不可能である。

さればどうしてもこの經濟更生運動なるものは一方農家の經濟が圓滑に進む様な客觀狀勢を造つてやる爲適宜適切なる又緻密な實行性のある計畫を樹立しその實行指導に努力すると共に一方に於て個々の農家を啓蒙自覺せしめて村の更生計畫と農家經濟とを全く一元化して進める事に努力せねばならぬ。

二

然らば個々の農家を自覺自醒せしめるには如何にすべきか、如何なる手段を講ずべきか、單なる思ひ付きや外部からの押賣りでなく根本的に農家を自覺せしめんには如何なる手段が是か、その最も大なるは簿記である。簿記によつて自己の經濟を明瞭に視た時農家は執るべき途、進むべき途を明瞭に自覺すると共に更に進んでは社會經濟、國家財政、農政運動等にも正しい認識を把握して來る。

こゝに簿記の任務と必要が判明するが更にどうして簿記を記帳すれば農家は自覺出来るのか、何故自覺するに簿記が必要なのか。

今日の農業者はすでに自給自足時代より脱して貨幣經濟、營利經濟に全經濟の半ば以上突込んでゐる。例へば農業經營の成果を見る場合でも單に收穫を挙げればよい、物本位にのみやれるばよい時でなく必ず貨幣價值に換算すると共に之が收穫をあげるに要した費用も又貨幣を以て計算を必要とする。加ふるに今日の農家は肥料、飼料、租税、利子その他種々のものを貨幣でもつて支拂はねばならぬ。換言すれば農業者は農産物の約半ば以上を販賣し消費物の半ばは購入に仰ぎつゝあるが故に農産物價格、購入品價格が如何に農業者の經濟に影響するかは自明の理である。

農家がこの複雑なる經濟内容を持ち社會經濟に應じて農家經濟の運営をなさんとする場合殊に農業恐慌と不手際なる農家經濟の運営を打開して更生せんとする場合、從來の如く専ら單なる物覺えに任せ若くは一寸した忘備録や大福帳等に簡單に記入してゐるのでは到底満足な成果は望まれない。必ずや一定方式により之等の收益經費の各事項に就き整然と且つ明瞭に記載しその整理決算をなし農家經濟の實態を明かにして省くところは省き伸す所は伸して行かねばならぬのであつてこれは社會經濟が複雑になればなる程、農家の經濟が複雑すればする程農業經營の集約化多角形化に従つて益々重要になる。

例へて見ると勞働分配の圓滑を期すと云ふも、自給肥料の増加を企圖するにしても亦一年間に幾何の資本銷却費を積立つべきかにしても現在勞働の分配がどうなつてゐるのか、肥料費がどれ丈あるのか、資本の状態は如何であるかが判明してゐなければ改善の端緒がない。如何に學理に長けてゐるとも具體的對象がなければ如何ともなし得ない。農家が更生しようと云ふことの一步は自覺であるが、自覺の一步は先づ自分の農家經濟をよく知ると云ふことである。それには先づ簿記より外に考へられない。

而も一度記帳がなされ、集計決算がなされると農家は思ひがけない所にも改善の要をみとめ、農家の能力によつて農業は改善され、その間農家の經濟自覺のますことは疑問の餘地のない所であるが進んでは村の更生計畫に對し或は農業政策等に對しても自己の農家經濟の實態から正しい批判が可能になつて來るのである。

今簿記々帳により農家個々が受けた利益に如何なるものがあるか昭和十一年度報告により概く二、三簡單に拾ひ擧げて見よう。

一、農家經營の實績が明細に判明する爲農家經營を改善することが出来、更に家計費の内容が判明するを以つて家計費の合理化を企圖することが出来る。

(イ) 同じ經營條件、家庭状況で一方は赤字、一方は黒字の如き農家ある場合は農家組合の例會で比較検討しその真相を明にす。(宮城縣桃生郡大谷地村第一農事實行組合)

(ロ) 記帳成績を基礎とし各個の更生計畫を樹立實行する。(同上)

(ハ) 各戸に於て一年間の收支判然とする爲相互に激勵し合ひ冗費の節約、労働能率の向上に多大の改善を見た。本組合は從來婚禮等も非常に華美の風ありたるも昭和八年以來共同婚禮衣裳を調製して全部之を利用しつゝあるが如き、或は朝は遅く夕方は明るき間に終りて入浴を済し居りたる如く労働の能率は最悪なりしも記帳と共に之等労働を有効に利用し夕食後、雨天、冬期の副業として製繩をなし現在では一ヶ年三、〇九〇貫生産するに至れり。

自給部面に於ても昭和八年度に於て金肥反當十圓五十錢を施用し村内では勿論全縣下に於ける最高を示したるも自給肥料の増産の目的を以つて養鶏及肥育牛を飼育し現在にては反當八圓に減少し著しき堆肥の増産を見た。り。(奈良縣宇智郡阪合部大津實行組合)

(ニ) 其他日用品の購入は可及的に全部現金買となし、家に依りては自家の經濟を小供にまで徹底せしめ相互に働く決心を固めつゝあり。(同上)

(ホ) 農産物價の高低の趨勢を知り栽培時期の關係を改善せるもの多し例へば菜豆、豌豆、大根、トマト等。(同上)

(ヘ) 生活費を知悉するを以つて豫算生活、尊徳先生の所謂分度生活の實行が出来消費節約、勤儉貯蓄の基礎を

造り之等の自覺が出来つゝあり、家庭經濟を家族の者に明かにして一家の融和を來し、全部公開主義なれば理想希望に燃え家族中團結して仕事をなし得るに至り一家の興隆は實に記帳→自覺→發憤→勉勵→更生と順次展開され一家明朗になりつゝあり。(福岡縣八女郡大淵村)

(ト) 勤儉貯蓄の美風により貯金増加す。

(一) 更生貯金 毎月二十錢以上、昭和十年現在一、六六八圓二七錢、之は資金の少い各戸の更生に使用せしむ。

(二) 減債貯金 昭和十年末三二二九圓七五錢

(三) 計畫樹立後産業組合に對する負債償還額七、六六二圓(同上)

二、農家經營に於ける各種生産費を精密に計算出来るが故に之の販賣に當つての最低價格を知り得て市場の相場に敏感になり不利な販賣を避け得ること。

(イ) 農産物價の高低と生産費の高低を周知せしめ農産物販賣上多大の好影響を來せり。今その一例を擧ぐれば甘藷一貫目八錢以下になりたるときは普通年度にては生産費を割り農家勞賃が非常に少くなる。これは販賣するより購入飼料をやめて家畜の飼料にした方が有利と判明せり。(奈良縣宇智郡阪合部村大津實行組合)

三、家庭に於ける財布が一本になり不明の支出や祕密がなくなり、家庭が平和になる。

以上は各戸の簿記々帳により改善せられたる點の一端を拾ひあげたのであるが更に團體としては

一、村の更生計畫樹立の基礎となす

二、農業經營改善の指導方向を之より拾ひ出して指導となす

三、青年學校小學校に於て郷土教育の材料となす

四、産業組合は之によつて信用評定をなす

五、生活改善の基礎資料となす

六、農業政策其他農業界の諸施設に對し確實にして有力なる判斷材料が得らる
等々その利用の途は實に廣汎に亘るを知る。

又實地審査の報告によると之等優良記帳町村又は農家組合の指導者達は何れも相當の見識をもち、物事の批判に對しても仲々正確なる判斷を簿記々帳の體驗の上に有し、かゝる實際に立つた確たる信念を有するを以つてその指導方法も誠に適宜のもの多しといふ事實を何れも認められたのである。

三

しかるに世間にはこの簿記運動に對し種々の疑問危懼を抱く向がある。之を要約すると次の三つになる。

- 一、農家は學力程度も頗る低く推理力も乏しく所謂無智蒙昧にして(イ)簿記々帳能力もなく(ロ)或は記帳完記せしむるも活用する力なく(ハ)従つて更生の奮起も考へられない。従つて無駄なりと云ふ見解。
- 二、簿記々帳によつて農家經濟に對する自覺せしめた曉は農家から隣保共助等農村に於ける凡ゆる美風は拂拭され之に代つて個人主義が擡頭し國家の基礎を危くするのではないかとの見解。
- 三、農家の經濟は將に破綻を來たさんとする重患状態にある。この状態を農家自身は知らざる中はよいが之を農家簿記により判然と知悉せしめるは宛も死刑の宣告にも等しく農家の自暴自棄を惹起する恐れ大なるものありとする者並に農家に自覺せしめずして更生させる法ありとの見解である。

しかし以上三つの考へ方は全く机上の杞憂論に過ぎないことは少しく熱心に簿記指導を爲したる者或は優良なる簿記々帳町村又は農家組合を實際よく觀察した者には判明するであらうが以下簡單にこの三つの危懼を検討する。

一、現代の農家の經營主は殆んど大部分は小學校の普通教育を受けた人であり三十歳未満の青年男女の中には高等

小學校を卒業した者を多く含んでゐる。又中には中等學校の過程を終へたものも二、三に留らない。若し農家をして簿記の必要を自覺せしめるなら、使用帳簿は簡單なものから順次向上せしめるべく適宜の指導するなら記帳能力がない筈がない。否農民の古來から有する粘り強さは全く敬服に價する強さにして一方から言へば農家程記帳に適したものはなく又現在農家程、整つたむづかしい簿記を記帳してゐる者はないとも考へられる。既に述べた如く今日の農家經濟は中小商工業者に比すべくもなく複雑なものである。之を今日兎に角記帳仕譯する農家の記帳能力は何人と雖も驚かざるを得ないであらう。

更に農家の自覺能力であるが今日の農家が農業に依り生活安定を得、一家満足な生活を営みつゝあるなれば敢て自己の經濟の實體を眺めようともしないであらう。蓋し眺める能力がないのでなく必要がないからである。

今日の農家は左様でなく何れも生活に喘ぎ、打開の途を求めてゐる。かのマオランとか食用菘とかで損をしたり、或は一吋有利な作物があると年を數へずして市場に氾濫を見るが如きはその間の消息を如實に物語つてゐる。

即ち一般農家に若し簿記をつける訓練を授けて記帳せしめ農家經濟の正しい認識の方法を教へるなら必ずや農家經濟に對する認識を次第に強め簿記の記帳は勿論のこと自ら自家經營の設計をたて更生に進んで行くこと疑ひないであらう。

只併しながら農村には古い傳統があり舊習がある。石灰をまいて酸性土壤を鹽基性にする様な具合に簡單には行かない。一朝にして自覺を促すことは不可能であらうが四年なり五年なり熱心に指導すれば充分可能である。兎に角近時の農村運動は外見的功績を一年々々擧げることには汲々としてゐる向が多いが少くとも更生運動、簿記運動には當てはまらない。昭和十一年度の農家簿記優良事例表彰事業にて特別優良を得た町村なり、農家組合の業績は半年や一年で出来上つたものでないことは後編に於て見られる通りである。

二、第二の論は典型的な机上の空論である。昭和十年度昭和十一年度の農家簿記優良記帳町村又は農家組合の報告

實地審査の結果に徴して見ても全く反對現象を呈し簿記帳により先づ一家が非常に明朗になり、延いては農家組合にあつても各戸が例會に簿記を持より公開研究するを以つて全く秘密が解消し、不合理な見栄などは霧散して増々團結は鞏固になり、更に町村に於ても簿記帳により村の更生計畫と各個計畫が増々緊密一元化され愈々更生運動は合理的になり殊に販賣購買金融共同作業等に著しく共同施設が充實して來てゐる。

尤もその結合團結は從來に比して質的に相違して來る場合はある。即ち從來の封建的な上から押へられたる如き團結、一部のみに利用されたるが如き變則的團結、現在では全く不要になつてゐる組織等は解消し之に替つて或は共同出荷組合、共同購入組合又養蠶業組合等々生産的結合から、更に消費生活の合理化、精神方面をも兼ねる農家組合としての新しい結合が生れて來るであらう。しかし右の如きは農村更生の喜ぶべき現象であつても決して悲感すべき現象でなく、之を憂慮する如きは自己の映像にをびえる唯物論者の空論にすぎない。

三、第三の問題も同様である。農家は重患状態にあることは事實である。しかしその重患を知悉せしむれば果して自暴自棄に陥るであらうかどうか、少くとも農村指導者には左様考へられない。農家が重患状態を知悉せんか心をくだき計畫を練り、或は家計費を切り下げ、或は村の計畫に従つて開墾をなし、或は負債を切りかへる等自力を以てなし得る限り種々の方策をたて更生の途に邁進するは疑ひもなく、又どうしても見込の立たざる場合は轉業や滿洲移民等も考へて來る。唯この場合指導者たるものは農家のその動きを拱手傍觀してゐてはならぬ。正しく之を導き指導することは必要である。

之に反し記帳しない、従つて現状に對する認識を缺き根本的更生計畫も樹たす目先眞黒なものを放置せんかその時こそ將に農家の焦慮自棄を恐れねばなるまい。

更に農家の實體を認識せしめなくも更生の途ありと云ふが如きは今日の農村事情に對し認識不足も夥しいもので從來の糊塗的な農業政策が何をなし得たかを知らざる者の盲言と云ふべきである。

第三章 農家簿記普及運動

一、簿記運動

今日簿記普及運動は經濟更生運動の先決要目として愈々熾烈を極めてゐるのであるがこの簿記普及運動なるものは經濟更生運動の產物として簡單に片附けることは出来ない。勿論該運動が一般に認識され著しい發展を見たのは昭和七年所謂經濟更生運動開始以後に屬するが抑々事の根源は目下系統農會が重要な役割を以つて自負してゐる農業經營改善調査指導事業にある。

即ち大正十二年漸く不況が見舞つて來た頃、只漠然と超歴史的に反復するに過ぎない從來の農業經營を改善すべく先づその實態を調査し、依つて得たる材料を分析考察して以つて我國小農經營の實態を把握し、將來への正確なる見透しを判断し之に依り農業經營を改善せんとする運動を開始した。その方法は各縣に大體一戸の中經營二戸の小經營一つの農業部分的共同經營更に一農區（東北區、關東區、北陸區、東海區、近畿區、中國區、四國區、九州區及北海道）一戸の大經營（所在縣提出）一つの農業共同經營（所在縣提出）を指定し、指定組合、指定農家をして一定の帳簿を記帳せしめ之を縣農會に於て集計をなし、この集計結果によつて該農家並に組合を指導し、かくして得たる指導體験を以つて全面的指導に當らんとした。参考までに調査指定農家又は組合の選定並に變更手續方法等を示せば次の通りである。

記

農業經營調査は之を個人經營調査、部分的共同經營調査、共同經營調査の三様に分つ。その各々の意義、選定條件は次の如くである。

一、個人經營

個人經營はその耕作面積の大小により、大經營、中經營、小經營の三種に分つ。

大經營 耕作面積一〇町歩以上
中經營 耕作面積二町歩以上一〇町歩未満
小經營 耕作面積二町歩未満

但し北海道のみは内地と事情著しく異なるため特別の標準による。

調査戸数は原則として一道府縣當り小經營二戸、中經營一戸、大經營は一農區一戸の標準である。調査農家としての條件は次の諸點である。

- (イ) 農業經營を専業とし、可及的兼業収入の尠なきもの
 - (ロ) 農業労働が家族労働を中心とし、雇傭労働の可及的僅少なるもの、但し、大經營及び比較的大なる中經營に於ては雇傭労働を中心とする農業經營なるも差支なし。
 - (ハ) 記帳能力あり、將來も經營調査を繼續し得る見込のあるもの。
 - (ニ) 農業經營に熱心なるもの。
 - (ホ) 當該地方の農業經營組織と著しく背離せざる農業組織であること。
- 農業經營調査農家にして調査を長年繼續し成績優秀なるものにあつては、經營調査を中止するに當つては、それ以降記帳農家として存続せしむることが出来る。記帳農家は農業經營審査會宛の設計書を提出するの必要なく、單に農業經營の状態のみを記帳し、其の成績を集計報告する農家である。

二、部分的共同經營

収益の分配までは共同には行はざるも、その個々の作業については多數の農家が共同して行ふものを部分的共同

經營とする。その選定條件は次の如くである。

- (イ) 共同作業は五作業以上たること、但し特殊の作業に關しては例外を認むること。
- (ロ) 五作業中には必ず耕作に關する作業を有しその内一作業は少なくとも耕地十町歩以上に共通なる作業たること、但し灌溉排水、病蟲害防除の作業はその面積十町歩以上に亘るも右の作業とは看做さざることとする。
- (ハ) 共同作業の加入戸数は十戸以上たること。

調査個所数は原則として一道府縣當り一組合とする。適當なる調査組合選定困難なる場合は一時これが調査を休止しても差支はない。又、農業經營、農家經濟調査事業成績良好なる道府縣にあつては農家經營審査會の協議により二組合以上の調査を認めることもある。

組合を構成する加入農家に對しては全戸農業經營設計の樹立、全戸記帳集計を目標に綜合的指導を以つて臨まねばならぬ。

三、共同經營

農業生産に關し、その全生産過程の共同より、更に、収益の分配に至るまで共同に行ふものを共同經營とする。共同の対象は一生産部門のみの場合も亦數部門に亘る場合も差支ない、その選定條件は次の通りである。

- (イ) 共同經營の加入戸数は十戸以上なること。
 - (ロ) 共同經營の面積は作物については十町歩以上たること。
- 調査個所数は各農區一組合の割を以つて各道府縣農會の申請に基き、農業經營審査會に於て適宜指定する。

四、調査農家並に組合の調査繼續期間及びその變更手續

調査は個人經營にあつては、調査繼續を困難ならしむる特別の事情發生せざる限り可及的變更せざることゝす。共同經營も同様である。但し、長年調査を繼續し成績優秀なるものにあつては、經營調査農家より、記帳農

家に變更することは差支ない。

部分的共同經營にあつては三ヶ年以上共同作業に著しき變化無きときは成るべく調査組合を變更するを可とする。調査農家及び組合に指定せられたるものは年々その經營成績を所定の様式により、農業經營審査會宛報告するは勿論、毎月九月末日までに翌年度の農業經營に關する設計書を提出しなければならぬ。

若し、調査農家組合を變更せんとする時はその前年度の八月末日までに變更の理由を附し農業經營審査會宛その旨申請し、同時に、それに代るべき新農家又は組合を選択しその經營概要を提出すること。經營概要には次の諸點を記載すること。

一、個人經營

(イ) 位置、農場概要

(ロ) 家族員數、同家族従業者、年雇の有無

(ハ) 經營面積(自作地、小作地別)

(ニ) 經營の概要

(ホ) 收支の概要、概要あれば添付すること

(ヘ) 兼業の有無

(ト) 經營主の履歴

二、部分的共同經營

(イ) 位置、代表者氏名

(ロ) 組合設立の動機、經過

(ハ) 組合員數

(ニ) 共同作業名及び其の規模

(ホ) 組合の財産

(ヘ) 代表者の履歴

(ト) 其他

共同經營も以上に準じ記載する。

新調査農家又は組合として指定資格内定を受けたる場合は十月末日までに翌年度の設計書を作成の上農業經營審査會宛提出の事。

變更又は休止したる舊調査農家又は組合については、左記諸點につき、數字明かなるものは數字により、可及的具體的に記述の上速かに農業經營審査會宛報告の事。

(イ) 調査農家の農業經營及び農家經濟

調査農家としての指定以來農業經營の内容或は農家經濟の内容の變遷につき要點を具體的に記述する。就中成績優良なる爲に變更したるものは一般の参考の爲め特に優良と認むる點を詳細記述すること。

(ロ) 調査農家が特に工夫改善したる點

調査農家が綜合經營上又は生産技術上或は農具の改良其他につき特に苦心工夫したる點を細大記述すること。

(ハ) 近隣に及したる影響

調査農家が直接又は間接附近の農家或は農村に對して及ぼしたる影響を具體的に記述すること。

(ニ) 本事業進行中の感想
生産技術方面
經營經濟方面

記帳方面

其他

(ホ) 止むを得ざる事情の爲變更せられたる農家については右各項の外、變更の止むを得ざる事由を具體的に記述すること。

(ヘ) 其他参考となるべき事項

部分的共同經營共同經營も以上に準ずる。

五、農業經營年度

農業經營年度は從來は二月一日を年度始、翌一月三十一日を以つて年度末としたのも、昭和九年度よりは三月一日を以つて年度始とし、翌二月末日を以つて年度末とすることに改む。

しかしながら一般農家をして眞に農業經營の改善を實行せしめんとする爲には必ず簿記々帳は必須の條件となるのであるが、前記指定農家をして記帳せしめてゐる如き高級なる簿記を以つて之に當てることは全く不可能なるにより一般農家が記帳し得るが如き帳簿を夫々考案して農業經營改善運動に乗出した譯である。但しこれはあくまで簿帳の大衆化運動としての問題にして簿記そのもの、存否に關する問題でないことは勿論である。

以上の如く農家簿記普及運動が農業經營改善調査指導運動と宛も物心一體の如き精神に於てなされた關係上この運動が如何なる發展進路を示したかを判明せしむる爲には一應この農業經營改善調査指導運動の動向についてその概要を知つておくことが便利である。

依つてこゝに農業經營改善調査指導運動の動向の極く大要を見る爲大正十二年以來續行されてゐる道府縣農會農業經營課査主任者會議の協議事項、決議事項を一應集録しておく。

農業經營改善調査指導事業の經過大要

大正十二年第四十六帝國議會に於て農會國庫補助十五萬圓が新に増額されたのであるが、當時の農商務省は之を以て農業經營改善調査を系統農會の指定事業として行はしめ、之に對する指定補助に充てることとした。而してこの經營調査に關する方法等は帝國農會に一任となり、帝國農會に農業經營審査會なるものを設置し、斯界の大家及地方の實地家、技術者等廿三名を之が委員に囑託し右第一回審査會を大正十二年三月廿七日から三日間に亘つて開催した。第一回審査會は調査の方針、様式等に關し提出せる委員の私案を附議したるも決定するに至らず更に後日を期し特別委員會を開くことに決し散會した。次いで四月一日より三日間第二回審査會を開催し、農業經營調査指導に關する方針方法を審議し、更に四月九、十の兩日には第一回審査會の決議により特別委員會を開き同事項に付いて審議した。降つて四月十三、四の兩日第三回審査會を開き審議討論の結果左の如く漸く農業經營調査方針の決定を見た。

農業經營調査事業方針

(一) 調査方針

- (イ) 各府縣に於て主要なる農業組織をなせる事業的農家に就き其全經營を調査す。
 - (ロ) 調査は大正十三年二月一日を以て事業始めとして着手す。但し十三年度に收穫するものにして十二年度に植付をなすものは豫備としてその植付より調査す。
 - (ハ) 本年八月末日までに經營者をして設計書を提出せしめ、農業經營審査會にて審査を行ひ採否を決す。
 - (ニ) 調査及記帳事項は農業經營に屬する事項とす。但し農事と家事との區別の不明なるものは總て記帳す。
 - (ホ) 共同經營は主要作物差蠶につき共同經營をなし且つ收支の共同計算をなすものとす。
 - (ヘ) 部分的共同經營に關する調査を加ふること。
- 本調査は各府縣一ヶ所とし調査方針様式は別に之を定む。

(ト) 現状調査は經濟調査と共に調査す。

(二) 講習會の開催

農業經營の調査を完成する爲には適當なる指導者を要するを以て帝國農會に於て道府縣農會指導專任職員に對し長期講習會を開き之が養成をなすこと。

(三) 經營調査の種類及配置

大 經 營	十町以上	九戸
共 同 經 營	十町以上	〔主要作物を共同で經營し所得分配をなすもの九組合以内 部分的共同經營(共同作業)四十六組合以内〕
中 經 營	二町以上	
小 經 營	二町未滿	四十六戸
現 狀 調 査		五十二戸
		五十戸

但し北海道に對しては別の標準による。

(四) 設計書及帳簿様式

現在本事業に使用しつゝあるものと幾分相異するものと略々同様な様式のもの決定された。

右の如く第三回審査會により農業經營調査方針、指導者養成講習會、經營調査の種類及その配置、農業經營設計書及農業經營調査帳簿様式等の決定を見、帝國農會としての本事業遂行方針が確立せしを以つて直ちに農業經營改善並に農家經濟調査事業指導者養成長期講習會(於帝國農會)を五月より同年十月に至る六ヶ月間に亘り開催した。

(註) ※大正十二年四月二日農務局長名を以つて帝國農會長宛相當の補助交附をなすが該事業を行ふや否やの照會ありたるに對し四月四日附を以つて右承諾の旨回答に及ぶ。
※第一回長期講習會に二千四百圓也の補助交附を受く。

右講習會は全國道府縣農會中すでに大正十年より、農商務省と協力の上農家經濟調査事業を施行しつゝありたる岩手、秋田、福島、茨城、栃木、神奈川、長野、新潟、福井、岐阜、静岡、三重、京都、兵庫、徳島、香川、愛媛、山口、福岡、長崎、宮崎の一府二十縣農會に配置すべき右事業指導專任職員養成を目的とし、その主なる教目は農業經營改善及農家經濟調査指導者として必要なる基礎知識並に大正十年より一府二十縣農會指導の下に行ひつゝありたる農家經濟調査の取纏めに關する實習であつた。

かくて右長期講習會終了者を夫々前記府縣專任指導職員とし、尙之に助手一名を添へて配置し(全額國庫補助)大正十三年二月一日より審査會の承認を得た設計書に基き指定農家の農業經營改善實地指導を行ふ外農家經濟調査に當らしめた。これ全國的規模に於て右事業遂行に着手した最初である。

一方帝國農會に於ては大正十二年四月より農業經營審査會に對し一萬七百十圓の補助金の交附を受け、以つて農業經濟部を新設し專任職員を設置し事業の全國的統制を行ふこととなつた。

(註) ※農業經營審査會は該事業の最高機關にして事業、調査方針を決定し設計書の審査をなす。

更に大正十三年四月一日より一ヶ月間前記指導專任者の設置以外の一道二府二十三縣に配置すべき專任職員に對し講習會を開催し(於帝國農會)同年五月夫々歸任せしめると同時に前回同様助手をも併置するに至り、こゝに始めて全國一様の體系の下に農業經營改善並に農家經濟調査指導事業は進行を見るに至つた。

次いで昭和四年に至り第三回長期(三ヶ月)講習會を開催し、大正十二年專任職員を設置せる二十一府縣農會には更に副主任なるものを増置して一層事業の完璧を期することとなつた。而してこれ等主任、副主任、助手の三名の專任職員を設置を見た二十一府縣農會は農家經濟調査九戸、個人經營調査三乃至四戸、部分的共同經營一組合、府縣によつては更に共同經營一組合と云ふ割合を以て、残る一道二府二十三縣農會は經濟調査農家二戸(現在六戸)經營調査は前記同様の割合を以て調査指導を行はしめた。更に昭和六年より經濟調査二戸の道府縣は之を六戸に擴張せら

ることとなり、以來全國に於て經濟調査農家三四五戸、農業經營調査は大經營九戸、中經營四十七戸、小經營九十四戸、部分的共同經營四十七組合、共同經營八組、合計二〇五戸を調査することに基礎を置いて今日に至つたのである。さて農業經營調査と農家經濟調査と異なる所は農業經營調査は専ら農業經營構成各部門の詳細なる解剖とこれが改善指導とに重點を置くに對して、農家經濟調査は農業經營部門、農家の家計及兼業部門を一丸とした農家の經濟状態を明かにするにある。

而して農業經營、農家經濟に關する該事業もその初期に於ては未だ實態も明瞭ならず、何等據るべき資料もなかりし爲殆んどその全力は調査に注がれたが其の後調査の進行に伴ひ、農家の經營經濟の實態も漸次明瞭となり、その調査成績も漸次數年に亘る繼續的觀察により下は各戸の農家經濟改善からは農村問題を判斷する基礎資料として各級農會に於ける唯一の基礎資料として各方面に利用せられ、漸次その重要性和實行運動性を獲得するに至つた。のみならずこの種事業を基礎として種々の新たな事業が計畫せられ、今や農業經營、經濟に對する改善指導は系統農會の中樞的な重要事業たるの地位に置かれてゐる。

(註) ※全國各府縣農會の行ふ最近に於ける農業經營及農家經濟調査事業の概要は昭和十一年七月帝國農會發行「昭和十一年度道府縣農會、農業經營及農家組合指導事業調査」に蒐録してある。

該事業は以上の如き進展経路をとつて來たのであるが、其の間に於て帝國農會は毎年全國道府縣農會の主任者協議會を招集し地方に於ける事業の進展状況を聴取し或は指導方針を指示する等該事業の中樞的役割を演じて來た。従つて該事業の經過動向の大様を知るため毎年開催された全國道府縣農會主催者協議會の問題とその決議を示せば次の如くである。

年次別主任者協議會の問題及決議

一、大正十二年度

調査開始の最初の年にして帝國農會農業經營審査會に於て決定せる前掲調査方針及び設計書並に帳簿様式の指示に止まり特記すべき決議なし。

二、大正十三年及び十四年度

地方主任者の意見を聴取し農業經營審査會に附議すべき問題の蒐集に止まり其の他には成績取纏め集計様式の指示設計書及び帳簿様式の一部改正ありたる程度にして特記すべき事項なし。

三、大正十五年度

協議問題

- (イ) 農業經營調査簿に關する件
- (ロ) 農業經營調査集計様式に關する件
- (ハ) 農業經營設計書様式に關する件
- (ニ) 農業共同經營に關する件
- (ホ) 調査農家に於ける視察者應接に關する件
- (ヘ) 特殊農業經營調査に關する件

年次別主任者協議會の問題及決議

(ト) 米麥繭桑生産費調査に關する件

(チ) 各種農業經濟に關する調査統一の件

(リ) 農業經營改善指導に關し適切なる方法に關する件

注意事項

- (イ) 農業經營調査指導並に集計に關する件
- (ロ) 大正十五年度農業經營設計書提出に關する件
- (ハ) 村單位農業經營實地練習に關する件
- (ニ) 農村生計調査に關する件
- (ホ) 農産物生産費調査に關する件
- (ヘ) 農業經營調査に關する件

參考資料

- (イ) 農業經營調査集計に注意すべき事項
 - (ロ) 農業經營調査に關する各方面の觀察
 - イ、調査農家 ロ、小作組合 ハ、調査主任者
- 右諸問題に關しては相互研究を遂げたるのみにて決議事項なし。

四、昭和二年度

協議事項

(イ) 農業經營の改善指導に關し道府農會の採るべき方策

決議

農業經營改善に關する調査は大正十三年に始り未だ年尙淺しと雖も其の成績顯著にして調査農家は勿論地方農民の福利増進上貢獻したる處尠からず、而して本事業に對する世人の期待甚だ大なるものあるを以て今後益々事業の擴張充實を圖ると共に本調査を基礎とし、一般農家の農業經營改善指導の急務なるを認む。然るに道府縣農會の現狀は經費及職員に乏しく此の目的を達成すること至難なるを以て本事業に對する職員を増置し左記事業に對し専心努力せしむること。

道府縣農會に於て行ふべき事業

- (1) 簡易なる簿記様式を作製し廣く記帳を奨励し進んでは計算組合の發達助長に努むること
 - (2) 部落農業組合の設置を奨励し綜合的經營改善の指導に努むる事
- 尙本事業の完璧を期する爲め農林省並に帝國農會に對

し要望する事左の如し

農林省に對する希望事項

- (イ) 本事業充實擴張に要する經費を増額せられ度きこと
 - (ロ) 小作農業經營の改善指導事業の新設
- 我國農業經營の大多數を占むるは小作者及自作兼小作者なるを以て之が經營改善指導は農村の現狀に鑑み最も急務なるを認む

小農經營の改善指導事業の新設

現在に於ける調査農家の耕地反別は小經營と雖も一町七反餘歩なり、然るに我國農家一戸當りの耕地反別は一町歩内外なるを以て斯る小農經營の改善は極めて緊要なるを認む

帝國農會に對する希望

- (イ) 本事業に對しては一層規模を擴張し周到に指導せられんことを望む
 - (ロ) 系統農會を通じ一致團結本事業に努力する様帝國農會に於て積極的方策に出でられ度きこと
- 五、昭和三年度

協議事項

- (イ) 調査農家變更に關する件
 - (ロ) 「集計カード」に於ける収入を現金収入と然らざるものとに區別設定に關する件
 - (ハ) 自給肥料の評価に關する件
 - (ニ) 手傳人の取扱ひ方に關する件
- 農林省諮問事項
- (イ) 農業共同經營奨励と採るべき方策如何

第一問題決議

農業經營改善指導は農家の福利増進の根本方策樹立に資す可き唯一の事業にして慎重なる調査を要するが故に相當年限之れを繼續するを原則とすること
但し部分的共同經營にありては三ヶ年を経過したるものは變更するを得ること

希望事項

(イ) 農林省に對する事項
現在の農業經營改善指導事業は改善指導と調査との重大且つ關聯せる二事業を包含するものにして目的遂行上支障尠からず、依つて之れが事業遂行を容易ならし

むる様萬全の考慮を拂はれたきこと

帝國農會に對する事項

- (1) 今後調査農家變更の場合は道府縣の實情に即したる特種經營をも採用せられ度きこと
- (2) 調査農家の適否に關しては道府縣農會の意見に徴し若しくは實地調査の上審議せられたきこと
- (3) 現在の一戸當補助金を減じて調査農家一戸位を増加することを認められたきこと
- (4) 調査年限は少なりとも十ヶ年となし可成設計書を簡略にせられ度きこと
- (5) 調査集計に當り家族勞力の如きは個人別を省略し可成く簡單にせられ度きこと
- (6) 共同經營の資格に於て十戸以上とあるを五戸以上とせられたきこと

農林省諮問答申

- (イ) 農業共同經營の實施は實行團體並に産業組合を主體とし之に當らしむること
- (ロ) 各種形態の共同經營の範を示さむが爲道府縣各郡に農林省指定の共同經營を實施すること

- (ハ) 共同經營組合(團體)の中心人物の養成を爲すこと
 - (ニ) 優良なる共同經營組合(團體)は農林省又は帝國農會に於て表彰すること
 - (ホ) 事業實行上必要なる資金は低利に調達し得る様適當なる方法を講ずること
 - (ヘ) 道府縣農會に農業經營指導者を増員すること
 - (ト) 共同經營の優良なる事例を適當なる方法を以て宣傳し周知せしむること
 - (チ) 帝國農會並に道府縣農會に各種産業關係者を以て審議會を設置し、本事業奨励の調査研究をなすこと
 - (リ) 指導奨励上必要なる經費には相當の國庫補助をなすこと
- 六、昭和四年度

協議事項

- (イ) 農業經營調査事務に關する質疑應答及研究に關する件
- (ロ) 道府縣農會に於て農業經營調査研究の普及に關する施設に關する件
- (ハ) 模範的農業經營者の設置及優良農業經營の普及宣傳

行ふこと

- (ヘ) 町村の農業基本調査を行ひ團體的に經營の改善指導を講ずること
- (ト) 第一項を除く外の施設は主として郡農會をして開催せしむること

第三問題決議

模範的農業經營者の設置及優良農業經營の普及宣傳に關する件

(A) 設置に關する事項

- (1) 選定標準は既に調査にかゝる農業經營の優良なるもの、全部又は一部を取り入れ得る地方及農家なること
- (2) 農家の位置は可及的普及宣傳に便利の位置を選ぶこと
- (3) 設置戸數は各道府縣三戸以内とすること
- (4) 選定に當りては關係郡市町村農會と充分連絡をとること
- (5) 道府縣農會は設計書を作成し之を地方審査會に附議し中央審査會に提出して決定すること

附帶決議

傳に關する件

- (ニ) 地方農業經營審査會の構成及權限に關する件
- (ホ) 經濟調査農家選定標準、配當及調査年限に關する件
- (ヘ) 從來の經營調査資料により一般農家の經營改善指導に適用上不備不完全を感ずる諸點に關する件
- (ト) 養鶏の發達に伴ふ飼料の自給經營の得失並に自給經營方法に關する件

第二問題決議

- (イ) 帝國農會農業經營審査員を講師とし郡、市、町村農會の技術員に對し經營改善指導に關する講習會を開催すること
- (ロ) 農家經營練習會其他の方法により篤農家を養成すること
- (ハ) 農業經營審査會又は批判會を開催し、經營的研究及改善の必要を感得せしむること
- (ニ) 農業經營共進會等を開催し經營改善思想の普及に努むること
- (ホ) 部落實行組合を單位とせる經營改善の研究指導を

調査簿設計書集計成績等の様式は農林省及帝國農會に於て簡易なるものを研究制定せられたきこと

(B) 普及宣傳に關する事項

- (1) 帝國農會農業經營審査員を講師とし郡、市、町村農會の技術員に對し經營改善指導に關する講習會を開催すること
- (2) 農業經營批判會、共進會、展覽會、懇談會等を開催すること
- (3) 優良農業經營事例の印刷配布を行ふこと
- (4) 優良農業經營普及宣傳に活動寫真を利用すること
- (5) 農林省又は帝國農會に於て優良經營農家の表彰の道を講ぜらるゝこと
- (6) 優良農業經營農家の視察及實地見習をなさしむること

第四問題決議

- (イ) 名稱 名稱は農業經營審査會と稱すること
- (ロ) 構成 構成員は道府縣農會役職員、道府縣廳職

員、道府縣試驗場職員、實際家其他道府縣農會に於て必要と認むるもの

(ニ) 権限

(1) 經營調査者及模範的農業經營者の選定並是等の設計の審議

(2) 優良農業經營の普及宣傳方法審議

(3) 一般農家の農業經營方針の審議

第五問題決議

(イ) 調査農家の選定標準

(1) 農家の種類

(イ) 自作農

耕作地は全部所有なること、但し不得已場合は耕作地に對し一割迄の借入を含む場合を認む

(ロ) 自作兼小作農

耕作地は所有借入相半ばすること、但し不得已場合は所有借入の關係が四對六の割合に當る迄の開きを認む

(ハ) 小作農

耕作地は全部借入なること、但し不得已場合は耕

作地に對し一割迄の所有を含む場合を認む

(ニ) 自作農、自作兼小作農及小作農の範圍を定むること、前三項の通なれども可成原則通り農家を選定するに努め限界點近き農家の選定を避くること

(2) 農家の大小

當該道府縣に於て主たる農業組織別に代表的農村を選び自作農、自作兼小作農及小作農各々に付左の標準に依り農家を分つこと

(イ) 第一種農家の標準……當該町村農家一戸當平均耕作反別以下三割及以上五割迄の者とす

(ロ) 第二種農家の標準……當該町村農家一戸當平均耕作反別の七割未満なる者とす

(ハ) 第三種農家の標準……當該町村農家一戸當平均耕作反別の二倍半乃至三倍半のものとす

(3) 選定農家の配置

自作農、自作兼小作農及小作農並第一種及第二種の農家は一町村内に之を選定すること

(4) 家族

(ロ) 配當數

(1) 第一種及第二種の農家經濟調査に付いては一道府縣二十四戸とす、即ち自作農、自作兼小作農及小作農の第一種及第二種を一組として四地方とす

(2) 第三種の農家經濟調査は一道府縣六戸とす、即ち自作農、自作兼小作農及小作農を一組として二組を設置す

(ハ) 調査年限

二ヶ年を一期とし二期を以て繼續年限とす

(ニ) 施行方法

(1) 第一號乃至第五號は變更を要する毎に之を實行すること、但し昭和五年二月より三ヶ年後には可成本案に依る様努むること

(2) 年限九年に達したるものは昭和五年二月より變更すること

(3) 年限六年に達したるものは昭和五年二月より可成變更すること

(4) 九戸の府縣の戸數は維持し増加ある場合には現在二戸配當の道府縣の増加を先にすること

(イ) 家族員數は可成六、七人にして内三、四人の農業従業者あるを第一種家族の標準とすること

(ロ) 經濟を複雑にするが如き隠居或は係類の居住する農家は可成之を避くること

(ハ) 第一種第二種の農家に付ては年雇、子守等の奉公人ある農家は可成之を避くること

(ニ) 第一種第三種の農家に付きては農業(通常農家副業と認めてゐるものを含む以下同様)以外の職業に就く者ある場合には可成之を避くること

(5) 其他

(イ) 貸付田地を所有せざること、但し不得已場合は耕作地の一割迄を認む

(ロ) 林業か兼業と認めらるる程度の森林を所有する農家は之を避くること

(ハ) 農業収入が農家總収入の大部分を占むるが如き農家を選定すること

(ニ) 選定後及調査繼續中に於て著しく以上の條件に反するに至りたるものある時は速に之が變更の手續を爲すこと

(5) 第一號、第四號及第五號の標準に著しく反するものは昭和五年二月より變更すること。

附帶決議

(イ) 農林省に於ては可成速に現在の帳簿様式並に集計様式の改善を期せられたきこと

(ロ) 調査農家二戸の府縣に於ても副主任を設置せられたきこと

七、昭和五年度

協議事項

(一) 農業經營集計原稿様式に関する件

従來農業經營集計原稿様式に關しては道府縣農會夫々異なるがため取扱上不便尠からざるを以て一定様式の作製に關し協議せんとす

(二) 米生産費調査に関する件

米穀政策の具體化するに従ひ生産費の調査を擴張し一層資料の充實を圖るの必要あるを以て別記(通牒)の如き方法及様式により本年度米作より實行せんとす、而して調査者をして集計せしむるを以て原則とする方

針なるを以て集計様式につき特に研究せんとす

(三) 養蠶經濟調査に関する件

我國の蠶絲業は極めて重大なる時期に直面せるを以て養蠶經營に關し特に周到なる調査研究を要す、而して養蠶の安定條件を農業經營全體の關聯事項中に求むるの方針を以て養蠶經濟調査に關し協議せんとす

(四) 土地の負擔に關する調査の件

農業經營費及重要作物生産費の研究上租稅諸負擔の内土地の負擔に歸屬すべきもの、有無多少の不明瞭(家屋稅、戸數割の内容の如き)なるものにつき區分算出法につき協議せんとす

研究事項

(一) 農業經營調査簿様式に関する件

(二) 農業資本及資産の現物取扱に関する件

農林省提出協議事項

(一) 農家經濟調査方法改正の件

現代農村の經濟狀態を縮圖的に知るが爲には可成廣く調査農家を求むるの必要あるものと認めらるゝ處現在

に依りて調査をなすこと

記

(1) 道府縣農會に於ては適當と認むる地方に於て本調査をなすこと

(2) 調査様式は帝國農會に於て印刷し無償配布のこと

(3) 調査戸數は道府縣農會の實情に應じ適當に決定のこと

八、昭和六年度

協議事項

(イ) 農業經營改善指導事業進展に關する件

(1) 簿記普及促進に關する事項

(2) 調査材料利用に關する事項

(3) 簡易なる經營改善設計書作製普及に關する事項

(ロ) 生産統制に關する件

(ハ) 米生産費調査に關する件

(1) 自給勞力評價基準に關する事項

(2) 自給肥料評價に關する事項

決議

農家經濟調査帳簿様式、記帳方法、取纏方法等は本趣旨を實行するには稍複雑に過ぐるの嫌あるを以て之が改正方及改正後の調査農家配當に付協議せむとす

決議

(一) 米生産費調査の件

大正十一年度以降調査し來りたる米生産費調査は最近政府の米穀調査會の決議にかゝる基準米價の決定上極めて重要な關係を有することとなり、然るに従來の調査に就而は調査農家の選定並に戸數等につきて不充分の點あるを以て左記の如く調査の擴張を圖らんとす

記

(1) 全國各郡市農會の區域に於て壹戸以上を調査すること

(2) 調査様式は可及的速に決定し印刷の上は無償配布のこと

(二) 養蠶經濟に關する調査の件

養蠶經濟に關する調査は農業經營改善上必要なるのみならず、特に現下養蠶業の實情に鑑み重要なれば左記

(一) 農業經營指導事業進展に關する件

(1) 農村の不況時に際し最も其の打撃を受けたるは無計畫的農業經營に原因する處大なるを以て之れを計畫的經營たらしむることは經營改善上最大急務たるを以て指導者は左記に依り設計の指導及び普及に勉むること

(イ) 道府縣農會直接の事業として地域的に農業組合を決定し町村乃至一部落を地域とする集團的農業經營の設計を行ふこと

(ロ) 農業經營設計作成指導會を開催し農家特に青年に對し經營設計の方法を指導し自發的に設計技能の向上と訓練とを行はしむること

以上三項の實施に當りては特に經營改善調査の材料を活用すること

(2) 無記帳式無計算式農業經營を記帳式計算式農業經營たらしむるは經營改善上の急務たるを以て指導者は左記に依り之れが指導及普及に勉むること

(イ) 農家の智識能力並に經營の單複の程度に應じたる農業經營簿を考案し其の程度に應じたる帳簿

を使用せしむること

(ロ) 汎ゆる機會に於て是れが指導普及に努力すること

(3) 近時農村經濟事情の推移に伴ひ特に農村振興農家福利増進に關する一切の施設計畫は農業經營改善調査の材料に基礎を置く必要あるを以て左に依り材料の活動を計ること

(イ) 一層廣く材料を求むること

(ロ) 材料に加工研究を加へ應用に便にすること

(4) 帝國農會は左記に依り道府縣農會を指導せられたきこと

(イ) 農家經濟調查簿單複數種考究の上標準的様式を示すこと

(ロ) 從來の調査成績に依り我が國小農家族的經營改善指導上の指針を示すこと

(ハ) 指導上效果ある事例を取纏め周知を計ること

(5) 道府縣農會は農業經營改善の直接指導を郡市町村農會を中心として行はしむる様施設すること

(二) 生産統制に關する件

九、昭和七年度

協議事項

(イ) 自力更生を目標としたる農業經營改善に關する件

(ロ) 小麥増産計畫を主要々素とする經營改善設計に關する件

(ハ) 農産物生産費調査に於ける自家勞力の勞賃計算に關する件

(ニ) 農業經營調查事務に關する件(特に農家簿記統制に關する事項)

決議

(一) 農家簿記統制に關する件

最近全國道府縣農會に於て發行せる農家簿記様式統制に關し積極的要望の向あるに鑑み帝國農會に於ては其の實現方に對し特に配慮せられつゝあるは感謝する所なり

然るに全國的に見れば道府縣農會は夫々事情を異にするを以て直ちに全國的統制をなすは困難と思はるゝもなるべく多數の共同印刷を行ひ安價配給を行ふは極め

集約を基礎とする小農經營に於ては生産量の減少を意味する生産統制を行ふは極めて困難にして且つ小農經濟の本質に悖るものなれ共資本主義社會に於ては生産の過剩は直ちに全經營を危險に陥入るゝものにして農業と雖も需要供給の原則外に立つこと能はざるを以て市場に於ける需要供給の大勢を精査洞察し農家をして益々自給生活の確立、生産費の低減を圖らしむると共に經營組織の合理的改善に依り農家自ら生産統制的對策を講ぜしむるを適當と認む

(三) 米生産費調査に關する件

米穀法の改正により米生産費は米穀法發動の基準價格を決定する重大事項にして其の正否如何は直に農民の浮沈に係り、延ては重大なる結果を招來するの虞れあるを以て本調査は極めて嚴正なるを要す

系統農會は多年之が實施を繼續し來りしも此秋に當り特に本事業の重大性を痛感したるを以て道府縣農會は其の實狀に鑑み出來得る限り調査戸數を昭和五年度の二倍以上を増加し以て本調査を一層權威あらしめむことを期す

て適當なる方法と信するを以て之が實現促進に協力努力すべきも帝國農會に於ては左記諸點に留意計畫指導せられんことを望む

記

- (1) 既に提案せられたる様式のものに付いては差當り賛成道府縣農會所要部數を取纏め共同印刷を行はるること
- (2) 編者名は希望に依り印刷して貼付し得る如くすること
- (3) 次期に於て全國道府縣農會農業經營主任者の協議により地方事情を精査し各府縣の事情により選擇採用し得る様數種の簿記様式を考案せられたし
- (4) 簿記同様經營設計型も研究指導せられたきこと
- (5) 帝國農會は以上の事業に對し指導統制を本旨とせられ度きこと

十、昭和八年度

指示事項

- (一) 農業經營調査集計に關する件

(五) 農家經營調査選定標準に關する件

(六) 農家經濟調査現金收支月別報告に關する件

研究事項

(一) 農家經濟の自給化につき探るべき方法に關する件

聽取事項

(一) 農村經濟更生事業と道府縣農會に於ける農業經營改善事業との連絡並に活動狀況

決議

(一) 農業經營調査改正に關する件

農業經營調査は既に九ヶ年を閲し本年度を以て滿十ヶ年に達す、然るに指導資料としての活用上尙改正を要すべきもの尠らからず

依つて昭和九年度より左の如く改正せんとす(項目略)

(一) 農村經濟更生計畫に對し農業經營改善指導の立場よりなすべき事項に關する件

農村經濟更生計畫は要するに農家經濟の收支の調節の合理的具體化にして廣義に於ける農業經營改善(販賣購買を含む)を基礎とし小農の特性に適合せる堅實な

- (二) 農業經營調査農家變更に關する件
- (三) 米穀生産費調査に關する件
- (四) 農村經濟更生に關する件
- (五) 合理的施肥法實施に關する件
- (六) 農産物販賣斡旋に關する件
- (七) 農家經濟調査擔當者變更に關する件
- (八) 農業經營改善助成費に關する件
- (九) 農家經濟調査集計に關する件

協議事項

- (一) 農業經營調査改正に關する件
- (二) 農村經濟更生計畫に對し、農業經營改善指導の立場よりなすべき事項に關する件
- (三) 米生産費調査に關する件
從來施行しつゝありたる米生産費調査上改正すべき點につき協議ありたし
- (四) 主要農産物經濟調査に關する件
農業經營改善指導上道府縣毎に道府縣に於ける主要農産物經濟調査を行ふの必要あるを認む、依つて之が實行方法を協議ありたし

る生活を目標として樹立すべきものなるべし、従つて

次の事項の如きは計畫の中樞をなすものなるを以て農村の事情に適應せる實行方法の研究立案は經濟更生計畫の主要部をなすものとす

(一) 自給經濟の充實

(イ) 自給し得る食糧につき自給狀況を調査し經濟的に自給に得るや否やを研究し自給し得るものにつき自給計畫を樹つること

(ロ) 自給肥料につき其の町村に於て自給し得る最高限度を目標として自給計畫を樹つること

(ハ) 自給飼料につき農業組織の變更其他により自給限度を調査研究し之を目標に自給計畫を樹つること

(二) 生産費の節減

現金支出の生産費節約を目標として實行計畫を樹つること

(三) 生産増殖

生産増殖は價格の變動を充分に考慮し確實に所得を増加し得る經營設計を必要條件計畫を樹つること

(四) 生活改善

生活改善は冗費節約を主眼とするものなるべきも、自給生活部の擴張計畫の如きも重要な更生事業なるを以て之が計畫を樹つること

(五) 販賣購買組織の確立

經濟更生計畫中最も重要事項なるを以て市場對策の完備に期し其の計畫を立つること

以上は農業經營を根底としたる經濟更生計畫の一部門なれども農村に於ては更生計畫の重なる内容をなすものなるを以て最も慎重に攻究し町村の事情に應じ實行計畫を考案するを要す、而してそれらの實行條件として特に左の事項の敢行を必要とす

- (1) 道府縣農會に農村經濟更生實行指導職員の設置
- (2) 農家經濟簿記の普及、特に經濟更生樹立町村に對し簡易なる農家經濟簿記の全町村普及
- (3) 農業經營改善の集團指導

(二) 米生産費調査に關する件

米生産費調査研究は米穀統制法の施行により愈々重大となれり、依つて系統農會は左記により一層綿密なる

經濟更生指定町村に農家簿記全町村指導

年度別	農家簿記記帳督勵員印刷費補助手	當導職員新設費	合 計
昭和九年度	50,000 円	100,000 円	150,000 円
昭和十年度	50,000 円	100,000 円	150,000 円
昭和十一年度	50,000 円	100,000 円	150,000 円
昭和十二年度	50,000 円	100,000 円	150,000 円
昭和十三年度	50,000 円	100,000 円	150,000 円

(イ) 農家簿記印刷費一部二十錢一ヶ町村五〇〇

戸宛之が經費十萬圓の半額五萬圓

(ロ) 記帳督勵員一ヶ町村十名宛一千町村分一名十

圓宛手當之が經費十萬圓

(ハ) 道府縣農會指導職員一名新設、俸給壹千圓旅

費五百圓之が經費七萬五百圓

(二) 農業經營改善集團指導

各道府縣農會は經濟更生指定全町村に農家簿記の普及を圖る外特に一ヶ町村内に一部落宛選定して農業經濟改善集團指導を行ひ確固たる資料を蒐集し以て當該部落に統制ある生産販賣消費負債償還の計畫指

調査を行ふこと (記略)

(三) 主要農産物經濟調査に關する件

(1) 農産物の經濟調査は農業經營改善上の重要資料なるを以て各道府縣農會は各主要農産物に付きなる可く之を行ふこと

(2) 帝國農會は右に關する調査標準様式を研究し道府縣農會に示されたきこと

(3) 調査すべき主要農産物の選定は各道府縣に於て適宜決定の上帝國農會に報告すること

農林省へ要望事項

(一) 經濟更生町村に對し簿記普及計畫並に農業經營改善集團指導助成要望に關する件

現在農林省に於て計畫實施されつゝある農山漁村經濟更生指定町村に對し農家簿記の普及を計るは農村經濟更生實行の第一歩たりとす、而して之が普及は全く系統農會に於て分擔すべき責務を有す、依つて農林省の計畫方針と相呼應し今後左記五ヶ年計畫を以て農家簿記普及獎勵の任に當らんとす、然る場合は系統農會に對し、之が助成金を交付せられん事を農林省に要望す

導をなし農村經濟の更生を期するものとす

(1) 指導客體……………部落を單位とすること

註 指導部落は農村經濟更生指定町村又は今後指定さるべき町村中より適當なる一部落(戸數は二十戸以上たること)を選定すること

(2) 年次別指導部落(全國)

(イ) 初年度……………一、〇〇〇部落

(ロ) 第二年度……………一、〇〇〇部落

(ハ) 第三年度……………一、〇〇〇部落

(ニ) 第四年度……………一、〇〇〇部落

(ホ) 第五年度……………一、〇〇〇部落

(2) 農業經營改善集團指導方法

(イ) 記帳指導 農家經濟簿記を配布し部落全戸の農家に記帳方法を指導し之が記帳により一家經濟の内容を明らかにし各自内省せしむるものとす

(ロ) 經營成績集計指導 各自記帳完了と同時に部落全戸一齊に記帳集計方法を指導し、經營成績を集計せしむるものとす

(ハ) 經營成果の批判 部落全戸成績の内容につき検討すると共に當該部落の総合的經營内容につき研究審議し成績批判會を開催して當該部落には勿論當該町村に之を公表し指導をなすものとす

(ニ) 農業計畫樹立指導 記帳集計を基礎として當該部落に有効適切なる農業經營改善計畫の樹立につき指導をなすものとす

(4) 農業經營改善集團指導費

(イ) 農家簿記配布費 一七、五〇〇
 (全村普及のものよりやや複雑なる簿記)

(ロ) 記帳督勵員手當 三、〇〇〇

一部落農家簿記戸數三十五戸として一千部落三萬五千戸に簿記無償配布(一部五〇錢宛)記帳農家十戸につき一名宛の記帳督勵委員を置く之に對し年一名に付き拾圓宛手當交付す督勵員三、五〇〇名分

(ハ) 經營成果批判會 三〇、〇〇〇 經營改善指導成果を部落は勿論當該町村農家全員に批判會を開催して之を宣傳す。

(ニ) 集團指導に要する經費 三、五〇〇 集團指導のため縣農會指導員出張指導に要する經費一道府縣農會に對し五〇〇圓宛

計 六六、〇〇〇

十一、昭和九年度

協議事項

(イ) 繭價暴落に對する養蠶經營の合理的指導に關する件

(ロ) 經濟更生計畫に於ける合理的生産計畫指導に關する件

(ハ) 農家簿記普及並に活用に關する件

昭和九年度各道府縣に於ける農家簿記の普及は著しきものあり。今後一層之が普及を計ると共に記帳者をして其の記帳成績の活用に充分なる指導を加へ農家簿記の効果を有効ならしむるの要あり依つて之が指導方法につき協議せんとす

(ニ) 農業個人經營調査に關する諸様式改正に關する件

(ホ) 主要農産物經濟調査成績集計様式に關する件

本年度より調査施行中の主要農産物經濟調査成績集計様式にき付協議せんとす

研究事項

(イ) 農産物の生産統制に關する件

農産物の生産統制及び之に伴ふ代作、又は適地適作問題は農業經營改善指導上より充分考究し置くべき重要問題なるを以て相互研究を遂げんとす

(ロ) 自給原料の適正なる評價方法に關する件

決議

(イ) 繭價暴落に對する養蠶經營の合理的指導に關する件

蠶絲業對策には、養蠶製絲、生絲の利用及販賣の各部門に各特殊の方策あると同時に密接不可分の総合的方策あれども養蠶部門に於ては、家族經營農業本質に立脚し、左の如き基本的要件の下に行ふを以て指導方針とす

(1) 食料の自給は農家の生活安定の第一要議なるを以て養蠶經營に於ても食料の自給を原則として計畫すること

(2) 家族の勞力を以て經濟的經營を行ひ得る範圍に於て可及的養蠶の規模(春、夏、秋、各回の分量及回数)を限定し之に要する最小面積の桑園に對し集約なる栽培を行ひ養蠶をして全經營の安全なる地位に在らしめ蠶價低落の打撃の輕減を圖ること

(3) 不良桑園を整理し堅實なる養蠶經營の計畫樹立に際し、整理桑園の代作物選定は養蠶との比較對照以外の經營條件にあり地方的に最も有利なるものを選定すること

(4) 桑園の肥料は主として自給肥料によるを原則とし有畜農業の組織とすること

- (5) 生産費の軽減は重要なれども方法を誤れば所得減少の結果を招来することあるを以つて、左の事項を目標とし現金の生産費の節減を圖ること
- (イ) 購入肥料を節減し自給肥料を以て之に代ゆること
- (ロ) 雇傭勞力を節減し家族勞働を以て之に代ゆること
- (ハ) 購入材料の自家生産
- (ニ) 技術の改良による生産額増殖
- (6) 繭價が限界的生産費以下に低下しては養蠶は成立せず、最大重要産業たる蠶絲業の興廢は一に繭價に存するを以て農業經營上の對策と共に左の事項に對し強力なる蠶絲業統制政策を斷行し官民協力を以て斯業の安定を期する
 - (一) 生絲販賣を統制し可及的價格騰落を縮少し繭價安定を圖ること
 - (二) 製絲養蠶兩者に於ける共同の利益を基調とし特に製絲部門の合理化により可及的絹絲の生産費低下を圖る様製絲業の統制を期すること

- (三) 製絲及養蠶の經營方針を從來の如き一定の用途を目標としたる劃一主義より改め精粗種々の生絲を製し種々の用途を開く様研究を進むること
- (四) 繭價維持の爲め必要ある場合は養蠶の生産統制を勵行する
- (ロ) 經濟更生計畫に於ける合理的生産計畫指導に關する件
 - 農村更生計畫に於ける生産計畫は殆んど市場觀察を缺きたるか如き一率的増産計畫多きも、全國的にかゝる計畫の實行せらるゝときは供給過剩の處置に窮し延ては政策の破綻、農村經濟の混亂等を誘致するやも圖り難し、仍て農業部の生産計畫に對しては左の如き方針により研究に研究を重ね慎重に計畫するを要す
 - (1) 米、小麥等の如き國家の政策の決定せるものに對しては政策と矛盾せざる生産計畫を樹つること
 - (2) 自給物の生産に對しては必要量を目標とし收量本位の増産計畫を樹つること
 - (3) 販賣、目的に生産するものは各種類毎に需給の狀況を考察し左の始き方針を以て計畫すること

- (一) 米繭の如き生産過剩状態に在るものは積極的増産計畫を差控へ生産額は現状維持を目標とし生産費軽減計畫に主力を注ぐこと
- (二) 價格の低落により需要を増加し爲に生産を擴張し得るものは(或種の蔬菜、果樹等)單價は下落するも總所得を増加し得る限り増産を計畫すること
- (三) 國內に於て生産せられたるものにして、輸入せられつゝある農産物に對しては増産方法並に得失を研究し、當初は多少の犠牲を忍び新規生産の道を開くこと
- (四) 販賣に關し、具體的計畫を確立し地方的に生産競争の行はるゝものに對しては關係地域内に於て生産及販賣の統制を圖ること
- (ハ) 農家簿記普及並に活用に関する件
 - 前年度の決議に基く「農家簿記普及計畫並に農業經營改善集團指導」はその成績極めて著しきものあるを以て更に之れが徹底を圖るため左記の如き組織方法により之れが促進を期せんとす

- (1) 帝國農會 本事業の全國的連絡統制、簿記並に設計様式の研究發表、指導材料の提供
- (2) 道府縣農會 郡單位に中堅青年を以て農業經營研究の機關を組織し經營設計記帳集計指導並に經營成績の活用につき指導すること
 - 郡、市、町村農會技術員に對し、設計簿記に關する指導の途を講ずること
- (3) 郡、市、町、村農會 相互協力の下に町村毎に農業經營改善研究會を組織せしめ簿記及設計を中心とし地方事情に側したる農業經營改善指導をなすこと
 - 農業經營研究會は各部落毎に支部を設け部落農業經營改善の先驅者たらしむること
- (ニ) 主要農産物經濟調査に関する件
 - (1) 道府縣農會は主要なる農産物を適當に選定し可及的多數の農家につき調査の上、年一回その成績を帝國農會へ報告するものとす
 - (2) 道府縣農會は調査農産物名並に調査戸數を來る七月

末日迄に帝國農會へ報告するものとす

- (3) 調査様式中、綜合經營調査部分の年度は農業經營調査に準じ、農産物に就ての經濟調査はその年度内に收穫ありたるものにつき、年度内に行ひたる本年度のため準備行為より生産物收穫の販賣其他一切の處理を了する迄の調査を行ふ

十二、昭和十年度

協議事項

- (一) 各種農業災害の實狀に鑑み農業經營改善上採るべき方法に關する件
- (二) 農業共同經營及部分的共同經營に關する件
- 過去の經驗に鑑み農業共同經營及部分的共同經營に關しては共同事業及共同作業成績の調査にのみ止めず、加入農家個々の經營經濟に對しても充分なる指導を加ふるの必要あるを以て之が指導方針に付協議せんとす

研究事項

- (一) 農業經營調査改正諸様式に關する件
- (二) 主要農産物經濟調査様式に關する件

- (三) 農家簿記指導の徹底化に關する件
- (四) 農家經濟自給化の徹底に關する指導獎勵に關する件

決議

- (一) 各種農業災害の實情に鑑み農業經濟改善上採るべき方法に關する件
- 昭和九年全國を襲ひたる各種災害に對し各地方に於て行はれたる應急的施設並に天災に對する多年の試練に基く經營法に依り被害の軽減せられたる事例尠からざるを以て之等事例の調査に努め以て具體的方法を攻究するは勿論屢々各種災害に遭遇する地方には特に左の方針により指導の徹底を期すること
- (1) 地方に於て最も安全に生産し得る經濟的食糧自給の基礎としたる堅實なる經濟法を研究し指導すること
- (2) 根本的に農業組織の改善及び生産技術の改良等を中心とする經營法に關する研究を促進し安全なる農業經營を確立すること

- (3) 豊年平均所得を基礎とし災害に對する準備を考慮に入れたる經營方法を指導獎勵すること

- (二) 尊農自力更生的精神の振作並に經營者と指導者との緊密なる融合連繫に關する件

尊農の自力更生精神の扶植發揚は經營經濟改善指導効果を全ふする所以中樞をなすものなるを以て次の事項を體得し指導に努むること

(1) 指導方針

(イ) 尊農の自信に基づく自力更生は總ての農業問題解決の根本をなすと同時に經濟問題に對しては經濟理法に基づく方策に依らざるべからざるを以て國體道德經濟の最も融合せられたる小農の本質體得を以て經營經濟の指導精神となすこと

(ロ) 經濟指導の目標は調査記帳、設計、計畫を通して經營の全面に亘り綜合有機的改善を指導するを以て本旨とするものなるも其の根底には祖國を護る農業經營者として備ふべき堅實旺盛なる經營信念と崇高なる思想を涵養し其の人格を向上するに努むること

- (三) 農業共同經營指導に關する件

農業共同經營、調査は農業經營の一型態として農業經營指導上極めて貴重なる資料の提供しつゝあるは言を要せざるところなり、最近農業の協同化の問題は特に高調せられつゝあるところなるを以て共同經營調査可能の道府縣に於ては之が指導調査に努め農業經營改善上の資料たらしむること

- (四) 部分的共同經營

農業經營集團指導は今や愈々重要性を加へつゝあるを以て現在調査しつゝある部分的共同經營は從來の選定條件に基き調査を施行するは勿論更に左記指導方針に依り組合加入農家戸々の經營經濟に對しても充分なる指導の徹底を圖り集團指導の基礎資料を得ると共に眞に農家小組合の模範たらしむること

記

- (1) 加入農家に對しては全戸農業經營設計の樹立實行を指導すること
- (2) 加入農家に對しては全戸記帳、集計の指導をなすこと
- (3) 右記帳集計に基き綜合指導を行ふこと
- (4) 右の個々の農家の指導上に用ふる、農業經營設計書記帳、集計様式等は道府縣農會に於て適當なるものを採用すること
- (5) 右指導方針の徹底を期する爲、一層組合員の自覺、指導に努むること
- (6) 従つて本主旨に適合せざる組合は變更し眞に集團指導の模範たるべき組合の選定を爲すこと

十三、昭和十一年度

協議事項

- (一) 農業經營改善指導と農家組合指導との聯繫に關する件

昭和八年度農業經營主任者協議會の決議に基き各道府

四四

縣農會共に其の地方の實情に應じ或は道府縣を單位とし、或は郡市町村を區域として農業經營改善研究會乃至は農業經營改善同盟等會員相互共勵に依る農業經營改善研究團體を組織し經營改善の大衆化、農村中堅人物の經營的訓練等に努力し今日に至れり

而して之等中堅人物は各自の經營改善を通じて一般農家に幾多の活模範を示しつゝあるを以て今後は之等中堅人物を中心とし、農村の細胞團體たる農家組合の必須的事業として簡易なる方法により經營改善を一般化せしめる事は農業經營改善指導の成果を收むる上に於ては勿論農村經濟更生實行速進上農會の指導部面として最も緊要事業なりと信ず

依つて本問題に關し各道府縣農會に於て既に採りつゝある方法及將來採るべき具體的方針につき充分なる協議を遂げんとす

- (二) 農業經營改善基礎事項研究に關する件

農業經營改善指導の大衆化は現下農村經濟更生運動途上に於ける最も重要な施設たるは言を俟たざる所なりと雖も早急事を期する熱情の餘り之が指導資料に稍

- (七) 農業經營、調査簿、集計、整理簿、集計カード、共同印刷に關する件

研究事項

- (一) 農業經營成績調査取扱ひ方法に關する件
- (二) 農家簿記優良記帳團體審査方法に關する件
- (三) 農家經濟自給化優良事例審査方法に關する件
- (四) 標準的農家經濟簿記の具備すべき要件

決議

- (一) 農産物生産販賣の綜合指導方法に關する件
- 農産物の生産と販賣とは密接不離の關係にあり其の綜合的指導は農會に於て甫めて爲し得る處なるを以て其の根本方針に付ては曩に決定を見たる處なるも本年度に於ては特に左記各項の實現を期す

記

- (1) 本件は緊急を要するものなるを以て本年度に於ては系統農會協力の下にその實現を期すること
- (イ) 帝國農會は生産販賣綜合指導の必要なることを町村農會技術員に徹底せしむるため農業經營販賣幹

々不備の點なしとせず

今や各種生産費調査等一ヶ年一作物に關する資料は夫々整備し來りたりと雖も家屋及大農具の維持年數各種果樹成年期役畜の銷却年數其の他重要な事項に關する具體的資料なく永年に亘る農業者の生活安定を企圖する本事業終局目的達成の爲未だ充分なりと信ずるを得ず

依て系統農會は本事業創始の權威の爲全國的規模に於てその徹底的研究を遂ぐる事必要なるを以て帝國農會は速に成案を作製し之が調査を開始せられ度し

- (三) 農業經營簡易設計様式統制の可否

指示事項

- (一) 農産物生産販賣の綜合指導方法に關する件
- (二) 米生産費調査に關する件
- (三) 農家經濟自給化優良事例及農家簿記優良記帳團體表彰に關する件
- (四) 農村經濟更生地方協議會開催に關する件
- (五) 農家簿記發行に關する件
- (六) 興農日誌發行に關する件

旋に關する調査を基礎として適當なる印刷物を作成し配布すること

(ロ) 道府縣農會は適當なる機會に町村農會技術員に對し生産販賣綜合指導に關する講習協議會等を開催すること

(ハ) 右講習會には帝國農會は可及的適當職員を派遣し其の主旨徹底方につき協力すること

(2) 帝國農會は本事業に對し昭和十二年度には相當の豫算を計上すること

(3) 生産販賣綜合指導の徹底を圖るためには町村農會技術員の活動に俟たざるべからざるもの多きを以て之れが普及宣傳に關する各種の施設に對し農林省に於て助成の途を講せらるゝ様帝國農會より要望すること

(二) 農業經營改善指導農家組合指導との聯繫に關する件

農家組合の指導に當りては組合独自の精神に立脚し組合員の相互共力により小農の本質を發揮し以て其の特徵を助長し組合員共同の福利を増進せしむる様左記方針により指導すること

(1) 農家組合の事業の組合の環境並に組合員の事情により選擇すべきも農業經營の改善並に生活改善を中心とし農家經營を目標として之を統制すること

(2) 従來道府縣農會に於て實施しつゝある農業經營改善研究會、改善同盟、同志會等農村中心人物の經營的訓練は一層之を強化し農家組合の指導者となるべき中心人物の養成に努むること

(3) 道府縣農會は少なくとも一郡一ヶ所以上の特別指導組合を設置し農家組合指導の範を示すこと

(4) 郡市町村農會に於ては道府縣農會の指導方針に基き簡易なる農業經營設計並に農家簿記により農業經營改善の指導に努むること

二、農家簿記普及狀態

以上により農業經營合理化運動の基礎として農家簿記が進展せしめられた狀況が可なり明瞭にされた事と思ふがしかし尙こゝに一言言斷つて置かねばならぬのは、かく言ふと農家簿記なるものが單に農業經營改善のみを目的とする所謂農業經營簿なるが如くに看取されるのであるが系統農會の簿記運動が主として經營改善方面に重點を置いたことは争はれない事實としても一方農家の消費經濟或は兼業方面を無視したものでないといふ點である。

農業經營改善調査は前述の如く大正十二年を以つて開始されたのであるがそれより以前にすでに農家經濟調査が系統農會によつて農林省委託事業として開始されてゐたのである。

即ち今少し精述するならば世界大戰の閉熄と共に漸次不況の徴が現れ、農村に於ても小作爭議が重要問題として年と共に喧騒を極めて來た。こゝに於て政府は何等かの方策例へば自作農創定とか、小作爭議の調停とかを講じねばならない狀勢に立至つたが一體今小作の經濟が自作の經濟に比してどうなのか明瞭にしない限りその方策の不成立は火を見るより明瞭であつた。こゝに於て大正二年から四年まで繼續し、その後杜絶えてゐた農家經濟調査が大正十年再び開始されたのである。

如斯して系統農會は大正十年以來該調査を續行し、これ等材料を基礎とし農業經營改善と共に農家經濟の改善運動の實行促進にも力を注いで來たのであつてこのことは系統農會が普及に努めて來た農家簿記は常に生産消費兩方面を含むことによつて判然としてゐる。

唯問題は農家の消費經濟の改善は農家組合等の申合せや農家の經濟的窮迫から來る壓迫感や其他教化團體等により相當程度の改善を可能ならしめるが農業經營改善運動は從來超歴史的に無自覺的農業を營み來つた農家丈に相當強力な指導なくしては不可能であり又當時の狀勢が家計の切り下げよりも生活費を多く切り下げることをなくして如何に従

來程の収入を擧げるかをより急務とした點に於て或は又その計畫その實施に於てより深きより困難なるものを包蔵する點に於て重點が農業經營改善に向けられたるに外ならない。

如斯して簿記普及運動は開始され進展せしめられたのではあつたが當初は農家も全く之に對して理解なく一般指導者に於ても充分なる智識を有する者少く、尙簿記そのもの、研究も完備してゐなかつた爲唯單に地方の篤志家篤農家等の中心層に若干普及したに止り、今日の如き状態は見られなかつた。即ち昭和二年に於て僅か一萬四千九百部、農家千戸に就き二・七戸、恐慌第一年の昭和五年に於ても尙四萬七百にして農家千戸當り八人に過ぎなかつた。

しかるに經濟更生運動が國策として全國に叫ばれた昭和七年以來漸く農家簿記に對して一般の認識が高まり昭和八年以後の農家簿記普及の騰勢たるや將に注目し價する。即ち次の如し。

農家簿記普及部數 (系統農會發行)

昭和二年	一四、九一八部	昭和八年	一四八、二〇〇部
昭和三年	二五、六八一	昭和九年	四四七、〇九四
昭和四年	三四、四〇七	昭和十年	五六六、六一三
昭和五年	四四、七四一	昭和十一年	七五一、一九八
昭和六年	六一、八七〇	昭和十二年	八二三、九九三
昭和七年	八四、九二四		

昭和十二年度簿記普及部數は系統農會のものみにて八十二萬四千部に及び農家千戸に付き百四十七戸となる。然らばこの現在八十二萬を超える系統農會發行の簿記は如何なる内容の簿記であるかを見ると次表の如く帝國農會が種々缺點もあらうが今日の農家に期待し得る最高のものとして發行しつゝある農家經濟簿程度のもものが二十三萬七

千で二九パーセントを占め簡易なる、經濟更生簿程度のもものが最も多くして三十二萬八千、三九パーセントを占め、之より更に低度のももの即ち現金出納又は労働日誌程度のもものが二十一萬六千、二七パーセントを示してゐる。又之を發行農會階級別に見るとその大半は縣農會發行又は郡市町村農會發行のものにして帝國農會發行のものは僅か四萬八千、總部數の割に満たざるの狀態にして如何に地方々々によつて独自の簿記が夫々普及してゐるかの一端を伺ふに足る。

系統農會發行簿記部數 (昭和十二年度)

農家經濟簿程度	帝國農會編纂	道府縣農會編纂	郡市町村農會編纂	計
農家經營簿程度	一七、九一八	一七、一七二	〇、〇〇〇	三三、〇九〇
經濟更生簿程度	一七、九一八	一三、〇〇〇	一、〇〇〇	三二、九一八
經濟更生簿程度以下	—	一三、七六七	—	一三、七六七
計	三五、八三六	三〇、九四九	一、〇〇〇	六六、七八五

この外に府縣農村更生協會發行のもの、青年學校編纂のもの、縣の社會部又は經濟更生部發行のものを主とし之に僅かの富民協會發行、産業組合、京都帝國大學發行のもの等直接系統農會發行以外の簿記が合計十七萬五千五百二十四部に達してゐる。この兩者を合算すると九十九萬九千五百七十七部となるが恐らくこの外本調査にもれた或は部落、負債整理組合或は町村で發行してゐるもの、又は散發的に普及してゐるもの、數を加ふれば百萬を越すこと尙相當數に上ること想像に難くない。

左に昭和十二年度農家簿記普及狀況の詳細を揭示する。

愛知		靜岡		岐阜		長野	
知		岡		阜		野	
農家經濟簿程度	一、四三二	農家經濟簿程度	一、四三二	農家經濟簿程度	一、四三二	農家經濟簿程度	一、四三二
農家經營簿程度	二二一	農家經營簿程度	二二一	農家經營簿程度	二二一	農家經營簿程度	二二一
經濟更生簿程度	一一、五〇二	經濟更生簿程度	一一、五〇二	經濟更生簿程度	一一、五〇二	經濟更生簿程度	一一、五〇二
以下ノモノ	六、七三五	以下ノモノ	六、七三五	以下ノモノ	六、七三五	以下ノモノ	六、七三五
計	一、六三三	計	一、六三三	計	一、六三三	計	一、六三三
農家經濟簿程度	一〇〇	農家經濟簿程度	一〇〇	農家經濟簿程度	一〇〇	農家經濟簿程度	一〇〇
農家經營簿程度	一、五九七	農家經營簿程度	一、五九七	農家經營簿程度	一、五九七	農家經營簿程度	一、五九七
經濟更生簿程度	一、四六三	經濟更生簿程度	一、四六三	經濟更生簿程度	一、四六三	經濟更生簿程度	一、四六三
以下ノモノ	三、一六〇	以下ノモノ	三、一六〇	以下ノモノ	三、一六〇	以下ノモノ	三、一六〇
計	三、〇〇〇	計	三、〇〇〇	計	三、〇〇〇	計	三、〇〇〇
農家經濟簿程度	三〇〇	農家經濟簿程度	三〇〇	農家經濟簿程度	三〇〇	農家經濟簿程度	三〇〇
農家經營簿程度	一一、〇〇〇	農家經營簿程度	一一、〇〇〇	農家經營簿程度	一一、〇〇〇	農家經營簿程度	一一、〇〇〇
經濟更生簿程度	六、五八〇	經濟更生簿程度	六、五八〇	經濟更生簿程度	六、五八〇	經濟更生簿程度	六、五八〇
以下ノモノ	六、五八〇	以下ノモノ	六、五八〇	以下ノモノ	六、五八〇	以下ノモノ	六、五八〇
計	六、五八〇	計	六、五八〇	計	六、五八〇	計	六、五八〇
農家經濟簿程度	一一、四二二	農家經濟簿程度	一一、四二二	農家經濟簿程度	一一、四二二	農家經濟簿程度	一一、四二二
農家經營簿程度	一一、七一一	農家經營簿程度	一一、七一一	農家經營簿程度	一一、七一一	農家經營簿程度	一一、七一一
經濟更生簿程度	一一、三八五	經濟更生簿程度	一一、三八五	經濟更生簿程度	一一、三八五	經濟更生簿程度	一一、三八五
以下ノモノ	二、一八三	以下ノモノ	二、一八三	以下ノモノ	二、一八三	以下ノモノ	二、一八三
計	二、一八三	計	二、一八三	計	二、一八三	計	二、一八三

(主として村發行)

山梨		福井		石川		富山	
梨		井		川		山	
農家經濟簿程度	八〇	農家經濟簿程度	六八一	農家經濟簿程度	五五八	農家經濟簿程度	三、〇五二
農家經營簿程度	一一、〇一七	農家經營簿程度	一一、〇一七	農家經營簿程度	四、三五〇	農家經營簿程度	二、二七五
經濟更生簿程度	一、二〇〇	經濟更生簿程度	一、〇〇〇	經濟更生簿程度	四、三五〇	經濟更生簿程度	三、八六五
以下ノモノ	一一、二四八	以下ノモノ	一、二〇〇	以下ノモノ	五〇〇	以下ノモノ	九、二五八
計	二二、〇六八	計	二二、〇一七	計	一三、一二三	計	二、二七五
農家經濟簿程度	一一、〇一七	農家經濟簿程度	一一、〇一七	農家經濟簿程度	一、三三七	農家經濟簿程度	三、〇五二
農家經營簿程度	一一、〇一七	農家經營簿程度	一一、〇一七	農家經營簿程度	二、二七五	農家經營簿程度	二、二七五
經濟更生簿程度	一、二〇〇	經濟更生簿程度	一、〇〇〇	經濟更生簿程度	二、二七五	經濟更生簿程度	三、〇五二
以下ノモノ	一一、二四八	以下ノモノ	一、二〇〇	以下ノモノ	二、二七五	以下ノモノ	三、〇五二
計	二二、〇六八	計	二二、〇一七	計	一三、一二三	計	二、二七五
農家經濟簿程度	一一、〇一七	農家經濟簿程度	一一、〇一七	農家經濟簿程度	一、三三七	農家經濟簿程度	三、〇五二
農家經營簿程度	一一、〇一七	農家經營簿程度	一一、〇一七	農家經營簿程度	二、二七五	農家經營簿程度	二、二七五
經濟更生簿程度	一、二〇〇	經濟更生簿程度	一、〇〇〇	經濟更生簿程度	二、二七五	經濟更生簿程度	三、〇五二
以下ノモノ	一一、二四八	以下ノモノ	一、二〇〇	以下ノモノ	二、二七五	以下ノモノ	三、〇五二
計	二二、〇六八	計	二二、〇一七	計	一三、一二三	計	二、二七五
農家經濟簿程度	一一、〇一七	農家經濟簿程度	一一、〇一七	農家經濟簿程度	一、三三七	農家經濟簿程度	三、〇五二
農家經營簿程度	一一、〇一七	農家經營簿程度	一一、〇一七	農家經營簿程度	二、二七五	農家經營簿程度	二、二七五
經濟更生簿程度	一、二〇〇	經濟更生簿程度	一、〇〇〇	經濟更生簿程度	二、二七五	經濟更生簿程度	三、〇五二
以下ノモノ	一一、二四八	以下ノモノ	一、二〇〇	以下ノモノ	二、二七五	以下ノモノ	三、〇五二
計	二二、〇六八	計	二二、〇一七	計	一三、一二三	計	二、二七五

(農民協會發行)

六〇、〇〇〇
 (町村經濟更生委員會發行)
 六〇、〇〇〇
 五五

高知		愛媛		香川		徳島	
農家經濟簿程度	農家經營簿程度	農家經濟簿程度	農家經營簿程度	農家經濟簿程度	農家經營簿程度	農家經濟簿程度	農家經營簿程度
二〇	八五	二二	二二	二二	二二	二〇	二〇
三、五〇〇	一〇〇	二二、六四五	二〇、〇〇〇	二二、五〇〇	二二、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇
四、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇一〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五二〇	三、五二〇
一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、二六〇	二、〇〇〇	二、二六〇	二、二六〇	二、二六〇	二、二六〇
一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三〇一〇	二、〇〇〇	一、三〇一〇	一、三〇一〇	一、三〇一〇	一、三〇一〇
一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、三、九二七	二、〇〇〇	一、三、九二七	一、三、九二七	一、三、九二七	一、三、九二七
一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、五、五六六	二、〇〇〇	一、五、五六六	一、五、五六六	一、五、五六六	一、五、五六六
一、〇〇〇	二、〇〇〇	二、二七二	二、〇〇〇	二、二七二	二、二七二	二、二七二	二、二七二
一、〇〇〇	二、〇〇〇	六、六七六	二、〇〇〇	六、六七六	六、六七六	六、六七六	六、六七六
一、〇〇〇	二、〇〇〇	八、六七七	二、〇〇〇	八、六七七	八、六七七	八、六七七	八、六七七
一、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇〇(京大式)	二〇〇	二〇〇(京大式)	二〇〇	二〇〇	二〇〇

山口		廣島		岡山		島根	
農家經濟簿程度	農家經營簿程度	農家經濟簿程度	農家經營簿程度	農家經濟簿程度	農家經營簿程度	農家經濟簿程度	農家經營簿程度
二、〇四二	一、八九二	五、〇〇〇	四、〇〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一三、五九七	七、〇五九	四、二一〇	二、三二八	一五、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇
二、〇一九	六、〇〇〇	六、二三〇	一、〇四〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
三、〇〇〇	一、〇一九	一、〇四〇	九、一九〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
三、〇〇〇	一、〇一九	一、〇四〇	九、一九〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
三、〇〇〇	一、〇一九	一、〇四〇	九、一九〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
三、〇〇〇	一、〇一九	一、〇四〇	九、一九〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
三、〇〇〇	一、〇一九	一、〇四〇	九、一九〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
三、〇〇〇	一、〇一九	一、〇四〇	九、一九〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
三、〇〇〇	一、〇一九	一、〇四〇	九、一九〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇

全 國		註合計欄括弧内ハ昭和十一年度普及部数	
農家經濟簿程度	一五、九一四一七七一、一四七	五〇、二五〇二三七、三一	六二
農家經營簿程度	六、一二六 四四、九四一	一、〇六〇 五二、一二七	—
經濟更生簿程度	二六、五八一 二三九、〇七二	五二、九七九 三一八、六三二	—
經濟更生簿程度 以下ノモノ	— 一三三、七八七	八二、一三六 二一五、九二三	—
計	四八、六二一 一五八八、九四七	一八六、四二五(八二三、九九三) 七五一、一九八	一七五、五二四

しかしながら一方この二、三年間にかくも急速に普及進展して百萬を突破するに至つた今日こそ簿記普及第二次段階とも云ふべき重要な秋に逢着してゐると見なければならぬ。

先づ第一に總體的に見て昭和十二年と昭和十三年を比較する時可なり進展は示してゐるも十年から十一年に及んだ如き騰勢は見られない。更に之を縣別に見ると多くの縣は増加を示してゐるも減少を示してゐる縣も見受る事が出来る。勿論百萬と云へど尙全農家から見れば二割足らずであり又未だ普及の誠に不振状態にある縣も見受られるによつて今後益々普及の進展を圖らねばならないことは勿論であるが相當數普及を見て今日殆んどその進展が固定状態に陥つてゐる縣が少くない現状に鑑みてその普及指導に於て將に老慮すべきものあるを思はしむ。即ち從來の指導が主として戸別のピツクアップ式であり又それ等指導を受けた中心人物が手近な人を捉へて記帳奨励をなしたる爲簿記の普及は多く中産階級以上に及んでゐたことは譬へ指定町村等で全戸記帳を目指して全戸配布をなした場合と同様である。従つて簿記の普及指導は比較的容易であり記帳能力、理解能力も強い層に對してなされただけ容易であつた。しかし今後所謂簿記の大衆化……帳簿を配布に止らざる眞の大衆化を圖る場合に於ては餘程行き方を變へて研究するに非ざれば満足なる成功は期し難い。前表に於ける今日の普通帳簿を見ると帳簿の程度が相當高いのである。而して最も多いと思はれる記帳能力の乏しい農家が取残されてゐる感を與へるのである。この残された層をどう導くか。所詮それ

は農家組合、部落等を單位とする集團指導となるのであるがそれは果して從來の指導方法をそのまま踏襲してよいか否か考研を要するのである。後章に於て町村又は農家組合の農家簿記優良記帳事例を掲載したるが、かゝる點に於て示教するもの多いと確信する。

第二にはかゝる簿記普及と共にその記帳をして萬全を期し集計決算をなさしめ以つて農家經濟に對する農家の認識を増す爲に所謂普及といふ反面に充實といふ反面を随伴せしめて行かないと漸もすれば簿記運動が上すべりに惰してしまふ恐れがある。

第三には農家簿記なるものは指導者の簿記でなく農家の簿記である。従つて農家が農家の經濟の實態を把握して行くには最少限度何を必要とするかを充分知悉してかゝらねばならぬ。從來複雑なもの簡略なもの各縣各團體により夫々區々頻々たる簿記發行を見てゐるが複雑なる簿記と稱するもの、中複雑ならしめてゐる如きもの、簡單なりと稱するもの、中にそれでは何物も農家に把握せしめ得ないものがある。

簿記が地方事情によりバラエティに富むことは許容し得るとしても日本農家經濟の實態の上に立つ簿記そのもの、根本に於て變異のあることは許されない。

以上はその三省を要する主要なるものであるが、かゝる點に今後益々留意して第二次簿記運動の展開がなされねばならぬ。

三 農業經營設計書の普及状況

尙農業經營改善せんとするに當つては必ず農業經營設計をなさねばならぬ。言ふ迄もなく農業經營なるものは一つの有機的組織體である爲之が改善をなすに當つては單に障子のつき張りの如く簡單には行かぬ。従つて前年度の記帳成績によつて改善せんとする要點を見出したならばその改善が波及する各方面を考慮して最も合理的に農業經營を進

行せしむべく設計書を作成せねばならぬ。
 帝國農會は曩に述べた農業經營改善調査指定農家をして毎年農業經營設計書を樹立せしめ之を審査會に提出せしめて農業經營の改善指導に當つて來たのであるが同時にこの農業經營設計様式の研究をもなし一般農家にもその普及を奨励した。

かくて今日「計畫的農業」なる名稱を以つて新時代に處する農業經營の進路として推賞される農業經營設計は或は單獨に或は農家簿記の附録としてその普及數實に五十三萬八千に及んでゐる。しかしこれとても農家簿記同様その急激なる進展を見たるは經濟更生運動後に屬することは云ふまでもない。

農業經營設計書年次別普及部數

昭和九年	一四〇、六五九	昭和十一年	四九五、二八〇
昭和十年	三八二、〇三〇	昭和十二年	五三七、八〇四

されど農業は大自然を相手の原始生産業である爲自然の支配を受ける。又同時に經濟界の變動にも強く影響される爲その設計は家屋建築や官廳の豫算等と著しく趣を異にするは勿論工業生産とも異なる性質を持つてゐる。即ち栽培を決定した作物も天候によつて價格變動によつて中止も已むを得ないし又豫定せざりし作物も場合によつては栽培せねばならぬ。又その生産數量にしても工業生産に於ける如く正確に豫定することは出来ない。しかしながら之を以つて農業經營設計不用論を唱へることは慎まねばならぬ。

成程農業經營設計は前述の如く困難な事情を持つてゐる。冷害とか旱害の襲來或は又昭和五年に於けるが如き大恐慌の襲來があればその設計書は結果に於て無設計農家と等しいであらう。

しかし此の様な場合を連年吾々は豫想してはならぬが又譬へ右の如き場合が惹起したとしてもそれに対する農家反

撥力を吾々は考へねばならぬ。

勿論一本一草幾升幾合まで正確を期することは不可能であるが農業經營の大綱を定め、改善せんとする點を織り込んで農業經營の運営と目標を確認し、見透しのある農業經營を行ひ得る點に設計の効果は考へられる。

否、農業經營設計も又農家簿記と同様それが作成によつて受ける農家の農業經營經濟への認識自覺に對する教育的訓練として同様高く評價されねばならぬ。農業經營設計を樹立し得る、農業經營の見透しをつけうる、農業經營と市場或は農業經營と自給或は農業經營の内部組織の有機的構成を理解して設計を樹て得る能力が要請されるのである。次に昭和十二年度農業經營設計書普及狀況を表示する。

道府縣	農業經營設計書	部數
北海道	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	六九、四五〇 三、八五六 七三、三〇六 (七一、〇九七)
青森	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	(三〇〇)
岩手	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	二、五一七 二、五一七 (一、八一七)
宮城	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	三、七九〇 二、五〇〇 六、二九〇 (六、四五〇)
秋田	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	五〇〇 五〇〇 (三九五)
山形	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	三、六三〇 三、六三〇 (一、九〇〇)
福島	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	(九一)
茨城	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	二九、三〇〇 三、六〇〇 三二、九〇〇 (五、九〇〇)

愛	知	三	滋	京	大	兵	奈
農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計
六、五八〇 六〇、〇〇〇 (六六、五八〇)	八、〇〇〇 八、〇〇〇 (一五、〇〇〇)	六、〇〇〇 一、〇〇〇 (七、〇〇〇)	二〇、八六一 二〇、八六一 (六六、六六二)	一〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇 (三、〇〇〇)	二八、一〇〇 三、〇〇〇 (三一、一〇〇)	一、〇〇〇 一、〇〇〇 (四、〇〇〇)	

和歌山	鳥	鳥	岡	廣	山	德
農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計
五〇〇 五〇〇 (一、〇〇〇)	一一、五〇〇 一一、五〇〇 (二、〇〇〇)	一一、〇〇〇 一一、〇〇〇 (五、〇〇〇)	一一、〇〇〇 一一、〇〇〇 (四、四三〇)	六、五〇〇 一、五五〇 (三、〇〇〇)	三、〇〇〇 三、〇〇〇 (三、〇〇〇)	一一、七一一 一一、七一一 (二、七一一)

山	神奈川	東	千	埼	群	栃
梨	川	京	葉	玉	馬	木
農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計
八、〇〇〇 八、〇〇〇 (一、二六〇)	二、五〇〇 二、五〇〇 (二、五〇〇)	一一、五〇〇 一一、五〇〇 (三、三六四)	六〇、七九七 六〇、七九七 (六二、三九一)	二七、七五六 二七、七五六 (三二、六八六)	一一、五〇〇 一一、五〇〇 (三、八〇〇)	一一、五〇〇 一一、五〇〇 (三、八〇〇)

靜岡	岐	福	石	富	新	長
岡	阜	井	川	山	潟	野
農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	農業簿記ニ附隨セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計
一一、〇〇〇 一一、〇〇〇 (二、〇〇〇)	二、八〇〇 二、八〇〇 (四、二六三)	一一、六一七 一一、六一七 (六、〇〇五)	四〇〇 四〇〇 (八、五〇〇)	二、二七五 二、二七五 (四、一四一)	一四、四八三 一四、四八三 (九、七二六)	一五、二六三 一五、二六三 (一、一九四)

熊	本	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	一〇、〇〇〇 七、〇〇〇
長	崎	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	一〇、〇〇〇
佐	賀	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	二一、〇〇〇 二、〇〇〇 二、〇四六
福	岡	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	五、〇〇〇 五、〇〇〇 二四、〇〇〇
高	知	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	六、〇〇〇
愛	媛	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	六、〇〇〇 二二、〇〇〇
香	川	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	六、〇〇〇
六八			
大	分	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	八、〇〇〇 七、〇〇〇 八、〇〇〇
宮	崎	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	二、〇〇〇 二、〇〇〇
鹿	兒	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	二、〇〇〇 二、〇〇〇 二、〇〇〇
沖	繩	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	二七、一、二一〇 二六六、五九四 五三七、八〇四 四九五、二八〇
全	國	農業簿記ニ附随セルモノ 單獨ニ發行セルモノ 計	二七、一、二一〇 二六六、五九四 五三七、八〇四 四九五、二八〇

註 括弧内ハ昭和十一年度普及部數

第二編 農家簿記優良記帳審査事業概要

序 言

昭和七年以來官民一致の農村經濟更生計畫實行促進運動進展に伴つて、農家の經濟的自覺は頓に向土し、各々小農經營の本質並に社會經濟との接觸關係に對する認識を深め、農業經營、農家經濟兩方面に亘る簿記を記帳し、之れに依り計畫的合理的に農家の經營を運営せんとする者激増し、農家簿記の普及が日に熾烈になりつつあることは前篇簿記普及狀況によつて明かなる所である。

従つて農家簿記の普及、指導及びその施設に於ても從來多く個別的で中心人物指導に過ぎなかつた時代と異つて一方益々中心人物の養成を強化すると共に新に簿記の集團的指導即ち大衆化指導に指導の方向が向けられ、その實績に於ても亦大に見るべきものがあり、而も將來中心人物を中心にこの大衆化運動は益々強化し、範圍を擴めねばならぬことは多言を要しない所である。

かゝる一般的傾向を更に助長せしめ併せてこの運動の正鵠を期するは經濟更生實行促進の爲、誠に肝要なりと認め帝國農會は昭和十年、昭和十一年、二ヶ年に亘つて全國に農家簿記の優良事例を募り夫々昭和九年度、昭和十年度の實績に付表彰事業を舉行したのであるが、かゝる表彰事業が漸く各地方にも行はれんとする氣運が醸成されたるに鑑み、又全國より出品された事例中にはその指導施設方法等極めて示唆に富むもの多きを以つてこゝに昭和十年度實績昭和十一年度表彰事業の概要を取締めて參考に供することとした。

第一章 審査方法

一、審査會規程、出品規程並に審査規程

(一) 審査會規程

農家簿記優良記帳審査のため帝國農會に農家簿記優良記帳審査會を設置し、この審査會規定は次の如くである。

- 一、本會は農家簿記優良記帳審査會と稱す
- 二、本會は町村及農家組合にして集團的農家簿記記帳成績優良なるものを審査選抜するを目的とす
- 三、本會は之れを帝國農會内に置く
- 四、本會に審査委員長一名、審査委員若干名を置き帝國農會長之れを囑託す
- 五、出品及審査に關する規程は別に之れを定む

(二) 審査會出品規定。

- 一、農家簿記優良記帳審査會に出品すべき事例は昭和十年度実績にして出品すべき町村及農家組合は左の條件に適合するものとす
 - (一) 經濟更生計畫町村（指定町村ならずも可なり）又は經濟更生計畫町村内の農家戸數十五戸以上の農家組合にして該當區域の全農家を組織員とするものなること
 - (二) 道府縣農會に於て左の事項に付豫備審査に合格したるものなること
 - (イ) 系統農會に於て指定したる帳簿を用ふるもの
 - (ロ) 記帳者戸數は昭和十年度に於て町村にありては農家戸數の五割以上、農家組合にありては農家戸數の七割以上たること
 - (三) 昭和十年度農家簿記優良事例表彰事業に於て特別優良を得たるものを除く
- 二、出品せんとするものは申込書（様式甲號）に左記の書類を添付し昭和十一年十一月三十日迄に道府縣農會に提出するものとす
 - (一) 總戸數、農家戸數、記帳農家戸數、使用帳簿別記帳農家戸數、通年記帳せるも集計決算せざる者の數、集計決算迄完記せる者の數（様式丙號による）
 - (二) 昭和十一年度農家簿記を記帳しつつある農家戸數（様式丙號による）
 - (三) 特に記帳普及指導の爲め町村、各級農會、其他團體の採りたる施設方法及び之れが実績の概要
 - (四) 記帳成績の利用狀況（指導機關團體等に於ける利用狀況、個人に於ける利用狀況）及記帳によりて特に改善せられたりと認めたる諸點
 - (五) 使用帳簿見本（使用帳簿別に實際記帳せるもの一部宛補助簿を用ひたるものは其の補助簿をも添付のこと）
 - (六) 町村の出品にありては町村經濟更生計畫書及累年實行成績書、農家組合の出品にありてはその屬する町村の經濟更生計畫書及び累年實行成績書、外に農家組合經濟更生計畫書及累年實行成績書あらば其の書類
 - (七) 今後の農家簿記普及指導計畫

- 三、道府縣農會は出品事例に付き豫備審査をなし道府縣農會長の推薦書（様式乙號）を添へ昭和十一年十二月二十五日迄に帝國農會に提出すること

- 四、審査の結果其の成績優良なるものに對しては帝國農會長之れを表彰す
- 五、出品者は審査の結果に付異議を申立つることを得ず

(様式甲號)

農家簿記優良記帳出品申込書

一、所在地 道府縣 郡(市) 町村(農家組合にありては其の名稱)
 一、町村代表者 (農家組合にありては其の代表者)
 貴會農家簿記優良記帳審査會へ出品致度關係書類相添へ此段申込候也
 昭和 年 月 日

(申込者名) 何

某 團

帝國農會長 伯爵 酒 井 忠 正 殿

(様式乙號)

農家簿記優良記帳推薦書

一、道府縣 郡(市) 町村 (農家組合にありては其の名稱)
 右は本會に於ける豫備審査の結果参加出品に適當なるものと相認め茲に推薦候也
 昭和 年 月 日

道府縣農會長 何

某 團

帝國農會長 伯爵 酒 井 忠 正 殿

(様式丙號)

一、戸數

調査種目	農家組合名				計
	總戸數	農林業を本業とする戸數	農林業を副業とする戸數	計	
計	戸	戸	戸	戸	計

二、昭和十年度簿記記帳成績

イ、記帳農家戸數 (一農家にして二種以上の帳簿を記帳するも一戸とす)

農家組合名	記帳農家戸數	口、使用帳簿別記帳成績 (農家組合中農業に従事するものについて記入)				計
		帳簿名	編纂主體	記帳部數	通年記帳せるも集計決算せるもの 計決算せざるも集計決算せるもの	
計	戸	戸	戸	戸	戸	計

三、昭和十一年度農家簿記帳狀況

農家組合名	帳簿別記帳戸數				備考
	記帳農家戸數	帳簿別記帳戸數	記帳戸數	備考	
計					

備考 記帳農家戸數は一農家にして二種以上の帳簿を記帳するも一戸として計上すること

右の出品規定の用語例へば通年記帳、記帳農家戸數等の用語に就ては後述審査方法に於て説明することとして注意を要する主要なる點を若干のべてをく。

一、該規定第一款第一項に於て出品資格を先づ町村又は農家組合と限定した。町村に就ては異論ない所であるが農家組合に限定した理由は種々あるが主として本會の指導方針を反映せしめたもので之れは事業の性質によるものである。勿論この農家組合は廣義のもので或は農事實行組合、實行組合、小組合等々の名で呼ばれるものの總稱である。

尙町村又は農家組合に經濟更生計畫樹立といふ要件を附けたのも同様の意味である。

二、農家組合の戸數は何戸であつてもよいと云ふ譯にゆかない。本會にては昭和十年度に於ては二十戸以上としたところ之れはもつと下げるべきだとの意向が強く十一年度は十五戸以上と訂正したのであるが之れは縣の事情によつて考慮しなければならぬ。

三、規定第一款第二項第一目「系統農會ニ於テ指定シタル帳簿ヲ用フルモノ」とある中、指定といふ意味は嚴格に

或は系統農會發行のものとか、指定してゐるものとかいふ意味でなく獎勵してゐるといふ軽い意味であるが之れも亦審査事業の性質と指導方針によつて決定さるべきである。

四、第二目の「記帳者戸數は町村にありては農家戸數の五割以上農家組合に於ては七割以上」といふ率は(一)と同様該區域の簿記普及進展の程度によつて決定さるべきものである。

五、尙町村事例に於ても農家組合別に成績を要求したのは一つにはその町村全般に普及してゐるのか或は一部に多く入つてゐるのかを見る爲め二つには實地審査をなす便宜の爲めである。



三、審査規程

一、審査は本審査と豫備審査とより成る

本審査は農家簿記優良記帳審査會に於て之れを行ふ

豫備審査は道府縣農會をして之れを行はしむ

二、本審査は出品せる書類に基き左記項目に關し之れを行ふ但し必要ある場合に於ては實地審査を爲すものとす

(一) 出品資格に關する事項

(二) 農家簿記普及獎勵計畫の適否

(三) 簿記普及計畫と実績との比較

(四) 簿記普及指導の爲め採りたる町村、町村農會、其他團體の施設方法の適否

(五) 記帳実績の良否

(六) 記帳成績利用狀況適否

(七) 經濟更生計畫實行成績

三、審査は審査委員の合議による

四、豫備審査は左記に依り之れを行ふものとす

- (一) 出品申込町村及農家組合の各農家の記帳実績に付點檢し出品資格の有無を審査す
- (二) 出品者の提出したる書類により本規程二に準じて審査し成績順位を決定す
- (三) 豫備審査終了後左記書類を作製し他の出品書類に添付し帝國農會に報告すること
 - (イ) 成績順位
 - (ロ) 成績順位決定に關する道府縣農會の意見

二、審査方法

本會が審査に當つて採つた特徴は從來この種の審査に見られなかつた比較的繁雜な採點法によつたことである。

この採點法そのものが理論的に正しいかどうかと云ふ點は慎重なる考慮を必要とするも、兎に角何等確然たる標準もなく淡然とした從來の審査方法に比すれば、確かにより客觀妥當性の認められることを二ヶ年の表彰事業によつて確信を得た。

只採點法の内容そのものに就ては或はウエイトのかけ方、或は帳簿の點數等、今後その審査目的に従つて研究し出來るだけ適確を期さねばならぬことは言を俟たないところである。

- (一) 審査項目
 - 出品された書類を整理し左の項目に就き精密に調査をなす。
 - (イ) 出品資格
 - (ロ) 添付書類の有無

(ハ) 村 状

(ニ) 村の更生計畫の重點

更生計畫樹立の動機、計畫が積極的なりや、消極的計畫なりや、更生計畫の目標と重點

(ホ) 更生計畫の進捗状況

(ヘ) 簿記の普及指導とその実績

A 簿記指導の重點

全面的に指導するのか、中心人物に努力するのか、簿記記帳の目的を何處に置いてゐるか、如何なる層(或は階級的或は性別、年齢別)を目標に置いてゐるか等々

B 次年度記帳状況の當該年度に比しての進捗状況

C 簿記普及計畫とその實質

D 簿記普及獎勵指導施設並にその実績、更にその適否

各團體別に整理しその聯絡協調、各農家と上級指導者との指導網の連絡關係等につき特に注意すること

E 記帳成績の利用状況並記帳により改善せられたる點

(イ) 團 體

(ロ) 個 人

F 今後の指導方針とその適否

(ト) 以上總括的批評

八點帳簿：帝國農會編纂「農家經營簿」又は之れと同程度の簿記にして金錢出納、勞働日誌、現物受拂以上仕譯決算あり且つ財産臺帳を備へ年度始、年度末財産の増減を正しく算出し得る様式を備ふるもの
 十點帳簿：帝國農會編纂「農家經濟簿」又は之れと同程度の簿記にして金錢出納、勞働日誌、現物受拂、以上月別、作目、作業別仕譯決算あり且つ八點簿と同様詳細なる財産臺帳を有するもの
 蓋し本會は優秀な帳簿をより多く完全に記帳してゐるものを選實せんとする點に重きを置いた爲め帳簿の爲めに相當大きな差を拵らへたが若し普及と云ふことのみ主眼とするなら點數の開きを縮少すべきであらう。

(二) 審査項目とその比重

審査項目を左の如く定め、更に總得點を千點とし各項目に對して各々點數を割振つた。

總得點	一、〇〇〇點
(イ) 簿記の普及状況とその実績	六〇〇點
(A) 簿記の普及状況	一五〇點
(一) 總農家戸數と普及歩合の相關關係(第一表參照ノコト)	五〇點
(二) 帳簿の形式(程度)と記帳農家戸數の相關關係(第二表參照ノコト)	一〇〇點
(B) 記帳の実績	四五〇點
(一) 通年記帳割合と帳簿形式との相關關係	二〇〇點
(二) 完全記帳割合と帳簿形式との相關關係	二五〇點
(ロ) 其他	四〇〇點
(A) 簿記普及指導獎勵施設並にその実績	二〇〇點
(B) 記帳成績の利用竝に記帳により改善せられたる事項	五〇點

(C) 簿記普及計畫と実績……………八〇點

(D) 經濟更生計畫とその実績……………七〇點

以上の各項目は簿記審査には必須の條項であることは多言を要しないところであるが、その配點の仕方、即ち比重の附け方に就ては審査の目的性質によつて種々の方法が考へられる。

第一に簿記の單なる量的普及と云ふことを主眼とする簿記普及時代で簿記を多數使用せしむることを主眼とする場合は帳簿形式や記帳実績は右方法より遙かに重要度を減じ簿記の普及状況と記帳普及指導のため採りたる施設、並に簿記普及計畫とその実績が最も重要な項目となる。

第二は本會の採つた建前の如く、審査の目的が優良なる記帳実績を表彰し之れを模範たらしめ益々この種事業の發展向上に資せしめんとする簿記記帳の充實を目的とする場合は當然帳簿の形式と記帳の実績並にその記帳普及指導の爲めに採りたる施設方法が最も重要事項になる。

第三に簿記の普及が完成し、記帳の内容も充實した曉に於ける簿記の利用といふことが主眼になるのであれば記帳成績の利用状況並に記帳によりて改善せられたる點並に以上に對する指導獎勵施設方法が最も重要な項目になる。

勿論之等三つは一つとして現在の簿記運動の缺くべからざるものであるがその何れに又は何れとの結合に重點を置くかは簿記運動の進歩段階によつて異なる。即ち

一、簿記運動第一期(普及時代)は主として第一の方法が適すべく

二、……………第二期(記帳充實時代)は……………第二の方法が適すべく

三、……………第三期(利用時代)は……………第三の方法が適當であらう

(三) 採點方法

(イ) 簿記普及と記帳実績(六〇〇點滿點)の採點法

出品團體		探點種目	説明	事例 北海道上川郡神楽村		
簿記普及状態	農家戸数					1434戸
	普及歩合		農家戸数に対する記帳農家戸数の比	68.8%		
	※A 農家戸数と普及歩合の相乗点…(a)		※次頁農家戸数と普及歩合の相乗点表により引索	65		
	(a)×0.5	50	こゝは50点満点なるにA表は100点満点なるを以つて50点満点に換算する	32.5	32.5	
	帳簿の形式		79頁帳簿形式参照	5		
	記帳農家戸数		78頁記帳簿農家戸数参照	986戸		
	※帳簿の形式と記帳農家戸数の相乗点…(b)		86頁B表帳簿形式と記帳農家戸数の相乗点表より引索	250		
	(b)×0.2	100	上表は500点満点なるを以つて100点満点に換算	50.0	50.0	
	普及と実績	通年記帳戸数		78頁通年記帳戸数参照	986	
		通年記帳割合		通年記帳戸数の記帳戸数に対する比	100	
		通年記帳割合と帳簿形式との相乗点…(c)		通年記帳割合×帳簿形式(右事例)(100.0×(5))	500	
		(c)×0.2	200	(c)は1000点満点なるを以つて200点満点に換算	100	100.0
		完全記帳戸数		78頁完全記帳参照	825	
		完全記帳割合		記帳戸数に対する完全記帳戸数の比	83.7	
完全記帳割合と帳簿形式との相乗点…(d)			完全記帳割合×帳簿形式(右事例)(83.7×(5))	418.5		
(d)×0.25		250	(d)は1000点満点なるを以て250点満点に換算	104.6	104.6	
合計	600	ゴチックの点数を加へて		287.1		

(A) 簿記の種類が一種類の場合

昭和十一年度に於て特別優良上位に入賞した北海道上川郡神楽村の事例に就き實際探点を併せて説明する。

事例 北海道上川郡神楽村

総農家戸数 一、四三四戸、内記帳戸数 九八六戸、帳簿の形式 五點帳簿、通年記帳戸数九八六戸 完全記帳戸数 八二五戸、従つて普及歩合は六八・八%、通年記帳割合は一〇〇・〇%、完全記帳割合は八三・七%

第一表
※ A 農家戸数ト帳簿普及歩合トノ相關點表

1. 町村事例

普及歩合	農家戸数	農家戸数								
		200 戸以下	200	300	400	500	600	700	800	900 戸以上
		9.2	9.3	9.4	9.5	9.6	9.7	9.8	9.9	100
90%以上	10	92	93	94	95	96	97	98	99	100
85%以上—90%未満	9	82.8	83.7	84.6	85.5	86.4	87.3	88.2	89.1	90
80%—85%	8	73.6	74.4	75.2	76.0	76.8	77.6	78.4	79.2	80
75%—80%	7.5	69.0	69.75	70.5	71.25	72.0	72.75	73.5	74.25	75
70%—75%	7.0	64.4	65.1	65.8	66.5	67.2	67.9	68.6	69.3	70
65%—70%	6.5	59.8	60.45	61.1	61.75	62.4	63.05	63.7	64.35	65
60%—65%	6	55.2	55.8	56.4	57.0	57.6	58.2	58.8	59.4	60
55%—60%	5.5	50.6	51.15	51.7	52.25	52.8	53.35	53.9	54.45	55
50%—55%	5	46.0	46.5	47.0	47.5	48.0	48.5	49.0	49.5	50
50%未満	4	36.8	37.2	37.6	38.0	38.4	38.8	39.2	39.6	40

農家戸数と帳簿普及歩合との相關點は50點満點なるを以て上表各指數に0.5を乗せしものが眞の點數となる。

2. 農家組合事例

普及歩合	農家戸数	農家戸数						
		15—19	20—24	25—29	30—35	36—40	41—50	50戸以上
		9.4	9.5	9.6	9.7	9.8	9.9	10
95%以上	10	94	95	96	97	98	99	100
90%以上—95%未満	9	84.6	85.5	86.4	87.3	88.2	89.1	90
87%—90%	8.5	79.9	80.75	81.6	82.45	83.3	84.15	85
84%—87%	8.0	75.2	76.0	76.8	77.6	78.4	79.2	80
81%—84%	7.5	70.5	71.25	72.0	72.75	73.5	74.25	75
78%—81%	7.0	65.8	66.5	67.2	67.9	68.6	69.3	70
75%—78%	6.5	61.1	61.75	62.4	63.05	63.7	64.35	65
72%—75%	6.0	56.4	57.0	57.6	58.2	58.8	59.4	60
70%—72%	5.5	51.7	52.25	52.8	53.35	53.9	54.45	55
70%未満	5.0	47.5	47.0	48.0	48.5	49.0	49.5	50

註記 町村事例の場合と同様

「第一表の説明」

便宜町村事例に就て説明する（農家組合事例も見方は全く同様であるから）A表は上側に二〇〇戸以下から九〇〇戸以上まで農家戸数を九段階に分割しその各々に九・二から一〇・〇まで比重を振り當て縦に普及歩合を五〇%未満から九〇%以上まで十段階に分割し之れに四から一〇までの比重をつけ、以上兩種の比重係数の相乗積が楕弧内に算出されてゐる。

これは同じ百パーセントの普及率を示してゐても農家戸数が多いと少いとでは難易の程度が違ふ。又同じ五百戸の農家でも五〇パーセント記帳と一〇〇パーセント記帳とでは之れ又大きな差を認めねばならぬ。この關係を表示した譯である。

従つて曩の北海道事例に就て見ると農家戸数は一四三四戸であるから横は上表最後の九百以上に含まれる。更に普及歩合は六八・八パーセントであるから縦は上から六段目の六五・五パーセント以上七〇・〇パーセント未満に含まれる。この縦、横の交錯する所即ち農家戸数一四三四戸普及歩合六八・八パーセントに與へられる點數六五點が見出される。尙この表で注意すべきは縦、横夫々普及歩合、農家戸数の分割程度並にそれに對する比重の附け方である。蓋し普及歩合、農家戸数の分け方はその地方事情によつて定めらるべきであるが此の場合その地方の平均町村（又は農家組合）戸数、而してその地方の平均的普及歩合を有する或は表彰事業にこゝまで普及率を高めようと云ふ標準目的があれば之を標準的町村を常に標準に置いて特に秀れた特異的事例等を標準にとるが如きは考慮せねばならぬ。

第二表 ※ B 記帳農家戸数と帳簿形式との相関點表
1. 町 村 事 例

帳簿形式	記帳戸数																			
	5戸以上	6-9	10-15	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-89	90-99	100-149	150-199	200-249	250-299	300-349	350-399	400-449	450-499	500以上
1	1	2	3	4	5	10	15	20	23	25	28	30	33	35	38	40	45	50		
2	2	4	6	8	10	20	30	40	46	50	56	60	66	70	76	80	90	100		
4	4	8	12	16	20	40	60	80	92	100	112	120	132	140	152	160	180	200		
5	5	10	15	20	25	50	75	100	115	125	140	150	165	175	190	200	225	250		
6	6	12	18	24	30	60	90	120	138	150	168	180	198	210	228	240	270	300		
8	8	16	24	32	40	80	120	160	184	200	224	240	264	280	304	320	360	400		
10	10	20	30	40	50	100	150	200	230	250	280	300	330	350	380	400	450	500		

記帳農家戸数と帳簿形式との相関點は100點滿點なるを以て上表各指數に0.2を乗ぜしものが眞の點數となる。

2. 部 落 事 例

帳簿形式	記帳戸数														
	4戸以下	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-50	50-60	70-80	80戸以上			
1	2	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50			
2	4	6	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100			
4	8	12	20	40	60	80	100	120	140	160	180	200			
5	10	15	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250			
6	12	18	30	60	90	120	150	180	210	240	270	300			
8	16	24	40	80	120	160	200	240	280	320	360	400			
10	20	30	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			

註記 町村事例の場合と同様

第二表の説明

第一表と同様便宜町村事例によつて説明をする。

第二表は横に記帳農家戸数が五戸以下より七〇〇戸以上まで十八階級に分け、それに夫々一から五〇までの比重係数を割り振つてあり、縦に帳簿の形式が一點から十點まで七段階に分れ、その數字自身が又比重係数ともなつてゐる。而してこの縦横兩係数を掛け合したものが框内の數字である。

この表は同じ記帳戸數例へば二〇〇戸なら二〇〇戸の記帳戸數があるにしても十點の帳簿を記帳してゐると四點の帳簿を記帳してゐるものとを同成績に扱ひ得ない又同じ形式例へば十點の帳簿を記帳してゐるにしても五〇戸と二〇〇戸では當然そこに差異を認めねばならぬ。この兩關係を表示したものである。

北海道事例に就て見れば記帳農家戸數は九八六戸であるから横は七〇〇以上と云ふ最後の行、帳簿形式は五點であるあるから上から四段目の行、この兩方の交叉する所に二五〇點を見出す、これが五點帳簿を九八六戸の記帳によつて獲得した點數である。

但しA表の場合同様にその地方平均戸數町村と平均的帳簿形式又は大體この程度の目標をと定めた帳簿形式との標準的町村を假定し、之れを中心に考へて特異的のものを標準にとる様なことは避くる様慎重に作表せねばならぬ。

(B) 使用帳簿が二種以上の場合

使用帳簿が一種の時は前述の方法をとるのであるが町村事例等になると農家の記帳能力その他の關係で一種類の帳簿といふ場合は少く、二種以上の場合が多い。しかしその採點法は一種類の場合の根本原理に基き單に帳簿の數により比重を按分するに外ならないのである。前に做つて昭和十一年特別優良第二位の兵庫縣養父郡大屋村事例に就き説明をする。

出品團體名		種 目	説 明	兵庫縣養父郡大屋村		
簿記普及状態	農家戸数		275			
	普及歩合		100.0			
	※A農家戸数と普及歩合との相乗點…(a)		帳簿一種類の場合と同様	93		
	(a) × 0.5	50	同上	46.5	46.5	
	帳簿の形式		同上	10	5	
	記帳農家戸数		記帳農家戸数を帳簿別に記入す、括弧内は記帳農家戸数を100とする割合	※1 (14.5/40)	(85.5/235) ※2	
	※B帳簿の形式と記帳農家戸数との相乗關係…(b)		帳簿別に夫々10點帳簿40戸、5點235戸に就て16頁表Aで引索、引索法は帳簿一種の場合と同様	100	140	
	(b) × 0.2	100	帳簿別に各々計算し、その點を合算す	20	28	48.0
	通年記帳戸数		帳簿別に記入	40	235	
	通年記帳割合		帳簿別記帳戸数にて各々割る	100.0	100.0	
普及と実績	通年記帳割合と帳簿形式との相乗點…(c)		括弧内は夫々通年記帳割合 × 帳簿形式、此の括弧内數字に記帳農家戸数の帳簿別割合をかける、即ち1000 × 14.5 ※1、500 × 85.5 ※2	(1000)	(500.0)	
	(c) × 0.2	200	帳簿別に各々計算して合算す	29	85.5	114.5
	完全記帳戸数		帳簿別に記入	40	185	
	完全記帳割合		記帳戸数に對する完全記帳戸数の比を夫々記入	100	78.7	
	完全記帳割合と帳簿形式との相乗點…(a)		括弧内は夫々完全記帳割合 × 帳簿形式、此の括弧内數字 × 帳簿別記帳戸数割合即ち1000.0 × 14.5 ※1 500.0 × 78.7 ※2	(1000.0)	(500.2)	
	(a) × 0.25	250	帳簿別に計算し合算す	36.3	84.1	120.4
	計	600	以上太字の數字を合算す			323.4

事例 兵庫縣養父郡大屋村
 農家戸数 二七五戸
 使用帳簿は五點帳簿と十點帳簿
 記帳戸数 通年記帳戸数、完全記帳戸数等を帳簿別に見ると次の通り、

戸記	五	帳簿
二三五戸	數帳	}
二三五戸	戸通年記帳	
一〇〇・〇%	割通年記帳	}
一八五戸	記完	
七八・七%	割完全記帳	}
	合帳	
四〇戸	戸記	}
四〇戸	數帳	
一〇〇・〇%	割通年記帳	}
	記完	
四〇戸	戸記	}
一〇〇・〇%	割完全記帳	
	合帳	

村名	村名	説明
	村状	總戸數、農家戸數、自小作數1戸當耕地面積交通(市場)等其他特徴
普及指導施設方法	各團體の協調連絡と指導	町村自體、農會、産業組合、婦人會、青年學校、小學校其の他團體
	最下部農家にまで指導経路方法	これ等團體の指導方針が各個農家へ至るまでの経路或は最下層農家にどう指導網が行つてゐるか等
	其の特徵的方法	其他その町村で自慢とでも云ふべき特徵的方法
	總評 (200)	以上を綜合して採點(158)但し第2項に最も重點を置くこと
記帳事項より利用改善事項	個人	個人ではどう云ふ様に利用してゐるか具體的に抽出する
	團體	團體……………
	改善	主として個人經濟の改善せられたるものを可及的具體的事項
	總評 (50)	以上により何を掴まんとし又何を掴みつゝあるかを重點にして採點 (42)
簿記普及計畫	數量の普及	數量の普及はどうか、その適否
	質の向上	簿記内容の向上計畫とその適否
	總評 (80)	以上を結合して採點
更生計畫と實績	更生計畫と實績	經濟更生計畫の重點はどこか、實績は良好か、農家個々の經濟と固く結びついてゐるか
	計畫中簿記計畫ありや	
	總評 (70)	以上を綜合して採點 (65)
計	(400)	各點數の合計 (340)

ロ指導施設その他(四〇〇點滿點)の採點法

この審査は(イ)の帳簿の記帳と實績の採點法と同じくではあるが、(イ)の採點に際しては殆んど主觀の入る餘地がない機械的操作なるに比し、(ロ)の方は多分に主觀が入る慮がある。

従つて先づ審査前にどこに目標重點を置くべきかを事業の性質に鑑みて……例へば簿記記帳は完全に行つてから利用に重きを置く時には利用の點を大にする、又普及指導施設方法にしても指導網の縦に重きを置くか、横に重きを置くか等……豫め審査員でよく打合せ、出來るなら採點は最も理解ある人が他の下審査をなせし人から次表によつてよくきくとつて一人でやる事が客觀妥當性をもたせる關係から云つて最もよい。

次に審査様式を示し簡単に解説をする。

普及指導施設方法其他審査表

(イ) 以上(イ)(ロ)の審査を一表にすれば次の如くなる。但し(イ)表は(ハ)表によつて兼ね、(ロ)表のみ別に作成採点して之れを(ハ)表に轉記し總得点で以つて順位を決定す。

採点種目	出品團體		簿記が一種類ノトキ算出事例		簿記が二種類以上ノトキ算出事例	
	農家戸數	普及歩合 %	農家戸數ト普及歩合相關點…(a)	(a)×0.5 (50)	農家戸數ト普及歩合相關點…(b)	(b)×0.2 (100)
簿記普及及ト實績	786	(686戸) 87.3%	88.2	44.1	602	58.2
帳簿ノ形式	10	10	8	5		
記帳農家戸數	686	686	(0.04) 23	(0.96) 356	379	
帳簿ノ形式ト記帳農家戸數トノ相關點…(b)	450	450	32	175		
(b)×0.2 (100)	90	90.0	6.4	35.0	41.4	
通年記帳戸數	664	664	23	356	379	
記帳戸數=對スル通年記帳戸數割合…(%)	96.8	96.8	100.0	100.0	100.0	
上記割合ト帳簿形式トノ相關點…(c)	968	968	(800) 32	(500) 480		
(c)×0.2 (200)	193.6	193.6	6.4	96.0	102.4	
完全記帳戸數	590	590	23	251	274	
記帳戸數=對スル完全記帳戸數割合…(%)	86.0	86.0	100.0	70.5	73.3	
上記割合ト帳簿形式トノ相關點…(a)	860	860	(800) 32	(352.5) 338.4		
(a)×0.25 (250)	215	215.0	8.0	84.6	92.6	
計	(600)	542.7			265.5	
記帳普及指導設備	(200)	200.0			200.0	
記帳ニ依リ改善セラレタル事項	(50)	50.0			20.0	
簿記普及計畫(本年度並將來)	(80)	80.0			80.0	
經濟更生計畫ト實績	(70)	70.0			65.0	
總得點 (1000)		942.7			630.5	
成績順位						

第二章 農家簿記優良記帳事例

一、農家簿記優良記帳審査事業成績

昭和十一年度農家簿記優良記帳表彰事業成績を示せば次の如くである

出品點數	特別優良	優良	失格其他
町村事例	二一	九	
農家組合事例	三五	一八	
合計	五六	二七	

因みに右出品は一道一府二十四縣に亘つてゐる
而して前章に設けたるが如き審査の結果特別優良並優良に入賞した町村又は農家組合名を示せば次の如くである

町村事例	特別優良
第一席	兵庫縣津名郡鮎原村
第二席	兵庫縣養父郡大屋村
第三席	北海道上川郡神樂村
第四席	高知縣香美郡山北村
第五席	福岡縣八女郡大淵村
第六席	愛知縣南設樂郡海老町
第七席	富山縣東礪波郡東野尻村

同	第十一席	京都府竹野郡木津村倭野部落農會
同	第十二席	鹿兒島縣噲噉郡西志布志村上野井倉小組合
同	第十三席	新潟縣西蒲原郡黒崎村北場農家組合
同	第十四席	宮崎縣宮崎郡木花村今江組合
同	第十五席	長崎縣壹岐郡鯨伏村立石東觸農事實行組合
同	第十六席	神奈川縣鎌倉郡村岡村渡内農事實行組合
同	第十七席	滋賀縣甲賀郡宮村下野川農事實行組合
同	第十八席	京都府船井郡竹野村辻村區實行組合

右昭和十一年度出品事例数は前年度出品数に比すれば相當減少を示してゐるが之は主として前年度が本事業當初なりし爲優良事例を擧げて出品せし傾向あり、又何れも各縣秘蔵の町村又は農家組合なりし爲その成績頗る良好なりしを以つて之に抑壓され、この二つの事由により減少せしものと覺ゆる、然し農家組合事例に於ては出品點數も多く且つその成績が頗る平均し來れるは注目すべき傾向にして各級農會其の他團體の指導獎勵がこの方面に向つて集中されつゝある現状を示すものと思惟される

二、農家簿記優良記帳事例

(イ) 町村事例

兵庫縣津名郡鮎原村

一、村情

本村は總戸數七八七戸内農家戸數七〇八戸にして本業農家は六四〇戸なり。耕地面積一戸當七・二反内田六・一反畑一反一畝餘にして農業經營は主として米麥作を營む單純經營なり。位置は淡路島の中部に位す。昭和十年更生計畫樹立に際し一戸當一八三・四九圓の赤字、負債は一戸當三一八圓、餘剩勞力一戸當一三四人あるを痛感し農業經營改善青年同盟(青年でなくとも農業經營に熱心な人)を中心に之の改善に邁進する。

二、簿記の記帳狀況

簿記名	記帳戸數	通年記帳	完全記帳
農家經濟簿	三二二	三二二	二二三 縣農編帝農編經濟簿程度
簡易經濟簿	一一一	一一一	五二 縣農編帝農編更生簿程度

三、記帳普及指導の施設方法の概要

同盟

- 一、簿記の實行中心組織たる農業經營改善青年同盟を創立し、農業經營改善の根本は記帳にありとなし、記帳者五ヶ年倍加計畫を樹立す、即ち昭和七年五〇名次年百名三年目三百名五年にして全戸に普及せんとす。(昭七)
- 二、同盟が中心になり一部落十名以上の加盟ある場合は班を設け記帳指導をなす
- 三、年度始め現況調査(財産狀態)をなさしめ之を提出せしめ更生計畫樹立の基礎となし併せて農家の自覺を促す
- 四、帳簿は能力に應じて使用せしめ勞力集計を容易ならしむる爲「月分勤勞簿」を作成配布す
- 五、決算表を作成し之を提出せしむ

班

- 一、月例會開催、記帳及集計決算の督勵をなす
- 二、月報の提出、各班長は月例會の狀況を毎月五日迄に提出する

三、班長は班の現金労働決算成績を取り纏め提出する
其 他

- 一、農業経営改善婦人同盟(昭九)成立し青年同盟に呼應す
- 二、村農會は農業経営改善青年同盟の指導に當る外事業費の助成及賞金を支出す
- 三、村としては經濟更生事業部落共進會審査事項に「記帳生活」の事項を加ふ
- 四、部落青年同盟の表彰、農業經營審査會を開く

四、記帳成績の利用狀況

團體

- 一、村農會一般農家の農業經營改善資料を提供す
- 二、簿記成績記帳成績圖表作成をなし簿記熱を喚起す

個人

- 一、専ら農業經營並生活改善に利用す
- 二、勤勞精神が非常に旺盛になる

五、今後の方針

- 一、未記帳三六戸には簡易簿記を作成し昭和十二、三年には全戸記帳を期す
- 二、近く設立の興村塾(村立)青年學校、彌榮會に簿記を教課として入れる
- 三、優良記帳者を表彰す
- 四、昭和十一年より同盟員中七十八名を選出し指導員を囑託し各々數戸を受持つて各戸計畫の樹立完成を期す
- 六、其 他

こゝでは全面的に簿記を配布する方法でなく同盟加入者をして逐次漸進する方法を採りその簿記も組合員の能力に應じて記帳せしめ、經濟簿記帳者も成績不良なれば簡易なるものにかけて記帳せしむ

兵庫縣養父郡大屋村

一、村 情

本村は總戸數三四〇戸農家戸數二七五戸にして本業農家戸數は二四三戸なり。耕地面積一戸當、田二、三反。畑二、五反。合計四反八畝にして山林一戸當二町、開墾可能地三五町歩なり純地主戸數は五戸自作戸數は三二戸小作戸數一七戸山陰線八鹿驛より五里の山間の村にして養蠶を主とする農業經營にして冬季酒造出稼を主副業とする村なり昭和九年指定村

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳
簡易經濟簿	二三五	二三五	一八五
農家經濟簿	四〇	四〇	同
			縣農會編帝國農會經濟簿程度
			經濟更生等程度

三、記帳普及指導の施設

村 農 會

- 一、大正十五年より縣農會指導に基き農家經濟簿記を青年篤農家に記帳せしめ其の集計成績に基き一般農家の指導をなし來れり
- 二、昭和七年農業經營改善青年同盟支部を結成し記帳に精進す

- 三、昭和九年經濟更生指定村とあるに及び簡易經濟簿を無償配付し各戸記帳の獎勵をなす爲各部落巡回講話會を開催指導す
 - 四、毎年十月明年度計畫會、一月集計會を開き同盟員一人約十戸位受持ち巡回各戸指導をなし、村會發行の計畫及決算用紙に記入せしめ提出せしめ之に基き指導をなす
 - 五、部落月例會には必ず簿記を持參し研究をなす
 - 六、農業經營審査會を開催し表彰をなす
 - 七、優良農業經營者成功農家の視察並農家相互の研究會を開催
- 四、記帳成績の利用狀況

村 農 會

- 一、簿記成績録（各戸の統計を個別に記載す）に講評を附し農家に配布
 - 二、農會事業の方針の決定
 - 三、更生計畫並負債整理計畫の基礎として利用
- 個 人
- 一、農業經營計畫並に改善に用ふ即ち經營面積狭少打開のため開墾増産並に耕地の利用度大になり、主要食糧の自給量増大し、多角形農業を行ひ農業經營改善並に成績に見るべきものあり、大正十五年村總收入一四、六萬圓なりしが昭和十年には一五、三萬圓となり之は一戸當五七九圓から六八〇圓となり、之に比し農家支出は反つて減じ農家所得は大正十五年六四圓の欠損なりしが昭和十年は四四圓の黒字となれり
 - 二、前年度成績から考慮して農業労働分配を圓滑にす
 - 三、一家の收支判明するを以つて分度生活なす

四、大正十五年から十ヶ年後の今日を見ると購入物が家計農事共に減少し雇勞力少くなり出稼（男酒造女製絲）が多くなり負債額は減じ農業經營は果樹家畜耕種養蠶と非常に複雑化し來れり

五、今後の方針

次第に全戸農家經濟簿に遷すべく努力すると共に全戸完全記帳を目標とし更に簿記研究會、小組合月例會を開催し相互に點檢すると共に簿記活用に努力す

北海道上川郡神樂村

一、村 情

本村總戸數二、五二二戸、内農家一、四三四戸にして、本業農家戸數は一、三六八戸、商工に屬せざる其他戸數六四一戸あり。全村は四二區に別れ最小一〇戸から最高六五戸にを有してゐる。自作戸數四八八戸小作戸數六九一戸、耕地は一戸當田二、三町畑一、八町合計四、一町にして自作地は全耕地の五〇%を占む。更生計畫樹立年度昭和九年

二、簿記の記帳狀況

簿記名	記帳戸數	通年記帳	完全記帳
經濟更生簿	九八六	九八六	八二五
道農會編			帝農篇更生簿程度

三、記帳普及指導の施設

- 農會役場、産業組合
- 一、昭和二年より昭和七年まで神樂村を中心として各級農會より講師を招待し經營改善並に生活改善講習會を村内十個所に開く

二、記帳状況により信用評定（産組）
農 會

- 一、昭和三年以來簿記の配布を行ひ記帳奨励をなす。昭和三年七〇部より始めて昭和十一年には一、三八〇となる
- 二、昭和七年以來實行組合單位事務共勵會を開き審査項目中に簿記を加ふ
- 三、簿記の品評會開催（村並に農事實行組合）
- 四、簿記様式の研究会、上川郡農會、神樂村農會、村内篤農家、青年を以て研究す
- 五、毎年二ヶ所に實行組合簿記係を集合せしめて指導講習をなす
- 六、一月中旬十二ヶ所に簿記懇談會を開催

組 合

- 一、組合内簿記の共勵會をなし表彰す
- 二、督勵員を設けて年三、四回巡回指導す
- 三、月例會で簿記研究（簿記持參）

四、記帳成績の利用状況

- 一、村内各種團體の事業施設計畫を完全ならしむ
- 二、村内各種團體の連絡協調を良好ならしむ
- 三、負債整理組合設立運営を全からしむ
- 四、冷害に對する認識を深め農業經營改善生活改善に益する所大なり
- 五、經營計畫を樹て豫算生活をなす農家増加す

五、今後の方針

昭和十一年は計畫三年目にて普及歩合八割なるも第一次計畫満了の昭和十三年には全戸普及せんとす
十一年度からは青年學校生徒二、八〇〇名に記帳せしめ之が共進會を開く

六、其 他

郡農會より表彰せられしもの第三十區第十三區、産組中央會支會より表彰第三十五區、村農會より表彰十三、三〇
三五、個人表彰 道農會より二、郡農會より十二、其他合計三六四

高知縣香美郡山北村

一、村 情

總戸數三二九戸は全部農家戸數にして本業農家戸數は二二〇戸なり。耕地面積一戸當田六、一反畑三反六畝高知市を距ること五里、交通は便なり、負債は約一八〇戸の農家で二十萬圓あり、灌漑水乏し、水路粗惡なり、更生計畫樹立年度 昭和八年

二、簿記の記帳状況

簿 記 名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿 記
農家日誌	二二〇	一一〇	一五〇	縣農篇帝農篇更生簿程度

三、記帳普及指導の施設

- 農 會 と 村
- 一、縣郡農會より係員を派遣し農家組合と記帳に付て座談會（年數回）
- 二、縣郡農會より係員を派遣し經濟更生と記帳研究会開催（年數回）

三、記帳に關する研究會 (年數回)
經濟更生委員會

一、記帳は更生の根本なりとし極力援助する
小學校教化部

一、昭和十年度より小學校五、六年生從に小學日誌(縣農會篇)なるものを無償配布記帳せしめ優秀なるものを表彰す

其 他

- 一、帳簿購入補助交付一冊に對し十錢。
- 二、記帳優良者表彰。
- 三、普及優良組合の表賞
- 四、實行組合長をして指導員を囑託す
- 五、簿記普及計畫を樹立し之の實行に邁進し各年豫定の目標に致達しつゝあり

四、記帳成績の利用狀況

- 一、自己の財産狀態が判明するため冗費節約が出来て來た
- 二、農業經營の自給自足主義を強化し殊に金肥は半減し農業經營が堅實化す
- 三、負債整理事業が着々進行しつゝあり
- 四、隣保共助の精神高くなる
- 五、優良農家組合優良個人經營が増加す

五、今後の方針

記帳は全戸記帳であるから、今後集計決算を確實にし農業經營、農家經濟改善に利用せんとす

六、其 他

本村は教育程度高く大學卒業生二十六名、高校高等專門學校卒業生二十七名、中等學校卒業生一八二名あり

福岡縣八女郡大淵村

一、村 情

總戸數六五二戸内農家は五〇六戸にして本業農家戸數は四七二戸である。農家の中自作戸數は二三一戸小作戸數は八九戸にして残りは自作小作なり。耕地面積一戸當田五、二反畑一、九反合計六反一畝にして内自作地六二%、省線へは何れも五里以上ありて交通不便、農業は穀作、養蠶を主とする零細農業經營である。更生計畫樹立年度昭和八年

二、簿記の記帳狀況

簿記名	記帳戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
農家の日誌	三〇〇	三〇〇	一九六	縣農編、(帝農編、經營簿、更生簿中間)
大福帳	二三五	二三五	一三六	金錢出納ノミ

三、記帳普及指導の施設

- 一、簿記に關する講演會講習會年數回開催
- 二、農事組合主婦會例會には夫々職員出席し簿記普及懇談會或は集計決算指導會を開催す(三十八回)
- 三、簿記の購入斡旋
- 四、中堅青年農業經營改善研究會員を各部落より三十名選拔し簿記指導に當らしむ
- 五、年三回家計簿記帳獎勵デーを設けて、各部落毎に一齊集合の上役場、農會、學校、職員總出にて研究指導に當る
- 六、經濟更生強調週間を舊正月二日より六日間及び舊七月一日から七日間設定し精神の作興、簿記の記帳各戸更生

計畫樹立を期す

- 七、農事組合一齊活動組合共進會開催審査會項目二、〇〇〇點に對し簿記を五〇〇點とす
- 八、農家小組合長會を開催し簿記普及に關し協議をなす
- 九、優良記帳者の選賞をなす

四、記帳成績の利用狀況

村更生會 經濟更生計畫の實行成績調査並計畫樹立に用ひる外、村經費と村民の負擔能力の調和を計る爲村治上利する所多し

學 校 之を教材として郷土教育上利用すること多し

農 會 農業經營の全般的指導に適切なる指導方針樹立殊に生産計畫に之を利用す

産業組合 負債整理信用評定に用ふ

農 家 農業經營生活改善に利用

一、自給肥料の増製と金肥の節約計畫當時一五五萬貫昭和十年一九五萬貫に達す

二、婚禮、祝事、佛事等の申合せ事項が嚴守されつゝあり

三、勤儉力行の風起り更生貯金(月二十錢)減債貯金三、二二九圓(昭十)に達し負債返還額は七、六六二等相當の成績を挙げつゝあり

五、今後の方針

一、先づ帳簿の整理統一を計る

二、集計決算を完全にするため部落決算指導會を開く

三、一家の更生計畫の樹立の完全を期す

四、十五歳以上の青年婦女子に家庭の經濟狀況を知らしめ更生に援助せしむ

愛知縣南 設樂郡海老町

一、村 情

總戸數五五二戸内農家戸數二七七にして本業農家戸數二二七商業戸數一二七戸、耕地面積一戸當田二、八、畑四、八反、耕地面積別農家戸數四反未満一〇二、四反以上八反まで一〇四、負債は一戸當七五七圓で一戸當貯金額を差引くも四三七圓三六錢の負債が残る。農業經營は米麥作農業である。更生計畫樹立年度 昭和七年

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳
家計簿	二七七	二七七	二七七 村更生委員會(現金出納)
勤勞表	二七七	二七七	二七七 村更生委員會(勞働日誌)

三、記帳普及指導の施設

- 一、昭和九年本町は町農會をして記帳普及指導をなさしむ
- 二、更生委員會に於て家計簿、更生簿、計畫簿、勤勞簿を作成記帳せしむ
- 三、町に於て毎年百圓の豫算を以て勤勞表、吾家の計畫、家計簿を印刷し農事改良實行組合長會議を開催し之に配布し更に組合長は部落座談會を開き全戸に配布す
- 四、記帳指導研究會を開き農事改良實行組合長外役員二名出席せしむ
- 五、更生組合に記帳督勵委員、社會部委員を設置月一回巡回指導す

六、毎年末農家の記帳集計により吾家の計畫簿に仕譯決算せしめ之を更生組合に提出せしめ之を組合で集計なし吾が組合の更生簿を作成、更に町に提出、町は之を集計し町の更生計畫簿を作成する

四、記帳成績の利用状況

團體

- 一、毎年の經濟狀況一切判明し更生計畫の進度根本が判明する
- 二、更生計畫の再検討を毎年行ふ

個人

- 一、經濟的自覺を促したる事
- 二、消費が節約され更生氣分旺盛
- 三、農業經營が改善されつゝある事
- 四、豫算生活をなすに至れること
- 五、人物の養成上多大の貢献ありたること

五、今後の方針

昭和十一年より右の外に養鶏經營收支簿並に養蠶經營收支簿を追加記帳となし農業經營としても此の方面に力を注ぐんとす、中心的青年篤農家の活動を促し益々簿記の徹底を期せんとす

六、其の他

「吾家の計畫」は帝國農會指示の經營設計書を簡明にし之を年次別に五ヶ年つゞいて記入し五年間の對比が出来る仕組のものである

富山縣東礪波郡東野尻村

一、村情

戸數三〇九戸、農家戸數二七七戸にして、本業戸數二五六戸、耕地面積一戸當田一、二二町、畑山林は全村合計六反歩にすぎない純水田地方である。毎年五町歩五ヶ年に二十五町歩（五割）の自作農、創立をなし理想の村を造らんとす。更生計畫樹立年度 昭和十年度

二、簿記の記帳状況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
經濟更生簿	二七〇	二七〇	一八三	帝農篇 更生簿程度
家計簿	一〇〇	一〇〇	一〇	帝農編 經濟簿程度

三、記帳普及指導の施設

村

- 一、昭和五年以降村振興委員會にて簿記普及五ヶ年計畫を樹立して普及に努め十年度より全戸配付をなす
- 二、昭和九年より農家經營改善同盟部會の設置獎勵をなす

農會

- 一、農家組合簿記普及共勵會の獎勵
- 二、農業經營改善同盟會の集計決算指導講習會開催
- 三、戸別指導年三回
- 四、個人優良記帳者及團體優良記帳表彰

- 五、産業組合と共に購入簿記の三分二補助
 - 六、決算指導者講習會
 - 七、農業經營改善事例表彰
 - 八、青年團婦女會に對し記帳指導
- 産業 組合

- 一、簿記に對する補助
- 二、産青聯盟友會に於て研究會、記帳指導援助

四、記帳成績の利用狀況

村 村情並に村の方向が明示される
 農會 農業經營生活改善資料に利用せんとす。産業組合は負債ある組合員に對し更生貸付の方法を設け計畫と記帳を條件として低利貸付等をなす

個人 一、負債整理の觀念醸成さる。二、巡回指導を快く迎へる様になつた。三、家計を公開するを以て家庭生活が明朗となつた。農家組合共勵事項の一つとなし記帳集計成績を比較對照し發表す

五、今後の方針

- 一、婦女會青年團産青聯の聯絡を緊密にし益々普及徹底せんとす
- 二、負債整理に組合が乗り出す爲一戸記帳の奨勵をする
- 三、戸別指導を繼續指導する
- 四、優良記帳團體農家組合の表彰、個人の優良記帳表彰
- 五、大體に於て更生簿を中心に五ヶ年計畫で進む

六、其の他

本郡農會は農村更生の鍵は農家組合に在りとなし指定農家組合を作りて之の成績を取り纏め成績を發表し一般指導に資つゝあり、特に記帳に力を入れて表彰事業を行つてゐる

徳島縣勝浦郡生比奈村

一、村情

總戸數六九〇戸、内農家戸數、四二九戸にして本業農家戸數は三七九戸なり、尙商業戸數六一戸なり。耕地面積一戸當、田五、九反、畑三、六反にして、過少農多く將來山林開墾、山畑を開き、柑橘を植えて更生を計らんとす。自作地七〇% 更生計畫樹立年度 昭和八年度

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
經濟更生簿	三四三	三四三	三〇八 (縣農編)	帝農編と同程度

三、記帳普及指導の施設

村農會(主として)

- 一、記帳指導農家七〇戸設置し記帳指導を行ふ
- 二、縣農會の協力を得て各農家に巡回指導をなす
- 三、簿記に關する講習講話會開催
- 四、記帳者を毎年指定地に集め記帳集計の實地指導をする

- 五、指定實行組合を設け記帳獎勵を特になすの他、婦人をして家計簿を記帳せしむ
- 六、帳簿共同購入斡旋、補助
- 七、農業經營改善共進會
- 八、一家の更生計畫を樹立せしめ簿記と共に提出せしめ之の表彰を行ふ
- 九、徳島縣農會農家經營革新指導員設置本村で二十名囑託す

四、記帳成績の利用狀況

- 一、生活費が詳細に判明するを以て農家生活改善冗費減少するの他、自給生活の徹底を見たり
- 二、記帳決算により労働狀態生産費狀況が判明せるため農業經營設計書が普及し特に青年等は農業に對し興味、自信力を以てやる様になる
- 三、各種生活改善申合せ生る
- 四、農業經營改善さる

五、今後の方針

- 一、指導農家の設置、集團指導を繼續し農家經濟と簿記の關係を密接に農家に知らせつゝ指導する
- 二、青年學校と連絡をとり青年男女をして記帳觀念を養はしむ

六、其の他

山林百五十町歩を五ヶ年間に開墾して自作農を創定すると共に柑橘、柿、梅等すべて果樹を植栽し更生を計らんとす

滋賀縣蒲生郡南比都佐村

一、村情

總戸數四四〇戸、内農家戸數三六七戸にして本業農家戸數三二三戸なり。耕地面積一戸當一一、五反、内畑一、三反自作戸數一五一、小作三一、農業は稻作を主とする單純經營、耕地所有五町以上一戸三町以上五戸一町以上一六六戸五反以上一〇八戸五反未満一〇八戸田の殆んどは二毛作田なり。更生計畫樹立年度 昭和八年度

二、簿記の記帳狀況

簿記名	記帳戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
農家經營日誌	四五	四五	三八	京大式の縮刷簡明にしたるもの
農家更生日誌	二五〇	二五〇	一七八	労働と現金帳

三、記帳普及指導の施設

- 農會
 - 一、全戸記帳を目標とし、毎年簿記價格の約四割を補助する
 - 二、日誌の優良記帳者に對して各農事實行組合に於て毎年總會の席上之を選賞す
- 同盟
 - 一、青年興農同盟員は全部記帳せしめ年三回（一、五、九月）之が記帳に付會合し互審會を設け之にて批判研究をなし役場、農會、産組、學校其の他指導機關全部集り、優良記帳者には産業組合寄贈の賞品を受與せり

四、記帳成績の利用狀況

- 一、成績及記帳批判會を行ひ農業經營改善農家經濟の圓滑を圖るに最も良き資料として之を利用す

二、勤勉となり冗費節約の風起り産業組合に對する貯金増大し組合の貸金は減少す

五、今後の方針

一、補助額を増し全戸記帳全戸集計に邁進す

二、各部落で農家簿記々帳講習會開催

三、村農會で表彰を行ふ（從來實行組合）

四、興農同盟員を督勵員とし指導に遺憾なきを期す

六、其の他

農家經營日誌は京大式簿記の簡明にせしものにして現金と現物を別にした點又労働も簡明なる點が特徴である
但し労働は日記帳式で集計不便である

山梨縣東山梨郡中牧村

一、村情

總戸數五二〇戸、内農家戸數四〇六戸にして木業農家戸數四〇六戸、本村は耕地一戸當田一、六反畑四、六反、山林四、六反、昭和八年桑園面積一戸當三、一反養蠶を主とする單純農業經營、中央線に一里半、甲府市に五里の地點にある。更生計畫樹立年度 昭和九年

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿	記
-----	------	------	------	---	---

農家經營日誌 二七九 二七九 二〇九 縣農編、帝農編、經濟更生簿同等

三、記帳普及指導の施設

縣農會

一、農事組合必行事項實績競進會開催しその重要項目として簿記々帳を加ふ

二、中堅青年講習會を四日間開催し記帳の徹底を期す

村農會 農業經營研究月例會、座談會を開催、篤農青年、農事實行組各長を集め簿記の研究をなす

農家組合

一、月例簿記座談會の開催

二、簿記々帳指導員設置各組合に青年部婦人部を設置し各戸毎月巡回指導す

三、郡農會主催篤農青年短期講習會に各組合を代表して五名を出席せしめ之を記帳指導員となす

四、組合内を五戸制度的に班別に區分し之を單位に指導を進めて行く

四、記帳成績の利用狀況

指導機關

一、經濟更生計畫實行促進に利用

二、農家組合事業計畫及農家經營改善指導計畫に利用

個人 農家經營改善計畫に利用

五、今後の方針

一、毎月各農家組合長、各農家組合青年部指導員を集め簿記研究會をなし簿記徹底を期し年一回の手當を交附す

二、各農家組合に於て簿記の月例會をなし益々簿記を普及すると共に經營並生活改善に利用せんとす

六、其の他

本村は農家一戸當一、四六〇圓の負債あり養蠶偏重農業が養蠶不況のため利子は固定し益々増加せんとす、茲に於て二十ヶ年全部還付の計畫を樹て邁進中なり

高知縣土佐郡大川村

一、村情

總戸數三〇七戸、内農家戸數三〇七本業農家戸數二九八戸、耕地面積田六、〇反畑四、〇反（一戸當）交通不便にして省線まで九里（自動車の便あり）近くに朝谷大嶺山あり（縣下第一）之に通ずる道路完成の曉は大なる市場を持つことなる（昭和十一年完成）昭和九年指定

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
農家日誌	二四三	二四三	一八三	（縣農編）帝農編更生簿同等

三、記帳普及指導の施設

村及村農會

- 一、帳簿の無償配付
- 二、各農家組合に指導員二名設置せしめ専ら記帳方法指導をなさしむ
- 三、毎月例會には村役場と農會より出席なし記帳の徹底を期す
- 四、昭和十年度は記帳最初の年であるため不完全なる點なきにしも非ずと雖も餘り強制せず簿記の必要を極力認識せしめるが如く指導せんとす

識せしめるが如く指導せんとす
五、簿記は容易なるものを用ひ高級のものを強制せざる方針なり

四、記帳成績の利用狀況

團體

- 一、生産計畫遂行の進度と方針を得る
- 二、部落或は個人に對する助成並に具體的指導の方針の決定に用ふ

個人

- 一、自己の經濟を認識し労働能率あがり冗費節約現金取引生活改善等非常に多くの點に於て改善されたるを見る
- 二、自給經濟が徹底して來た
- 三、商店の二重拂ひ全く無くなりたり

五、今後の方針

本村は山間避地なるを以て教育程度低く農業改善等は困難であるため先づ簿記により農家の農業經營訓練をなし之を基礎として農家經濟改善に進ましめん目的を以つて、記帳を開始したるものにして今後

- 一、簿記無償配布の繼續
- 二、昭和十一年より優良農家組合の表彰獎勵金交付等の方法により又督勵員を鞭撻して一路完全記帳に邁進せんとす

六、其の他

本村は嶺山方面の出稼が多く昭和十一年嶺山までの道路改良のあかつきは同嶺山が縣外より購入する三十萬圓の消費類の一部は本村が得ることとなり相當の躍進を約束されてゐる

奈良縣宇陀郡伊那佐村

一、村情

總戸數二七五戸、内農家戸數二五四戸にして内本業農家戸數二四六戸なり。郡内最少の村にして耕地面積も一般に狭少にして今後開墾等により擴張せんとす。米、麥作を主とし養蠶を唯一の副業とする單純經營にして勞働の分配不均一にして冬季相當の餘剩あり 計畫樹立年度 昭和八年

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
經營日誌	一三七	一三七	八二	村青年學校編帝農更生簿程度
現金出納簿	一一二	一一二	九一	現金出納

三、記帳普及指導の施設

- 一、農家簿記の制定刊行（青年學校にて研究編纂する）
- 二、帳簿の補助、講演其他記帳に關し補助をなす
- 三、記帳指導員を委嘱（農會技手、青年學校教諭）
- 四、記帳講座の開設、毎年十二月主催は更生本部、農會、青年學校、壯年團、男女青年團
- 五、農家組合別に於ける記帳指導、記帳點檢、集計整理をなし巡回指導する
- 六、青年學校記帳の教授をなし全員記帳せしめ毎月點檢す
- 七、團體支部（壯年、男女青年、婦人）をして記帳相互批判會、集計日の設定をなさしむ
- 八、毎年一月末日帳簿を提出せしめ記帳審査會並整理發表會を行ひ、審査授賞し、併せて資料陳列室を設けて記帳

員相互座談會を開く

- 九、農家經營研究會は専ら記帳を中心に農家經營改善をなす
- 十、更生計畫中に簿記計畫を樹立せしめ目標に向つて邁進す
- 十一、農家組合の競進會に於て簿記々帳に重點を置く

四、記帳成績の利用狀況

- 一、冬季薪の採取月數多き故「カマド」の改良をなして之を救はんとす
- 二、勞力分配の圓滑を期すため畜産をさかんにせんとす、裏作が非常に多くなりたり
- 三、村の諸會を統一して勞力冗費を省かんと目下調査中なり
- 四、早起きが勵行され早起週間の設置し又勞働能率あがる
- 五、負債整理組合が出来各戸も負債整理計畫を樹立す
- 六、家族の共同強化さると共に農家組合の成績あがる

五、今後の方針

- 一、小學校青年學校生徒に指導教授（小學校兒童の日誌制定、高等小學校經營日誌）
- 二、記帳指導幹部養成（各組合別農業經營研究會員）
- 三、農家組合の實情に即せる特殊基礎事項の記帳を工夫す

六、其の他

毎年十二月三十一日小學校で記帳講座を開く帳簿、ノートを持參し、記帳、講習をなし仕譯、決算まで簡單に行ふ

(ロ) 農家組合事例

北海道虻田郡留壽都村泉川共榮農事實行組合

一、村情

留壽都村戸數六五六戸中農業四五八戸耕地面積一戸當田二反四畝畑八町五反自作戸數一〇四小作戸數二六四、自作面積三四・六%、昭和八年經濟更生町村、本實行組合は總戸數一七戸にして全部純農家なり

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
農家簿記	一七	一七	一七	北海道農會編纂分冊式帝國農會經濟簿程度

三、記帳普及指導の施設

村農會

- 一、有給囑託専任指導職員設置(昭九)
- 二、集注的指導をなす(一つの農家組合を定めて)
- (イ) 部落常會に簿記持參
- (ロ) 組合内各班に簿記係を設置
- (ハ) 班對抗獎勵會
- 三、簿記の購入斡旋をなし集中指導の時は無償配付
- 四、簿記講習會

五、簿記々帳並に指導功勞者を道農會に推薦

六、大正の頃より農會、産業組合、村と三者協力して記帳の向上に努力し來る

村

- 一、村農會の簿記普及、指導に補助
- 二、簿記々帳指導功勞者表彰
- 産業組合 信用評定に簿記を用ふ

四、記帳成績の利用狀況

- 一、村では他部落等に本部落を模範とし實地視察せしむ
- 二、農家の經濟的頭腦増進し農業經營改善が目立つて來た

五、今後の方針

村としては

- 一、現在の指導方針を強化する
 - 二、組合單位の共進會を新に行ふ
 - 三、組合として簿記の利用に努力する
 - 六、其の他
- 永き掠奪農業により土地は瘦せ連年續く冷害不作に敢然立ち凶作克服に邁進しつゝあり

宮城縣桃生郡大谷地村五十五人第一農事實行組合

一、村情

本村は農家戸数五三九戸、内自作農二二戸、小作農七七戸、耕地面積一戸當田一町六反、畑二反八畝、耕地面積の六割は借入地、昭和八年更生計畫樹立町村、本組合は全戸数三〇戸、農家戸数三〇戸にして本業戸数は二九戸なり

二、簿記の記帳状況

簿記名	普及戸数	通年記帳	完全記帳	簿記
農家經濟簿	三〇	三〇	三〇	帝國農會編纂農家經濟簿

三、記帳普及指導の施設

村農會

- 一、村の更生は農事實行組合にその根幹を置くとなし農事實行組合成績共進會開催しその重要項目に簿記を加ふ
- 二、簿記指導幹部養成講習會を開催
- 三、簿記に助成金交付

組合

- 一、組合幹部青年を右講習會に出席せしめ指導員となす
- 二、全戸普及計畫を樹立之に向つて邁進す
- 三、組合を五班に分ち各週一回簿記に関する班會開催
- 四、月一回全員月例會開催
- 五、共進會に出品常に第一位確保

四、記帳成績の利用状況

- 一、組合員別に成績を取纏め各農家の收支状態を比較検討す
- 二、同様農業經營條件で過不足農家があらば之を研究し黒字轉換に努力せしむ

三、農業經營改善組合共済更生資金増殖に努力す

四、各戸計畫並に組合計畫を樹立す

五、今後の方針

全戸普及に付之の成績を再検討し第二次組合更生計畫を樹立し農業經營改善に努力す

六、其の他

北上川下流にあり川の氾濫で困窮し土地も多く小作地となりたるも河川改修後それによつて出來た土地を分配し更生に努力す

奈良縣宇智郡坂合部村大津實行組合

一、村情

本村戸数四九〇、農家戸数四三〇、耕地面積一戸當田五、三反、畑一、六反、自作戸数一〇七戸、小作戸数一二〇戸自作面積四〇・七%山林原野一、五五〇町歩、昭和七年度指定村、本組合は總戸数二七戸内農家は一七戸(本業農家一五)

二、簿記の記帳状況

簿記名	普及戸数	通年記帳	完全記帳	帳簿
農家經營簿	一五	一四	一四	帝農編
更生簿	二	二	二	縣農編現金並勞働

三、記帳普及指導の施設

村農會

- 一、昭和五年來講習講話會特に青年婦人に指導（年一回二月）
- 二、帳簿作成配付昭和五年京大左農家經濟簿を作成せしも記帳困難なる爲七年より農會式農家經營簿を記帳し漸く成績向上し十年より京大式を加味せる更生簿を用ふ
- 三、經營競進會に簿記を項目として入れる
- 四、農業經營研究會（會員昭和十一年二〇七名）
- 五、優良記帳の表彰、印刷物配付
- 六、記帳獎勵印刷物配付

組 合

- 一、毎月例会を開き記帳状況を調査し誤記脱漏を指導す
- 二、七月集計せるものの圖表作成展示相互の反省材料となす
- 三、經營改善座談會開催
- 四、帳簿の無償配付
- 五、篤農家の見學等を婦人同道で行ふ
- 六、農業經營改善研究會設置

四、記帳成績の利用状況

團 體

- 一、「篤農家と簿記」なるパンフレットを配付により一般簿記觀念を普及せしめ生産費の意義を知悉せしむ
- 二、部落毎に記帳成績を基礎として更生計畫を樹立す
- 三、各部落毎の更生表作成

個 人

- 一、生産物販賣と生産費低下に努力しはじむ
- 二、冗費節約（冠婚葬祭等）労働能率あがる（各季勞力の利用）
- 三、購入が多く現金に變つて來た
- 四、農家經濟自給化が顯著となる

五、今後の方針

- 一、全戸小黑板及補助簿を設置し婦女子の記帳に便ならしむ
- 二、毎年各農家の經濟を圖表にせしめると共に吾家の計畫を樹立せしむ
- 三、青年學校小學校に働きかけんとす
- 四、簿記の利用に努力せんとす
- 五、村としては目下記帳者を全農家の八割に達せしめるために二種の帳簿を以て普及に努めると共に指定農家組合を造り記帳から經濟更生まで全面的指導をなさんとす

六、其 の 他

本村は耕地少く而も階段式にして不便なるを以て村有林を開拓して一戸一町歩の割合で村内移住をなし現在十九戸に及び専任職員を置きて鋭意努力す

千葉縣匝瑳郡椿海村春海第一番組農家組合

一、村 情

總戸數三九七戸、内農家戸數三〇七戸、農家一戸當耕地面積一五反六畝、内田一一反八畝他に山林一戸當五反八畝

あり、自小作農四割五分を占む 昭和七年更生計畫樹立、本組合は總戸數十五戸にして全戸は純農家なり

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
農家經營簿	一四	一三	一三	帝國農會編

三、記帳普及指導の施設

村 農會 昭和九年より本組合を農家經營改善集團指導組合に指定し更生簿を無償配布及記帳集計を指導し今日何等の苦痛なく記帳集計可能の程度になす

組 合

- 一、年度始記帳講習會開催
- 二、毎月の組合例會に簿記の研究をなす
- 三、系統農會の方針に従つて記帳の向上と充實に努力す
- 四、毎年各人の集計を表に作り發表す

四、記帳成績の利用狀況

團 體 縣農會は記帳集團組合として之が成績並に批判を印刷物にし發行して他に模範となし之が體験に基て指導をなす

組 合

- 一、各人の成績を表表する爲皆生産消費改善に努力をしはじむ
- 二、平均所得が判然とする爲分度生活をなす
- 三、經濟特に販賣に對する觀念が旺盛となる

五、今後の方針

- 一、簿記はこのままにして今の所變更せず充實を計らんとす
- 二、全戸完全記帳に邁進す
- 三、系統農會の指導によく順應して進まんとす
- 六、其の他

本村は縣農會より集團記帳指定村となり其の後著しく向上し、昭和十二年には三〇七戸中百四十五人の記帳者を見るに至れり

山梨縣北巨摩郡安都郡那村箕輪新町農事組合

一、村情

本村は甲府を距ること七里、總戸數三四〇戸中農家戸數三〇九、耕地は一戸當田五、九反、畑一、三反、桑園二、五反、養蠶を主とする農業經營で今後多角形農業に遷らんとす、本組合は總戸數五七戸は全部農家にして本業農家戸數五七戸なり、更生計畫樹立年度 昭和七年度

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
農家經營日誌	五九	五九	五九	縣農會編 帝農編更生簿程度

三、記帳普及指導の施設

縣 農會

- 一、農家組合必行事項實踐競進會開催

二、農家簿記普及指導ため中堅青年講習會開催（四日間）
村 農 會

一、縣農會主催共進會に出品を督勵し特に農業經營改善のため簿記の記帳並にその普及徹底を圖る
二、農家簿記記帳講習會

組 合

一、農家經營日誌の無償配付
二、簿記研究月例の開催し各自簿記を持參し研究す
三、農家簿記記帳の檢閲（六年回）を組合長行ふ
四、農家簿記簿帳共進會を行ひ優良なるものに賞品を授與
四、記帳成績の利用狀況

團 體

一、村の經濟更生計畫の樹立並實行指導目標とす
二、組合の經濟更生計畫の實行資料とす。組合別勞働現金調査をなす
個 人

一、農業經營計畫の樹立並に改善に資す、毎年個人々々の經營計畫を樹てる
二、共同作業場溜池農繁期託兒所の設置
三、農業經營改善自給肥料増産

五、今後の方針

別に新しい計畫はなく從來の指導方針を繼續して之を益々充實せしめんとす

村 一、農業組合必行事項實踐共進會に参加出品督勵の爲管下組合に獎勵金を交付し簿記普及を期す

二、農家簿記講習會

六、其 他

本組合は舊幕時代五人組制度をとりしが維新後人口増殖と共に十人組が結成され後昭和七年十人組六組を合して本組合成立す、尙本村は昨年度自給化表彰の特別優良村なり

長崎縣北高來郡古賀村矢竹實行組合

一、村 情

本村は總戸數四七〇餘戸、中九割五分は農家なり本組合は全戸數十五戸にて何れも純農家なり、耕地面積一戸當田四反一畝、畑六反二畝副業として木炭植木澱粉製造をなす自作兼小作十二戸貸貯金二萬五千圓借入金六萬一千圓昭和八年度計畫樹立町村

二、簿記の記帳狀況

簿 記 名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿 記
農家日記	一五	一五	一五	縣農會發行 帝農編經營簿程度

三、記帳普及指導の施設

農 會

一、年百二十拾圓の豫算を計上し農事改良實行組合經營共進會を開き組合の活動狀況を多く簿記を求め普及指導す
組 合 一、定期部落常會を開き（更生會）記帳の共勵をなす

四、記帳成績の利用状況

- 一、反當收量増加に各組合員努力しはじめた
- 二、自給肥料の増産改善をなし地力増進に努む
- 三、記帳成績を集計し部落の表を作り之により更生計畫を樹立す
- 四、部落常會の相互研究に供せり

五、今後の方針

- 一、全戸記帳なるを以て之を益々充實繼續する
- 二、記帳成績の利用に努力せんとす

六、其の他

記帳の結果によると昭和十年度に於て組合全部で貯金五千七百圓負債一萬七百圓更に農家經濟全收支は結局五、三三四圓の不足を見たり尙本組合は臺所改善講あり月掛二十錢四ヶ月毎に改善、研究をなす

和歌山縣伊都郡九度山町桃園農事實行組合

一、村情

本村は戸數一、二九七戸、中農家四八五、商業三五五、耕地は田三反、畑三、八反、自作農三四八、小作農二八、自作地八七、六%昭和八年更生計畫樹立町村、本組合は總戸數十七にして何れも本業の農家なり

二、簿記の記帳状況

簿記名	普通戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
經濟更生簿	一七	一七	一七	縣農會編、帝農編、更生簿程度

三、記帳普及指導の施設

農會

- 一、記帳に關して全般的指導はありたれども本組合に對する特別の指導は行はず

組合

- 一、組合長北岡庄一郎は帝國農會農業經營改善指導農家にして計畫的農業經營の必要を組合員に奨励する前提として全組合員を率ゐて記帳に邁進し指導其他全部面倒を見る
- 二、例會を開き帳簿を持參し、研究比較す例會は毎月一日、十五日婦人會は四日と十日
- 三、尙二、十月の兩月を検査員三名にて記帳検査をなし良好なるものは賞品を授與す

四、記帳成績の利用状況

村 附近の組合が之を見倣ひどしどし簿記記帳を開始す

組合

- 一、勤勞精神の徹底餘剩勞方の利用
- 二、不當不明の支出なくなる
- 三、豫算生活をする
- 四、組合の成績を取りまとめ反省する

五、今後の方針

- 一、記帳は之位が限度のやうである
- 二、簿記の目的は計畫的農業經營にありとする北岡イズムに邁進し農業經營改善に努力す

六、其の他

本組合は自給經濟徹底して農閑期を利用して衣類その他(屑藪)を自給し農業經營並に經濟の自給をなす

千葉縣安房郡會呂村代農家組合

一、村情

總戸數四七一戸内、農家戸數四二五戸、内自作二三三戸、小作八戸、農家一戸當、耕地面積一町四畝、田七反五畝他に山林一戸當二一反あり。更生計畫樹立 昭和八年、本農家組合戸數二八戸中農家戸數二八戸經營面積一戸當田八反二畝畑二反一畝にして小作農なし

二、簿記の記帳狀況

簿記名	通年記帳	通年記帳	完全記帳	簿記
經濟更生簿	二八	二八	二八	帝國農會編

三、記帳普及指導の施設

農會

- 一、昭和九年當組合を農家經營改善集團指導地に指定し全戸記帳徹底をなす
- 二、縣農會は帳簿の無償配布をなし之をとりまとめ成果の批判をする
- 三、町村農會は直接指導並に補助金の交附

組合

- 一、組合五班に分ち各班に記帳班長を置く
- 二、班長は隨時巡回指導す
- 三、月例會を開き記帳集計、經營に關し農會技術員組合長を中心に研究す

四、記帳成績の利用狀況

團體

- 一、縣農會は記帳集團組合として其の成績並批判の印刷物發行

個人

- 一、各人集計結果を公開するため全員努力す
- 二、勞働能率あがり販賣購買等の經濟觀念が強くなりたり
- 三、勞力利用、生活改善が目立つて來た事

五、今後の方針

全戸記帳なるを以て之を益々充實繼續し農業經營集團改善指導地として益々向上せんとす

六、其他

明治三十六年より青年團を組織して農家生活全面的向上を期せしが大正九年より二十五歳までに限定されしため壯年團を作り之を中心に更生運動を續けてゐる

山口縣都濃郡鹿野村小河内農事實行組合

一、村情

本村總戸數一、三三六戸中農家戸數八六〇耕地面積一戸當田七、九反畑二、九反、農業經營は米、麥偏重單一經營昭和八年更生計畫樹立町村、本組合は總戸數十七戸内農家戸數一七戸にして本業農家は十五戸なり

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及部數	通年記帳	完全記帳	簿記
				一三三

農家經濟簿	二	二	帝國農會發行
" 經營簿	八	一	" "
更生簿	九	九	" "
當用日記	三	三	○ 博文館發行

三、記帳普及指導の施設

農 會

- 一、簿記の共同購入（帝國農會發行のもの）
- 二、農家簿記の講習會を村内五ヶ所に開催す（一月乃至二月）
- 三、農業經營研究會を開催し農事組合より推薦ありたる青壯篤農家五十名を集め年三期（第一期農業經營改善原理並に簿記第二期農業帳簿記並經營改善設計書作製第三期決算に對する批判）五月、八月、三月に行ふ
- 四、縣農編「我が家の更生計畫」書を百部配布
- 五、帝農發行簿記帳しつゝある農家には「農家簿記帳農家」の門標をつけしむ
- 六、農事組合共勵事項に吾家の計畫と簿記を加ふ

組 合

- 一、月例會を開き記帳を勵行せしむ
- 二、記帳研究會を開催（八月十二月）し記帳先覺者の發表及全國優良農家事例を騰寫配布す
- 四、特別研究農家を五名指定し、其の記帳研究を助成しその成績を發表せしむ
- 五、吾が家の更生目標作成

四、記帳成績の利用狀況

團 體

- 一、記帳結果により經濟更生計畫樹立指針とし、昭和十一年十二月第二次更生計畫樹立
- 二、自給肥料有者農業獎勵の基礎となる（自給肥料優良町村として帝國農會より表彰さる）
- 三、組合指定農家に特別教育をなし模範とせしむ

個 人

- 一、翌年の吾家の計畫を樹てる
- 二、農家經濟に對する正しい認識を持つて來て農業經營農家經濟の改善に努力す
- 三、計畫的農業經營の實施豫算生活を開始す
- 四、勞働日數大になり自給擴大し全面的に改良さる

五、今後の方針

現在の方法を益々強化すると共に全戸記帳而も簿記の向上に努力すると共に農家組家毎に簿記講習會を新に行はんとす。組合は帳簿の無償配付をなさんとす

六、其 の 他

本町は米麥單純農家で勞力分配均衡を失し、十二月、二月には二萬人以上の餘剩勞力を見る、從つて今後益々農業經營復雜化に努力せんとしつゝあり

山口縣玖珂郡日積村鷹之巢農事實行組合

一、村 情

本村總戸數七四四戸、内農家戸數六七二戸、耕地面積は農家一戸當田八反七畝、畑一反六畝、本組合は地主兼自作

六戸、自小作一〇戸、計二三戸、山陽線大昌驛から一里半、本組合は總戸數二三戸にして農家戸數二三戸本業戸數二一戸なり

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
農家經濟簿	四	四	三	帝國農會編
經濟更生簿	一五	一五	一三	帝國農會編

三、記帳普及指導の施設

農會

- 一、青壯年篤農家農業經營研究會に毎年五名を推薦し手當金を交付して研究せしむ
- 二、村内青壯年五十名を選抜し毎月十日公民講座を開講し農業經營並農業簿記改善研究せしめ之を第一線に立たしむ

- 三、農事組合共勵會を開催する外組合より經濟簿三部を提出せしめ良好なる組合を表彰す
- 四、毎月の部落例會に技術員並農業經營研究會修了者を出席せしめ指導をなす

組合

- 一、組合中堅青年を縣農會主催前記研究會員に推薦し記帳の指導者たらしむ
- 二、決算會（一月十日）豫算會（一月二十日）經營批判會（八月十日）開催
- 三、月例會を開き研究指導をなす

四、記帳成績の利用狀況

團體

- 一、記帳の結果より營濟更生計畫を樹立反省す

- 二、村農會は自給經濟擴充に女子青年團は生活改善に努力し縣下に名有り

- 三、餘剩勞力の利用有畜農業蔬菜栽培

- 四、農事組合の更生計畫も樹立す

個人

- 一、負債整理着實に行はれ貯金増加殊に更生貯金増加す

- 二、農業經營消費生活の自給化徹底

- 三、我家の計畫樹立指針とす

- 四、雇傭勞力減少し分配圓滑となる

- 五、豫算生活を確立す

五、今後の方針

簿記の六割を補助し農事組合、男女青年團、主婦會、青年學校總動員にて全戸記帳に努力し、記帳能力乏しきものは勤勞篇のみ配布記帳せしむ、農事組合別簿記共勵會、簿記利用に努力し、今後五ヶ年に期し簿記を中心とする多角形農業と豫算計畫的農業經營をなさんとす

六、其他

本組合の負債昭和八年度に二六二圓一戸當ありしも十年末には一一〇圓となる、更生貯金三ヶ年に一萬五千圓となり又畜牛も七〇〇頭より八五七頭となる

岐阜縣土岐郡土岐町上益見農業基礎團體

一三八

一、村情

本町は總戸數九五〇戸、内農家戸數四五五戸、商業戸數二二二戸、其他二七七戸、耕地面積は一戸當田四、八反、畑一、六反、合計六反四畝、自作農三割、小作農四割、交通は自動車、鐵道共に便なり。本組合は全戸數二一戸何れも農業を本業とす。耕地は村一般同様狭く小作地七割に及び多く製陶地の勞賃によりしが不況により根本的農業經營改善に迫られ少くとも自家消費飲食物は農業により確保せんと努力しつゝあり。更生計畫樹立年度 昭和八年

二、簿記の記帳狀況

簿記名	普及戸數	通年記帳	完全記帳
農家經營簿	一二	一二	一〇 帝農篇
現金經濟簿	九	九	五 縣農編現金のみ

三、記帳普及指導の施設

農會

一、昭和八年より縣郡農會の實地指導を受ける、縣郡農會は年數回係員を出張せしめ主婦家族全員を集め簿記指導をなす

二、町農會は毎月團の集會を利用して記帳上の研究指導を行ふ

團體

一、比較的記帳堪能なる者を記帳獎勵係員とし隨時各戸を巡回指導す

二、集合には必ず簿記持參して相互研究に努め以て記帳技術の向上を期す

三、昭和九年度より其年度實績を基礎とし次年度の設計を樹て以て組合員に興味と信念を持たしむ

四、家庭の都合上完全記帳の困難な農家には隣保共助の精神により徹底を期す

四、記帳成績の利用狀況

團體

一、系統農會では本團體の記帳の實際及びその成績を調査印刷し一般に配布す

二、郡市町村農會は之を模範とし他を指導督勵す

個人

一、特に主婦の經濟觀念を刺戟し家計改善を行ひ自家用味噌醬油の醸造日用品の共同購入をなし、婦人にして記帳者を簇出する状態なり

二、荒廢桑園の整理有畜農業化（養豚、養鶏）宅地の利用になり蔬菜増産

三、金肥を節約し土地の利用度をまし勞力利用も全面的に向上し、都市人糞の汲取増加、蠶渣の合理的利用等をなし努めて農産物生産費の低減に努め負債も今や全く償還せり即ち昭和七年三、〇五〇圓の負債を逐年減少せしめ昭和十年一、四二〇圓となり昭和十一年殆んど皆無となる

五、今後の方針

一、今後益々全戸完全記帳に向つて努力する

二、今や負債償還をなし苦難時代を越へたり。今後益々積極的に農業經營の改善をはからんとす

三、農業により生活の安定を得て而る後農閑期勞賃収入により農家經濟の安定向上を得んとす

愛媛縣伊豫郡原町村八倉農家組合

一四〇

一、村情

本村總戸數六六九戸、中農家戸數四九八、耕地面積一戸當田六反、畑三反、自作戸數九五戸、小作戸數三一五戸
 自作面積三四%貸付金額二〇萬圓、負債額五〇萬圓、昭和八年指定町村なり。本組合は總戸數三八戸にして全部純農家なり

二、簿記の記帳狀況

帳簿名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	簿記
勤勞簿	三八	三八	三八	縣農會編、(經濟更生簿程度)
農家經濟簿	二五	二五	二五	組合編、(勞働日誌)

三、記帳普及指導の施設

農會

- 一、帳簿の無償配布
- 二、記帳指導會の開催
- 三、例會には記帳集計の指導をなす

組合

- 一、毎月例會を開き簿記を持參し組合代表者にて集計を助け研究する
- 二、毎月十五日婦人研究會を開催
- 三、毎月二十日青年會開催

四、記帳成績の利用狀況

組合

- 一、自家用醬油の共同醸造をなす
- 二、土曜散髪日の設定
- 三、勞力利用で製繩大いに増加す
- 四、負債整理組合を造り今後組合員にして負債をする時は調査會を設け簿記を審査して然る後借入を許可す

五、今後の方針

- 一、經濟簿全戸普及に付之を繼續充實せしむ
- 二、勤勞簿を全戸記帳

六、其他

負債整理組合を設立し負債整理額三萬三千圓を借入金で返済し、以後三年間赤字を出したるもの僅か一戸あるのみ

宮崎縣西臼杵郡岩井川村大楠實行組合

一、村情

總戸數六一九戸、内農家戸數四五三戸、農山林にして全面積の九割は山林原野なり。耕地一戸當田四反四畝、畑三反六畝、山林一戸當七町なり、負債額は一戸當六百七十圓。昭和十年經濟更生指定町村。本組合は總戸數十七戸にして何れも純農家なり

二、簿記の記帳狀況

帳簿名	普及戸數	通年記帳	完全記帳	帳簿

一四一

農家經濟簿

一七

一七

一三 縣農會編帝農經濟更生簿程度

一四二

三、記帳普及指導の施設

一、農會青年學校

- (一) 實行組合長(三七名)を集め普及割當をなし、記帳講習會開催(二月)
- (二) 各組合に於ける青年學校優良上級生を(七四名)督勵員となし、二月督勵員の記帳集計講習會開催
- (三) 三月農會、青年學校共同主催で各部落別記帳懇談會を開催し、併せて戸別に記帳検査をなす

二、記帳品評會開催

三、郡中堅青年農業經營改善研究會に極力参加せしむ

四、毎月一回不定期に記帳檢閲をなす

四、記帳成績の利用狀況

村 年二回農談會を開催し優良記帳、農業經營改善者の體験談をなさしむ

組 合

一、日用品の共同購入開始しそれによつて節約された分を貯金す

二、主婦の經濟觀念昂まる

三、冗費の節約、冠婚葬祭が非常に簡單に改良さる

四、醬油の共同醸造共同壓搾機を備ふ、尙之が賣上金は婦人部が貯金し肥料資金に充つ

五、各種貯金の増加

五、今後の方針

一、村農會主催記帳品評會開催

二、中堅青年農業經營共進會を開催し、簿記の利用に力を用ひんとす

六、其の他

本村は耕地狭少なるを以つて毎年五町歩の開墾をなす。昭和十年は九年の一戸當農業收入六六九圓を凌駕して九六一圓となる

第三章 簿記普及指導の核心

簿記の普及指導は難問題にして、その指導方法等は單に理屈や、かけ聲のみにて萬全を期することは出来ない。それは農家の經濟と農民の心理とを手際よく捉へて行かねばならぬ。

こゝに於て出品事例實地審査の際かゝる優良なる事例、或は簿記向上途上にある町村並農家組合等に就き、簿記普及運動の核心とでも云ふべき、次の十一項目に亘つて直接農家の隔意なき意見を聽取調査をした。その報告を取纏め参考に供す

調査項目

- 一、一番最初簿記を普及せしめた場合(どの程度の簿記から入つた)どの階級を中心に普及せしめたか
- 二、當初記帳せしめた簿記から現在の簿記に導くまでの経路方法とそれに要せし年月
- 三、記帳能力貧弱なる農家記帳せしめる爲如何なる方法を探つたか
- 四、一戸二戸と確實に進めて行く方法と全面的に不完全でも記帳せしめそれを向上せしむる方法と何れを採りたるか
- 五、集計決算をどうしてやらせて居るか

- 六、簿記の成績利用をどう云ふ風にやるべく指導してゐるか
- 七、督勵委員はどんな人を選び又其の人々はどの程度の指導能力があるか
- 八、小學生、青年、婦女子に對し如何なる指導をしてゐるか
- 九、簿記の記帳により最も改善利用成績を擧げてゐるのは如何なる層であるか
- 十、簿記の様式 (分冊式) (合本式) (一枚刷式) 等に關する意見
- 十一、一家の中誰が記帳して居るか

調査町村

町村事例

- 兵庫縣養父郡大屋村
- 高知縣香美郡山北村
- 富山縣東礪波郡東野尻村
- 德島縣勝浦郡生比奈村
- 滋賀縣蒲生郡南比都佐村
- 高知縣土佐郡大川村
- 奈良縣宇陀郡伊都佐村
- 長崎縣東彼杵郡下波佐見村
- 神奈川縣愛甲郡中津村
- 愛知縣幡豆郡三和村

- 山口縣豊浦郡瀧部村
- 三重縣度合郡五ヶ所村

農家組合事例

- 山口縣玖珂郡日積村鷹之巢農事實行組合
- 岐阜縣土岐郡土岐町上益見農業基礎團體
- 愛媛縣伊豫郡原町村八倉農家組合
- 宮崎縣西臼杵郡岩井川村大楠實行組合
- 京都府船井郡須知町市森農事實行組合
- 兵庫縣神崎郡寺前村比延部落農會
- 茨城縣久慈郡小里村大石粕塚農家組合
- 栃木縣河内郡篠井村六本木農事組合
- 新潟縣西蒲原郡黒崎村北場農家組合

神奈川縣鎌倉郡村岡村渡内農事實行組合

一、一番最初簿記を普及せしめた場合どの程度の簿記から入つたか又どの階級を中心に普及せしめたか

一、町村事例

- (イ) 從來縣農會主催の農業經營改善指導を受講せし特定の者が農家經營簿を記帳し來れるも昭和七年農業經營改善青年同盟(必しも青年でなく經營改善に熱意を有する者を指す)が組織されて以來この層が指導普及の中心になり農家經濟簿(十點簿記)を記帳し、一般には主として簡易經濟簿(五點帳簿)を記帳せしむ(大屋村)
- (ロ) 本村には四十年の記帳歴史を有する先覺者あり。教育程度高く(優良事例参照)之等の人は從來より大福帳家計簿を記帳し來れるも昭和五年以來農會指導により農家經營日誌(勞働現金出納、財産裏帳)に變更記帳し爾余の農家にも普及に努めしが先づ記帳は地主、自作等の村の智識階級有産階級からであつた(山北村)
- (ハ) 縣農會の更生簿(勞働日誌、現金出納)を村内の一部落を選んで記帳せしめると共に、別に村内有能青年をして縣農會編纂の家計簿(十點帳簿)を記帳せしめ之等を簿記運動の中心とし次年度なり全戸配布をなす(東野尻村)
- (ニ) 縣農會の指導により昭和八年より農家經濟簿(十點帳簿)を極力普及せしめその對象は主として經濟的餘裕もあり、素養もある人達であつたしかし翌年からは帳簿形式を引下げて一般村民の記帳普及に努力す(生比奈村)
- (ホ) 經濟更生指定村になるに及び無償配布をもつて縣農會「編纂更生日誌」(現金勞働)を全戸配布記帳せしむ(南比都佐村)
- (ヘ) 昭和五年青年三百六十五名の農事研究會員をして京都大學式簿記記帳せしめたが簿記の程度高級にすぎ記帳困難の爲昭和七年に至り遂に帳簿を變更した(伊那佐村)
- (ト) 昭和八年八月の村婦人會總會の決議に基き婦人會全員が家計簿の記帳を開始す(下波佐見村)

(チ) 昭和八年農家經濟簿帝國農會編(十點簿)を無償配布し村内特定農家八十戸をして記帳せしめしが簿記の程度高級に過ぎ記帳成績思はしからず翌年より當該八十戸農家には經濟更生簿(帝國農會編)を配布し一方家計簿を全戸配布をなす(中津村)

以上並に其の他事例を綜合するに簿記を最初普及する方法に二つの兩極端及びその中間的方法と三つあることが判明する

- 一、農家の能力その他を考慮せず兎も角全戸に平易な簿記を配布する行き方
- 二、記帳能力ある青年或は有識階級から漸次に普及せしむる行き方
- 三、有能有識者に對し簿記々帳の指導者としての訓練をなしつゝ一方に於て程度の低い簿記を全戸に配布する行き方

右三方法の中一般に最も多くとられてゐるは第三の方法にして該方法を以て最適なりとの意向が多い、尙普及當初の簿記程度に關しては帝國農會の經濟簿京大式農家經濟簿の如き(十點簿記)高級簿記を最初から取入れた町村多く失敗に歸しゐる。従つて少くとも帝國農會編經濟更生簿程度以下のものから漸進的に高級簿記に進めるに非ざれば特殊事情のない限り順調なる發達は困難である

二、農家組合事例

(イ) 組合員の記帳能力差等は考へず全戸同一の簿記を一齊全戸に配布す、簿記は帝國農會の經濟更生簿(鷹之巢)農家經濟簿並に經營簿(上益見)

縣農會編農家經濟簿(現金出納簿)(八倉)部落編草案紙式現金出納簿(大楠)

(ロ) 從來帝國農會編經濟簿を記帳し來りしもの四名ありこの人達も些か程度が高級に過ぎた爲記帳困難を覺え簡易經濟簿(五點)に変更したが之を機として之等の人が中心になり記帳を一般も開始す(比延)

(ハ) 帝國農會編經濟更生簿を全戸に配布し記帳を開始せしが當初は尙程度稍高級に過ぎ記帳困難の點ありしも全戸に努力して記帳を續行せり(大石粕塚)(七)大石粕塚と同様なるもどうしても記帳困難なるものありて現金出納簿をも交へ配布す(渡内)

「農家組合事例に於ては殆ど全部全戸配布主義をとり組合内の一、二の熱心な指導者によつてリードされてゐる。當初採用の簿記の程度は部落にもよるが一般に町村事例に比較して稍高級なるものが用ひられてゐる傾向は見逃せない。しかし矢張り經濟更生簿程度又はそれ以下の方がよいと思はれる」

二、當初記帳せしめた簿記から現在の簿記に導くまでの経路方法とその要せし年月

(一) 町村事例

(イ) 大正拾五年より縣農會主催經營改善講習會を受講せし青年が農家經營簿を記帳し來れるも、昭和七年農業經營改善青年同盟が創立され(青年のみでなく農業經營改善に熱心なる人を以て組織)之を中心に簿記普及す、降つて昭和九年經濟更生指定村になりたるを契機とし、全戸記帳を敢行し能力に應じ縣農會編經濟簿(十點簿記)簡易經濟簿(五點簿記)を夫々全戸に配布記帳せしめ今日に至る(大屋村)

(ロ) 昭和五年より一部有識者階級により農家經營日誌が記帳せられしも七年に至り帝國農會編經濟更生簿に変更され、一般にも普及し更に八年から農家の日誌(財産臺帳、資金關係、労働日誌、現金出納)九年より殆んど同内容の我家の家計簿となり漸次記帳者の要求により簿記を変更し來れり(山北村)

(ハ) 最初記帳能力者八十名を選び縣農會の家計簿(十點簿記)を記帳せしめ二年目から全村に更生簿を配布(東野尻村)

(ニ) 昭和八年農家經濟簿(十點簿記)を以て記帳開始せしが九年には經濟更生簿(五點簿記)に程度を引下げ更に十年には女子に家政簿を與へ記帳訓練に資せしむ。次いで十一年には京大式帳簿も一部の人により取り入

れた(生比奈村)

一四八

(ホ) 昭和七年以來一般には更生日記(現金出納、労働日誌)を記帳せしめ、青年興農同盟員及農事實行組合幹部に之より程度の高い縣農會編經營日記を記帳せしむ(南比都佐村)

(ヘ) 昭和五年京大式農家經濟簿を記帳せしめしが程度高級にすぎ、記帳困難を覚え七年より帝農編農家經營簿に變更し、更に十一年より京大式を加味したる更生簿に改變す(伊那佐村)

(ト) 家計簿を昭和八年より記帳せしも經營改善資料の要求大となり十年より稍複雑なる縣農編農家の日誌を採用し、十一年度には更に程度の高級なるものに向せしめしが稍難かしく十二年は再び十年度配布せしもの引き下げた、しかるに十二年度記帳開始後日淺き今日すでに非難の聲高く再び十一年同様の高級帳簿に復活が叫ばれてゐる(下波佐見村)

(チ) 昭和八年中堅農家八〇戸に農家經濟簿を無償配布し、記帳せしめしが程度高級に失し效果舉らず昭和九年に之を經濟更生簿(五點)に引き下げると共に一般農家には家計簿を記帳せしめ漸次更生簿の増加に努力し來る。昭和十二年より縣農會の更生簿(五點)に出來得る限り變更せしめたが設計書添付なきにより、再び經濟更生簿に戻らんとする状態あり(中津村)

以上から次の四つの傾向が認められる

- 一、高級帳簿を先づ入れしが程度高度に過ぎ記帳困難を覚え次等に低度のものに引き下げしもの、又は引下げつゝあるもの。但し此の場合は低度に引下ぐと云ふも尙相當高い程度に留るを得てゐる場合多し
- 二、低度の簿記から次第に高級なるものの上昇して行きつゝあるもの
- 三、記帳能力ある階級に高級帳簿を記帳せしめ、同時に一般農家にはそれより低度ものを記帳せしめ、前者をして指導的役割をなさしめ後者の向上を計つてゐるもの

四、指導者が確たる方針をもつて簿記の内容程度に關し普及に關し計画的に半命令的に進めて行くもの
五、記帳者の意向により簿記内容其他容赦なく改良して行くもの、但し一般農家は確然たる簿記知識が乏しきを以つて一時の思ひ付きにより毎年の如く帳簿變更の恐れあり
但し理想としては第四と第五の中間的方針により第三の方法をとるものとの意向多し

(二) 農家組合事例

(イ) 最初は現金出納簿を用ひしが次第に訓練を経た今日では帝國農會編經營更生簿農家經濟簿を農家の希望により撰擇記帳せしむ(鷹の巣)

(ロ) 昭和八年縣農會の現金經濟簿並に帝國農會の農家經營簿(八點)を記帳能力に應じ並行普及せしが昭和十一年に於ては殆んど農家經營簿となる(上益見)

(ハ) 昭和九年縣農會發行の農家經濟簿(現金出納簿により)記帳を開始し之の完全集計記帳に努力して今日に及んでゐる(八倉)

(ニ) 昭和七年より部落發行草紙式現金簿記を記帳し昭和九年縣農會の農家經濟簿(五點帳簿)に變更せしが急に高級帳簿になりたる爲、最初可なり落伍者を出せしが現在では非常に能力向上し、早く草紙式をやめたことを喜んでゐる(大楠)

(ホ) 昭和六年頃より官民協會發行新農家日誌を記帳して來たり能力向上をまつて縣農會の新農家經濟簿(六點)を記帳せしめて今日に及ぶ(市森)

(ヘ) 昭和十年經濟更生簿(五點)を配布せしが、程度稍高きに過ぎ、更に口座とは何か、覺帳とは何うするものか等不明の點多かりしも相互研究努力により記帳をなす、昭和十二年から縣農會の更生簿(五點)に變更せんとす(大石和塚)

一四九

町村事例と同様に高い程度の簿記を配布し、それを固守せんとする方法と低級の簿記から次第に同上せしめんとする方法との二つが見られる。

尙町村又は農家組合兩事例から見ても簿記の程度を向上せしめるには大體二年位を少くとも必要とするもの、如く見受けられ、短期間で何度も變更するが如きは結局成果を得てゐない。尙低度の簿記を用ひてそのまゝ放置して置くことも賢明なる方法でなく相當の記帳能力が出来れば多少は無理の様でも簿記の程度を上げて行く事が宮崎縣岩井川村の事例に見る如く結局良成績に早く到達出来る場合が多い

三、記帳能力貧弱なる農家に記帳せしめる爲如何なる方法を採用しか

一、町村事例

(イ) 色々様々の手段方法を講じて見ても村の内一割位の農家は自力で記帳決算をなす能力がない、之等農家には先づ開墾等により多少なりと耕地をもたせ農業により生活を或程度安定せしめ簿記により改善の餘地を造らしめてそれから簿記を記帳せしめるより外にないと思ふ(大屋村)

(ロ) 總戸数の三割位(中産以下)は記帳集計決算が充分に行へない等には帳簿購入の補助をなし更に毎月の常會にはこれ等農家を中心に指導をする(山北村)

(ハ) 村内各實行組合毎に簿記指導員を三名位宛設置し、この指導員一名が一年三名宛の記帳能力の貧弱なる農家を受持つて極力簿記々帳能力を保持せしむべく指導をなす(生比奈村)

(ニ) 文字の全然判らない農家は己を得ないが村内の有識有能なる男女青年を指導員として各部落毎に設置せしめ部落常會に簿記持参せし場合記帳不完全な農家の記帳集計指導をなす(大川村)

(ホ) 十五戸に一人の割で簿記督勵員を設置し、督勵員は督勵員手簿をもつて可能の限りに於て隨時各農家を巡

回して記帳集計の指導を與へ同時に農家の帳簿に督勵員の印を押し督勵員手簿には農家の捺印をせしむ(中津村)

以上記帳能力の貧弱なる農家の指導は大體部落單位又は農家組合單位に所謂簿記指導員とか簿記督勵員とかの中心人物を造りこの人々をして部落又は農家組合常會を利用し、或は隨時農家を訪問せしめて指導するといふ行き方は何れも略一致するところであるが大屋村、生比奈村の方法或は考へ方も示唆に富んだ考へ方である

二、農家組合事例

農家組合にても大體、町村事例同様の指導方針にして農家組合内に更に班を設け之に中心指導者を置いて或は常會を利用し、又隨時巡回指導をせしめて記帳の完全を期してゐるがこの部落常會には各自が簿記を持参し相互研究するを定跡とす

四、一戸一記帳能力の有るものから確實に記帳を奨勵して行く普及方針と不完全でも全區域全面的に帳簿を配布し、帳せしめ逐年之が完全記帳を目指す方法と何れを採用しか

この方法は次の三つに分けられる

(イ) 昭和七年農業經營改善青年同盟を中心に簿記を入れ、之等が相當訓練出來た、昭和九年宛も經濟更生計畫村に指定されしを楔機とし全村配布をなしたる大屋村の如く先づ中心的指導人物を養成し而る後に於て全面的に普及向上せしめんとする方法

(ロ) 兎に角全般的に一時に簿記を配布、記帳せしめ、内記帳力あるものを指導員となして之を向上せしめんとする山北村の如き方法

(ハ) 記帳講習等を行ひ記帳能力出來たものより逐次進んで行くもの即ち農業經營改善青年同盟(必しも青年でない農業經營改善に熱心な人)に加入者をして記帳せしめそして加入者が増加しにゆく兵庫縣津名郡鮎原村の

右三方針の中最も廣くとられてゐるのは第二の方法にして兎に角一時に全戸配布をなし、その中より中心人物を造つて記帳指導に當らしめ、當然出る落伍者を勉勵鞭撻して行く方法であるが第一の先づ中心人物を造り、簿記を研究せしめ確固たる信念を之等指導者たるべき人達に會得せしめ而る後一般に記帳せしめる方法は最も中庸を得たる方法と云ひ得る。尙中堅青年同盟とか、農業經營改善同盟とかいふが如き充實したる團體があるときは屢々講習、講話をなし理解ある者を之に極力加入せしめ、加入會員をして必ず記帳せしめて行く方法は最も堅實であるが、やゝ遅々たる憾なきに非ず

五、集計決算をどうしてやらせてゐるか

町村事例

- (イ) 大體記帳の理解出來たるものは自宅で集計せしめ、未だ理解充分ならざるものは全部帳簿を持參すべき月例會の際農業經營改善青年同盟員が指導す、尙一年一回集計會を全村で開く(大屋村)
- (ロ) 毎月月例會に帳簿持參集合せしめ、指導員と農會技術員が指導し毎月(集計決算を行はしむ(生比奈村)) 農家組合事例

- (イ) 毎月一日例會に於て組合代表者が全部集計決算の任に當りしが莫大なる手数を要する爲現在では各農家を以て原簿から集計表に轉記せしめ代表者は之が集計決算の任に當り且つ之を保管する(八倉)
- (ロ) 月例會に於て相互に交換して集計せしむ、當初は之を非常に嫌ひしが、最近は左様のことなく圓滿に而も完全に集計可能となりぬ(比延部落)
- (ハ) 各戸各自宅にて集計し督勵員は巡回して之を手傳ふ
- (ニ) 月例會に於て帳簿を持參し各自集計決算を行ひ農會技術員又は指導員之の質疑に應ず(その他多くの組合)

以上を綜合するに最も多きは月例會を利用し必ず簿記を持參せしめて集計決算を行はしめ、之を指導員或は農會技術員等が補佐援助する方法であるが更に年三回全村一齊に或は又年一回一月に集計デーを開催し之が集計決算をなさしめるが如き事例も少なからず

六、簿記の成績利用をどう云ふ様にやるべく指導してゐるか

- イ、村指導機關紙更生時報の材料を記帳成績より得て集録し、之を通じて農家經濟の改善の重點、目標を判然ならしむ、尙之には農業經營改善青年同盟が中心組織となり農業經營改善に主力を注ぐ(大屋村)
 - ロ、記帳者各戸の集計結果を公開批判をする(更野尻村)
 - ハ、經濟方面の指導は勿論なるが、一方に於て記帳成績を利用し一家和合の大切を説き、精神方面の指導に資す(南比佐村)
 - ニ、前年の集計成績に基き各戸計畫を樹て之を集計して實行組合毎に計畫を樹て計畫的農家經營を行はしむ(下波佐見)
 - ホ、記帳により一家の収入が明瞭になる爲各自に對し分度生活をなさしめ、猶更生計畫進度表を造り各戸を勉勵せしむ(三和村)
 - ヘ、専ら負債整理に利用せしむ(八倉農家組合)
 - ト、餘剩勞力利用に利用せしむ(市森農家組合)
- 尙この外農家經濟、農業經營の自給化に専ら利用するもの、或は簿記から該地方重要農産物の生産費或は收支表を作成せしめて生産費低減に或は販賣に利用せしむるもの(愛知に多し)。尙北海道の如く産業組合の信用評定に用ひてゐるもの、更に黒崎村の如く優良記帳者に報徳社の無利子資金借入の優先權を與へる等の利用方針を樹て、ゐるものその利用は實に廣範に亘つてゐる

兎にも角にも唯單に簿記を記帳せしめるのでは農家の記帳に對する興味を失はしめ、引ては簿記普及の最大の障害となる。従つて簿記々帳によりなさんとする大目標に向つて農家を誘導して行くことは勿論日常時宜くこのことを捉へて農家を指導し、農家に對し簿記々帳の興味を湧出せしめる如く指導することが簿記普及の要諦とも云ふべき、最も大切な點にしてこゝに指導者の指導方法の巧拙が明瞭に露出されてゐる

七、督勵委員はどんな人を選び又その人にはどの程度の指導能力があるか

イ、農業經營改善青年同盟員が指導に當る、之等は必ずしも青年でなく農業經營に熱心な農業經營主により同盟が組織されてゐる、之等の人達の簿記々帳能力は農家經濟簿（十點）を自由に驅使出来る程度に達してゐる（大屋村）

ロ、農會の總代又は小組長等が指導に當り、之等は主として自作階級である、學歷は農學校出身者四名、高等小學校卒業十六名なり（山北村）

ハ、指導員は村の中堅青年にして、之等は多く組長等を兼ねてゐる、學歷は主として高等小學校を出て青年學校（乙種農學校）を卒へた人達である、尙これ等指導者は系統農會の講習會に招集し能力向上を期してゐる（生比奈村）

ニ、實行組長十四名を督勵委員とし、之等は簿記指導講習會を受講せしもので、農家經營簿（八點帳簿）等の記帳は易々たるものなり（阪合部村）

ホ、小學校の教師、婦人會支部長（下波佐見村）

農家組合

（イ）農事組合より信用ある者一名其他青壯年篤農家數名が中心となり指導をなす、記帳能力は農家經濟簿（十點簿記）を記帳し得る程度（鷹之巢）

（ロ）督勵員は六名にして記帳の秀れたものの持廻りなり任期一年（上益見）

（ハ）記帳能力あり且つ組合員の信用ある人を選ぶ（市森）

（ニ）組長副組長が主として指導に當る（大白柏塚）

簿記督勵員又は指導員たる資格は種々あらうが少くとも次の二つの資格を備へる必要がある、その一つは相當簿記々帳能力を有するもの。その二は村民から信望のある人である

而して之等には實際農業を營み簿記々帳により農業經營の改善をなしつゝある人。溫厚篤實なる中堅青年、全村から尊敬される村長、組長、教員、住職等が適當であらう、殊に簿記普及は經營主は勿論青年、婦人から小學校生徒にまで及ぶ必要があるに鑑みれば殊に信望のある人と云ふことは重要な要素である

従つて簿記普及は農家組合又は部落からかゝる條件に適當する人を選出し簿記々帳能力を養成し、之等を以つて指導員に充ずるを以つて適當とす

八、小學生、青年、婦女子に對し如何なる指導をしてゐるか

町村事例

（イ）小學生 尋常五六年に小學日誌（縣農會編）を無償配布し受持教員をして指導せしめ、その優良記帳者を表彰する

青年 高等小學校及び青年學校にて教授

婦女子 婦人會で記帳指導をなす（山北村）

（ロ）小學生 高等小學校で教授し、常用日誌を講習用に用ふ

女子 女子青年學校（二年）で家計簿を記帳せしむ

青年 青年學校は簿記の講義をなす（生比奈村）

（ハ）小學生 高等小學生に小遣ひ帳程度の簿記を記帳せしむ

男女青年 青年學校で教科として簿記講義をなす(大川村)

(ニ) 小學生 學用品、記帳をなさしめる

婦女子 記帳講習をなし金銭出納と労働日誌の記帳を教ふ(阪合部村)

(ホ) 小學生 簡單なる帳簿を與へ記帳せしめてゐる

青年 簿記を與へ記帳を教授する

女子 女子に對する特別指導はなきも女子は殆んど全部家政女學校(三年家政は一年)に通學する關係上

記帳能力高し(下波佐見)

農家組合は町村の構成團體であつてこゝでは指導が全く一致するから改めて之を掲げない

優良なる簿記々帳町村は何等かの形で小學生、青年、婦女子に記帳能力を養成せしむべく方法をとつてゐる

特に青年學校等では農會技術員と連絡をとり記帳指導をなして成績を擧げてある場合が頗る多い

九、簿記の記帳により最も改善利用の實績を擧げてゐるのは如何なる階級なりや

町村事例

(イ) 青年同盟員、或は耕作面積の多い農家にして大體一千圓乃至千二百圓程度の經濟生活内容を有するもの(大

屋村)

(ロ) 下層階級が今迄全く現金出納に無智なりしが記帳後利用改善は別として非常に經濟觀念に自覺めて來た

(東野尻)

(ハ) 地主自作等中農以上の階級(生比奈村)

(ニ) 篤農家に於て殊に著しきものあり(大川村)

(ホ) 中農以上が最も高く、就中中流階級が中心なり(伊郡佐村)

(ヘ) 米作農家が第一、有畜農業第二、養蠶農業が第三なり(三和村)

農家組合事例

(イ) 差異を認めず(鷹の巢上益見)

(ロ) 大差なきも強ひて云へば四十歳以下の人達(大楠)

(ハ) 勞力と耕地の多い農家(大石粕塚)

(ニ) 上層部(立場)

(ホ) 記帳能力ある人達(渡内)

小さい農家組合で農業組織農業經營條件に於て大差なき所は別として一般は、多く中農以上の青壯年に於て最も利用改善が顯著と云ひ得る、而もその中軸をなすものは自作中農である、今後簿記運動の徹底につれて全面的に利用増進してもその中心は變らないだらう

十、簿記様式は合本式、分冊式、一枚刷等何れを希望するか

(イ) 合本式がよい

縣農會の簿記に更生協會の集計用紙を添付すれば最上と考へる。京大式は難解で村では一人位しか附け得ない。

農業會社の簿記の様氣がする(大屋村)

(ロ) 記帳の容易なる簿記を希む、分冊式は決算に都合がよい(山北村)

(ハ) 農會式縣農會のものがよい(東野尻村)

(ニ) 農會式簿記は決算が難かしい、京大式は青年層に喜ばれてゐる。合本式がよい(生比奈村)

(ホ) 京大式は労働の記帳が容易である點に於て農會式は部門決算の容易な點で特徴あり(阪合部村)

(ヘ) 餘り簡潔なものは永續しないが又餘り複雑でも困る、我家の日記(縣農)位が最もよい、帝國農會の經濟更

生簿は不備の點多し(下波佐見村)

- (ト) 記帳容易にして仕譯のある、經濟更生簿の如きものを望む、設計書のない簿記は駄目である(中津村)
 - (チ) 合本式がよい(三和村)
 - (リ) 分冊式がよい(家族各々が分擔する爲)(瀧部村)
- 農家組合事例

- (イ) 分冊式がよい(鷹の巣)
- (ロ) 記帳の容易なるものがよい(八倉)
- (ハ) 縦帳にして仕譯決算を毎月出来るもので、二十五錢位の簿記がよい(大楠)
- (ニ) 一日一頁に全記帳事項の集つてゐるものを希む(比延)
- (ホ) 一冊がよい、難解な言葉は眞平で口座と云ふ様な言葉も何とか變へてもらひたい(大石粕塚)
- (ヘ) 更生協會のがよい(六本木)
- (ト) 一冊でつけ流しのものがよい(渡内)

以上簿記様式に關しては全くその見解多岐に亘り一定しない、蓋しこれは先づ最初に入つた簿記。今自分達のよ
いと思つて記帳してゐる記帳、各方面からの簿記指導方針。或は村の指導者の考へ方によるのであるが之によつて見
ても簿記を統一する事は至難の問題で、勿論指導は必要だが夫々の農家が最もよいと云ふものを以つて記帳せしめ
次第に農家の欲求とまつて簿記向上を目指すべきで、今記帳してゐる簿記を色々と理屈をつけて變更させる等は避
けねばならぬ、殊に記帳能力の乏しい農家にとつては手馴れた簿記が最もよいので、漸く辛苦して覺えた時に他の
變つたものに變更されては誰の簿記か分らない。但し以上の意向により簿記は少なくとも次の二つを備へねばなら
ないことは明かである

一、記帳集計決算の容易なもの

二、用語の農民的なること

十一、一家の中誰が記帳してゐるか

町村事例

- (イ) 經營主である、婦人等も多少あるが矢張相當程度の簿記は經營主でないと駄目である(大屋村)
- (ロ) 經營主六割、長男主婦四割(東野尻村)
- (ハ) 主婦又は女子青年が多い(大川村)
- (ニ) 青年二五―三五歳位(阪合部村)
- (ホ) 全部主婦で目下次第に男子に移りつゝある(下波佐見村)
- (ヘ) 戸主並に準戸主(男)二人、女子一〇人、生徒五人、青年九人、計四六人(中津村の一部落)
- (ト) 家計簿(一點帳簿)は經營主、經濟更生簿(十點簿記中堅青年(三和村))
- (チ) 主として經營主家計費は主婦(五ヶ所村)

農家組合

- (イ) 經營主 $\frac{3}{4}$ 主婦 $\frac{1}{4}$ (上益見)
- (ロ) 殆んど青年(大楠)
- (ハ) 處女會員十四名、主婦九名、合計二三名(比延)
- (ニ) 青年二戸、婦人一戸、他は戸主(大石粕塚)
- (ホ) 主婦一戸、小學生二戸、青年四戸、戸主五戸、計十二戸(渡内)

簿記の記帳は原則として經營主青年男子がなしてゐるが婦人の記帳も亦見逃し得ない、否場所によつては全く婦人

によつて記帳されてゐる場合もあるは注目すべきである

殊に簿記運動の障害として男子が記帳を開始した場合は、主婦が所謂ヘソクリ金問題の爲反對して熱意を示さず女子が記帳を開始すると男子は使途不明金問題で熱意を示さないことが多いから必ず双方の指導が必要である
尙小學生の記帳は一家に記帳能力のない場合は殊に重要である

昭和十二年六月●五日印刷
昭和十二年六月●十日發行

著作兼發行者 帝國農會

右代表者 渡邊忠吾

東京市神田區西神田一丁目七番地

印刷者 塚田貢

東京市神田區西神田一丁目七番地

印刷所 廣業印刷株式會社

東京市麴町區丸ノ内三丁目一番地

發行所 帝國農會

振替口座東京四〇五二番

142
882

終